

令和元年第2回定例会

(6月6日招集)

山都町議会会議録

令和元年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月6日（第1号）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 2 |
| 開会・開議 | 2 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 2 |
| 日程第2 会期決定の件 | 2 |
| 日程第3 諸般の報告 | 2 |
| ・議長の報告 | |
| 日程第4 行政報告 | 2 |
| 日程第5 提案理由説明 | 6 |
| 日程第6 報告第1号 平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について | 8 |
| 日程第7 報告第2号 平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について | 9 |
| 日程第8 報告第3号 平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について | 10 |
| 散会 | 11 |

○6月11日（第2号）

| | |
|----------------|----|
| 出席議員 | 12 |
| 欠席議員 | 12 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 12 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 12 |
| 開議 | 13 |
| 日程第1 一般質問 | 13 |
| 9番 吉川美加議員 | 13 |
| 1番 眞原 誠議員 | 27 |
| 5番 興梶 誠議員 | 40 |
| 13番 藤澤和生議員 | 53 |
| 散会 | 67 |

○6月12日（第3号）

| | |
|------|----|
| 出席議員 | 68 |
| 欠席議員 | 68 |

| | |
|----------------|-----|
| 説明のため出席した者の職氏名 | 68 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 68 |
| 開議 | 69 |
| 日程第1 一般質問 | 69 |
| 2番 西田由未子議員 | 69 |
| 4番 矢仁田秀典議員 | 81 |
| 12番 藤川憲治議員 | 95 |
| 散会 | 107 |

○6月13日（第4号）

| | |
|--|-----|
| 出席議員 | 109 |
| 欠席議員 | 109 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 109 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 109 |
| 開議 | 109 |
| 日程第1 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について | 109 |
| 日程第2 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について | 111 |
| 日程第3 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について | 112 |
| 日程第4 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について | 114 |
| 日程第5 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について | 115 |
| 日程第6 報告第9号 平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について | 116 |
| 日程第7 議案第30号 専決処分事項（平成30年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて | 117 |
| 日程第8 議案第31号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて | 119 |
| 日程第9 議案第32号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて | 122 |
| 日程第10 議案第33号 専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて | 123 |
| 日程第11 議案第34号 山都町営グラウンド条例の一部改正について | 125 |
| 日程第12 議案第35号 山都町介護保険条例の一部改正について | 127 |
| 日程第13 議案第36号 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について | 128 |
| 日程第14 議案第37号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第1号）について | 130 |
| 日程第15 議案第38号 工事請負変更契約の締結について | 141 |

| | | | |
|-------|--------|--|-----|
| 日程第16 | 議案第39号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について…………… | 145 |
| 日程第17 | 同意第3号 | 山都町副町長選任について同意を求める件…………… | 146 |
| 日程第18 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて… | 148 |
| 日程第19 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて… | 148 |
| 日程第20 | 諮問第3号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて… | 148 |
| 日程第21 | 諮問第4号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて… | 148 |
| 日程第22 | 発議第1号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について…………… | 150 |
| 日程第23 | 委員会報告 | 陳情等付託報告について…………… | 152 |
| 日程第24 | 議長報告 | 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について…………… | 152 |
| 閉会 | | …………… | 153 |

6 月 6 日（木曜日）

令和元年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年6月6日午前10時0分招集
2. 令和元年6月6日午前10時04分開会
3. 令和元年6月6日午前10時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 報告第1号 平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第7 報告第2号 平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第8 報告第3号 平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 栢 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 教 育 長 | 井手 文雄 |
| 総務課長 | 荒木 敏久 | 清和支所長 | 渡辺 八千代 |
| 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 | 会計管理者 | 緒方 功 |
| 企画政策課長 | 藤原 千春 | 税務住民課長 | 田上 るみ子 |
| 健康ほけん課長 | 河野 君代 | 福祉課長 | 高橋 季良 |
| 環境水道課長 | 増田 公憲 | 農林振興課長 | 山本 敏朗 |
| 建設課長 | 佐藤 三己 | 山の都創造課長 | 藤原 章吉 |
| 地籍調査課長 | 上田 浩 | 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 |

生涯学習課長 工藤 宏 二 そよう病院事務長 藤 嶋 厚 美
監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午前10時04分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和元年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、藤原秀幸君、11番、後藤壽廣君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの9日間をしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日の9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申し出があつております。これを許します。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 山都町が出資する第三セクターの経営健全化方針の策定について報告します。

第三セクターについては、民間企業の立地が期待できない地域において産業振興及び地域活性化等に取り組むため、また、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に影響を及ぼす場合があります。

第三セクターの経営は地方公共団体から独立した事業主体として、みずからの判断と責任に基づいて遂行することが原則であります。経営が悪化した場合の経営健全化については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政的リスク等を踏まえて、地方公共団体が主導することが必要であります。

平成28年8月に総務省から通知してあります「第三セクター等の経営健全化の推進等について」及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」においても、地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクターにおいて、経営が著しく悪化している場合には抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが要請されています。

また、平成30年2月20日付総務省自治財政局公営企業課長からの通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」においても、議会への説明と住民への理解を求められているところです。

本庁においても財政的リスクを抱える第三セクターとして、有限会社虹の通潤館と有限会社そよ風遊学協会があり、両法人とも平成18年度と平成27年度の2回、外部による経営診断を行っておりますが、抜本的な経営改革までには至っておりません。

今後は当該法人との調整を行いながら、経営、資産債務の状況を適切に把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来への見通しについて評価するとともに、組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理運用等の経営上の重要事項について、出資地方公共団体としての指導、監督方針を明確にし、経営健全化方針の策定に向け直ちに作業に着手します。

さきに触れました総務省からの通知においても、議会や住民の皆様に対して第三セクターの財務書類や将来負担額などを公告し公表することに加え、経営指標や町が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由から将来の見通しまで、わかりやすい説明を行うこととし理解を得てまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 次に、環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 私から2件の行政報告をいたします。よろしく申し上げます。

まず初めに、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の現時点でのスケジュール等について報告します。

上益城郡内5町では、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を立ち上げ、新しいごみ処理施設等の建設に向けて粛々と協議が進められています。

去る平成31年3月28日の第5回協議会において、今後のスケジュール等が示され、全員一致で承認されましたのでその内容を報告いたします。

2枚目の資料をお願いします。上段の左側をごらんください。

①基本計画策定時点、平成28年3月のスケジュールでは、用地所得と環境アセスを並行して行

い、その後、造成工事と建設工事を行いながら、令和7年度の稼働開始を計画していました。

下段の表をごらんください。

②現時点のスケジュールでは、建設予定地が決定後、現地調査を行っておりますが、用地の取得がかなり厳しいと思われる土地も散在するようで、用地取得のめどがついた後に環境アセスに取りかかるように変更されています。

このように、用地取得後、間をおかず環境アセス、造成工事及び建設工事に取りかかったとしても、令和12年度の稼働開始を見込んでおります。当初計画からさらに5年間先延ばされたこととなります。よって、郡内の各施設においては、令和11年度までに現施設を延命するか、それが難しいことになれば、他団体等に委託処理を考えなければなりません。

なお、用地取得の状況次第では、新施設の稼働開始はさらにおくれる可能性もあるようです。以上です。

次に、熊本県水道事業基盤強化推進協議会（熊本中央地域協議会）における検討結果について御報告いたします。

水道事業においては、近年、管路を初めとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員の確保及び人口減少による料金収入の減といったさまざまな課題に直面しています。このことから、生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取り組みが喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成30年5月に県を中心とした「熊本県水道事業基盤強化推進協議会」を設立するとともに、県内に六つの地域協議会を設立し検討を行っていくことになりました。

そこで、熊本市、山鹿市、菊池市、合志市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、西原村及び大津菊陽水道企業団の10市町村1組合で構成する「熊本中央地域協議会」では、一本化や共同化が可能かなど、広域連携による経営効率化についての協議・検討を行ってまいりました。

このたび、平成30年度までに検討した結果の報告がまとまりましたので、国及び県の通知に基づき、内容を報告します。

その前に国の通知としましては、総務省と厚労省は、平成28年2月と3月に「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」と「水道事業の広域連携の推進について」の通知を発出し、検討体制を整えることや平成30年度までを目途に検討結果を公表することなどについて、地方自治法第245条の4第1項による技術的助言として示しています。

県の通知としましては、国の通知を受け、熊本県は平成30年5月に各市町村と一部事務組合宛てに「熊本県水道事業基盤強化推進協議会の設置について」を通知されています。同年10月に、地域協議会を設置し広域連携に向けた検討を行い、その結果を協議会会長宛て報告するとともに、ホームページでの公表や各市町村議会への説明を通じ、住民へ周知を図っていくことを求められています。

それでは、住民周知をしなければならない検討結果を報告します。

1ページをお願いします。

熊本中央地域水道事業における現状と広域連携等の手法の検討結果の内容になります。平成31

年3月25日付でございます。

協議会名、熊本中央地域協議会。構成団体につきましては、10市町村1組合で記載のとおりでございます。

1-1では、地域における地勢について記載しております。

1-2では、水源別年間取水量の内容をそれぞれの事業者ごとに示しており、計画1日最大取水量と右側には年間取水量が記載しております。山都町の内容につきましては、表内の下から4段目に山都町上水道事業と、山都町簡易水道事業のそれぞれの数値を記載しております。

2ページをお願いします。

2-1、給水人口の将来推計の現状と課題は、事業者ごとの給水人口平成29年度と平成39年度の推計人口を記載しており、増減率を示しております。熊本市、合志市、大津菊陽企業団及び西原村中央を除く4事業者以外の町においては、全てマイナス率を示しています。

下段の2-2、施設投資の将来推計の現状と課題は記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。

2-3、職員数・年齢構成の現状と課題については、地域全体では10年前と比べると3割減少しており、技術の継承等が課題となるとしています。

4ページをお願いします。

3、現状と課題の整理（総括）について記載しております。その内容につきましては、本地域での水道事業に係る現状と課題を以下のようにまとめ、水道事業基盤強化の一つの手法として考えられる広域連携を含め検討を行うように、3項目を掲げて記載しております。

(1)人口減少に伴う料金収入減少についての課題と対応、(2)施設老朽化に伴う大量更新についての課題と対応、(3)人材確保・育成についての課題と対応についてでございます。内容は記載のとおりでございます。

それでは、最後のページの5ページをお願いします。

4、広域連携手法の検討結果（総括）について記載しております。前のページの、3、現状と課題の整理を踏まえ、本地域における広域連携等の手法の実現可能性について、昨年度3回の会議において協議・検討を行っております。

その内容につきましては、実現可能性の高いものを想定しており、既に実施している内容の拡充を含め、できるだけ早期の実現を見据えて、引き続き具体的な実施方法等を協議していくことを確認しております。

その項目につきましては、①工事標準仕様書の基準等の共同作成、②資機材等の共同発注及び共同備蓄、③災害時相互応援協定の拡充及び危機管理マニュアル等の共同作成、④職員研修の共同開催、⑤水質試験・検査・水質管理等業務の共同委託、⑥管路・浄水場等保守点検業務の共同化、⑦管路診断、漏水調査の共同化でございます。

なお、施設の共同設置や事業統合、民間活用等その他の手法については、今後の検討の中で改めてその必要性や可能性を慎重に検討していくことを確認しているところでございます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（工藤文範君） これで、行政報告が終わりました。

□（自席より発言する者あり）

（「企画政策課から行政報告がありましたけれども、平成28年及び平成30年の総務省通知、これを文書にて配付していただきたいと思います。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）
わかりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和元年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

6月に入りまして、水稻の作付はほぼ終了かなと思っておりますが、ことしは水不足でまだ終わっていない農家の方がたくさんあるかなと、大変苦労されとるかなというところでございます。

また、主力であります夏秋野菜等の作業等は順調に進んどるというようなことであります。昨年同様の高収益を期待しておるところでございます。

さて、平成28年度発生の農地災害復旧事業につきましては、発災から3年を経過しますが、査定件数1,700件のうち約半数が未契約の状況で、農家の皆さんには大変な御心配と御苦労をおかけしております。

経営意欲の維持や耕作放棄の防止など将来を危惧する切実な訴えも届いておりますが、町内業者の受注能力を大きく超える厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、5月下旬、熊本県に対しさらなる支援を要望いたしました。早速、県におかれましても、県下の業界団体への受注意欲を促す対策を発案していただき、説明会を計画していただいたところでございます。町職員も同行し窮状を訴えながら、町の支援策も示しながら、理解と協力を得ていきたいと考えております。

今年度の最重要課題として不退転の決意をもって、町独自の支援策、国・県への要望や業界団体への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、九州中央自動車道山都中島西インターチェンジが開通しまして半年が経過しました。

4月末からのゴールデンウィーク期間中において、道の駅では前年を大きく上回る来訪者があり、その人の流れが大きく変化をしております。

開通当初、迷走や車両事故が発生をしましたが、街頭指導や標識設置など関係団体とすばやい対応をしてまいりました。

町外からの利用客も多く、町民の皆さんにはさらなる安全運転への心がけをお願いいたします。

中央道の工事予算につきましては、約60億1,000万強の確保ができたところでございます。数年後の矢部インターチェンジ開通へ向けた取り組みが、現実味を帯びてきたところでございます。周辺整備を含めたまちづくりを一層加速させる必要があります。

そのような中で、矢部―蘇陽間の計画段階評価の実施が決定をいたしました。今後もこの道路が必要不可欠であることを訴えながら、一日も早い事業化を目指してまいります。

次に、若者移住定住対策として整備しました分譲地「山都テラス」につきましては、10区画中6区画に応募がありました。周辺環境もよく敷地も十分ですので、完売に向けて今後も町内外のPR活動を活発に行ってまいります。

3月末に、町は東京農業大学と包括連携協定を締結いたしました。有機農業を初めとした産業の振興や環境保全、相互交流による人材育成や地域活性化を目指してまいります。

また、4月から上寺にあります県の農業試験場の農地の管理運営につきましては、町を通じまして、山都町有機農業協議会にお願いをしたところであり、有機栽培の実証圃場として有効活用を図りながら県内外へのPRをしてまいります。

ことしも矢部高校の入学式へ出席をしました。46名の新入生の皆さんは、小規模校ではありますが、これからの3年間、日々悔いのなく精いっぱい高校生活を送っていただきたいと思います。

また、地域の皆様が中心となり、新たに寮の運営も始められました。町外からの生徒の確保に大きな役割を果たし、あわせて寮を核とした地域の皆様と矢部高校がますます融合し、地域の活性化につながることを期待します。

先日、矢部高校の二輪車クラブから報告がありました。嘉島出身の生徒さんが全国大会に8月に出場するという報告をいただきました。うれしいことであります。町といたしましても、関係者の負担軽減などの支援策を講じていきたいと考えております。

次に、昨年開設いたしました山都町東京事務所を介して、石けんや入浴剤を販売する株式会社ラッシュジャパンが訪問をされました。環境保護にこだわった商品を世界49カ国の地域に約930店舗、国内では鶴屋百貨店やイオンモール熊本を初め80店舗以上を展開されているそうでございます。

今回は山都町産の有機農産物を原料とした商品を紹介いただきました。今後も取引の拡大や新商品の開発が期待されるところであります。

いよいよ梅雨の時期を迎えますが、昨年は西日本豪雨など全国津々浦々で大規模な自然災害が発生し、とうとい生命が失われました。改めて自然の脅威を知らされました。

気象情報や町からの発します5段階の警戒情報など、十分に活用いただけて、非常に備えながら安全で安心できる生活を送っていただきたいと思います。

最後になりましたが、元号が平成から令和と変わりました。私は、これまで以上に「心ゆたかなまちづくり」に邁進してまいりますので、町民の皆さんの御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今定例会に提出する議案は、専決処分報告4件、報告8件、条例3件、補正予算1件、その他7件です。

議案第30号は、平成30年度山都町一般会計補正予算第7号です。これは、さきの3月定例会において提出しました、補正予算第6号議決後に判明、確定した事業及び交付金等に係る補正予算

につき専決処分を行ったため、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第31号は、山都町税条例の一部改正について、専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第32号は、山都町国民健康保険条例の一部改正について、専決処分を行いましたので、その報告並びに承認を求めるものです。

議案第33号は、名ヶ川河川災害復旧工事の変更契約につきまして、専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第34号から第36号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

議案第37号は、令和元年度山都町一般会計補正予算第1号です。

議案第38号は、御所トンネル工事の変更契約に関するものです。

議案第39号は、山都町が加入しております一部事務組合の規約の変更に係るものです。

次に、報告第1号は、平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費事故繰越しの金額のうち実際に令和元年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第2号は、平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費の金額のうち実際に令和元年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第3号は、平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しの金額のうち実際に令和元年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第4号から第8号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が2分の1以上の出資をしている法人について、その経営状況を報告するものです。

同意第3号は、山都町副町長選任について同意を求めるものです。

諮問第1号から第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせていただきますので、適正な決定をいただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで5分間休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時42分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 報告第1号 平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第6、報告第1号「平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第1号、平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について御説明をいたします。

2枚目をお願いします。

平成29年度におきまして、平成29年度から平成30年度の事業として設定をいたしました継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、避けがたい理由のため年度内に支出を終わらなかった分につきまして、実際に翌年度つまり令和元年度に繰り越した金額につきまして報告を行うものでございます。

7款2項の大矢野原演習場周辺民生安定事業に係るものでございます。表中の平成30年度の予算現額1億9,410万433円のうち、支出済み及び支出見込み額を引きました残額が1億275万3,622円となります。それから、不用額30万5,732円を引きました令和元年度に実際に繰り越した金額は、1億244万7,930円となるものでございます。

以上で、報告終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第7 報告第2号 平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第7、報告第2号「平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第2号、平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

次のページをお願い申し上げます。

平成30年度の第6号及び第7号補正予算において、認定、追加及び変更を行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に令和元年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

まず、2款の総務費関係でございます。地籍調査事業それから山都町の公式ホームページリニューアル事業がございます。それから、熊本地震被災にかかわるものが3件ございます。

それから、5款の関係でございます。1項の農業費にかかわるものとしましては、被災農業者向けの経営体育成支援事業のハウスの復旧、それから、産地パワーアップ事業、それから担い手確保・経営強化支援事業につきましては、それぞれハウスの新設、それから、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（瀬戸水路）工事、それから、農地耕作条件改善事業、鍛冶床ため池改修事業でございます。

2項の林業費に係るものとしましては、それぞれ単県事業であります林道の舗装事業6路線、治山事業の1件でございます。

6款商工費に係るものとしましては、八朔祭の大造り物小屋の整備事業の大川町分、それから、その小家に隣接します新たに寄附された土地がございますので、その土地の整備費ということでございます。

7款の土木費におきましては、土砂災害危険住宅の移転促進事業2戸分、それから、戸建ての木造住宅の耐震改修事業の2戸分ということでございます。

次のページをお願いします。

2項の道路橋梁費に係るものとしまして、町道台帳の作成事業委託5路線、道路維持事業町単独事業分3路線、美里町道金木鶴越線の工事負担金、地方創生道整備交付金事業関係5路線、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業1路線、社会資本整備総合交付金事業2路線。

4項住宅費に係るものとしまして、被災住宅の応急修理事業でございますが、事業清算に伴いまして令和元年度に返還するものでございます。

9款の教育費でございます。文化的景観保護推進事業ということで、通潤橋周辺災害の整備工事分でございます。

10款の災害復旧費でございます。1項の過年度の農業施設の災害、林道災害復旧施設の復旧工事、それから、2項の現年度の公共土木施設、過年度の公共土木施設の災害復旧事業、3項の重要文化財復旧事業いわゆる通潤橋の被災事業分でございます。

以上全29事業でございます。総額で15億5,053万6,000円となります。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第2号の報告が終わりました。よって、報告第2号「平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第8 報告第3号 平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第8、報告第3号「平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第3号、平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告いたします。

次のページをお願いいたします。

事故繰り越しにつきましては、地方自治第220条第3項の規定に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち年度内に支出負担行為、原則して契約を結んでいる分でございますが、避けがたい理由のために年度内に支出が終わらなかった分につきましては、翌年度つまり令和元年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

事業ごとの内容につきましては、計算書の右端に記載してあるものでございます。

2款総務費につきましては、熊本地震に起因します地域コミュニティ施設の補修事業と4件分

でございます。

7款の土木費につきましては、道路改良道路橋梁費でございますが、それぞれ道路改良分ということで、まちの単独事業道路改良単独事業、それから、地方創生道整備交付金事業3路線、それから、社会資本整備総合交付金事業が2路線ございます。

10款の災害復旧費でございますが、1項の過年度分の農業施設災害復旧事業、それから、現年度の林道施設災害復旧事業、過年度の林道施設災害復旧事業ということでございます。

次のページをお願いします。

2項の現年度及び過年度の公共土木施設の災害復旧事業に係るものでございます。

以上全9事業、繰越額の総額は20億3,029万3,883円となります。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第3号の報告が終わりました。よって、報告第3号「平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ただいまから要望のあった件について配付いたします。

〔資料配布〕

○議長（工藤文範君） 先ほどの説明について、一部修正があるようでございますので、それを許します。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 先ほど行政報告の中で、総務省からの通知につきまして「平成28年8月」というふうの説明しましたが、平成26年8月の総務省通知となっておりますので、訂正をお願いいたしましておわび申し上げます。

○議長（工藤文範君） これをもって全部終了いたしました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までをお願いいたします。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時58分

6 月 11 日（火曜日）

令和元年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年6月6日午前10時0分招集
2. 令和元年6月11日午前10時0分開議
3. 令和元年6月11日午後3時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 9番 吉川美加議員
- 1番 眞原 誠議員
- 5番 興柁 誠議員
- 13番 藤澤和生議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興柁 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|-------|----------|--------|
| 町長 | 梅田 穰 | 教育長 | 井手 文雄 |
| 総務課長 | 荒木 敏久 | 清和支所長 | 渡辺 八千代 |
| 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 | 会計管理者 | 緒方 功 |
| 企画政策課長 | 藤原 千春 | 税務住民課長 | 田上 るみ子 |
| 健康ほけん課長 | 河野 君代 | 福祉課長 | 高橋 季良 |
| 環境水道課長 | 増田 公憲 | 農林振興課長 | 山本 敏朗 |
| 建設課長 | 佐藤 三己 | 山の都創造課長 | 藤原 章吉 |
| 地籍調査課長 | 上田 浩 | 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 |
| 生涯学習課長 | 工藤 宏二 | そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

7人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす3人としたいと思います。順番に発言を許します。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） おはようございます。9番、吉川でございます。

この令和元年最初の議会となりました。一般質問の一番くじを引いたわけでございますが、この順番といいますのは、いつも議会が始まる日にくじ引きで決めるということになっております。久々に一番くじを引き、大変何だか得をしたような気分できょうを迎えております。

町内では田植えも進み、ハウスの夏秋野菜の定植も進んでまいりました。皆様お忙しい中きょうも傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

私は常々山都町の文化度の高さに関心をしているわけなんですけれども、その魅力の発信力に不足があるというふうにも思っております。その中で「やまと文化の森」が新しい管理者によって再スタートをいたしました。企画展が続き、何よりも町内の方々が足を運んでいらっしゃるようです。来館者も4月、5月とともに2,000名を超え、昨年からすると倍増、いやそれ以上のことが起こっているようです。これからも町内の立ち寄りポイントとしてその活用を進めていただくよう期待をしております。

また、けさは休刊明けの熊日を開きますと蘇陽中学校のリレーチームが県の陸上で優勝したといううれしいニュースが飛び込んでまいりました。本当におめでとうでございます。この成績を出した子供たちの努力とともにこの子供たちを支えてこられた御家族、そして御指導に当たられた皆様に心から敬意を表したいと思っております。

きょうは新しく始まる教科の課題、子育てに関する相談の一括した窓口の創設について、そして、やっと修復作業が見えてきた通潤橋のことから質問をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問席に移ります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 通潤橋の質問に入る前に一言述べさせていただきます。

先ほど蘇陽中学校のすばらしい活躍について触れさせていただきましたが、この春から矢部小学校を除いて小学校の部活動が廃止になり、新しい学校生活が始まっております。子供たちの放課後の過ごし方の心配をしてきましたが、担当課に数字を聞きますと思ったほど学童保育の

利用者がふえてはならず、混乗便への利用申請も清和地区に限られておりました。ということは相変わらず保護者の送迎の負担がふえているということにほかならないのではないかというふうに自己分析をしております。社会体育の受け皿に乏しい清和地区でも既存の合気道教室を初め、新規にバスケットクラブや清和文楽教室が始まり、それぞれに子供たちが希望を持って取り組み始めたところです。

子供の希望をかなえるために家族が奔走しています。私ごとながら我が子が駅伝で全国大会に出場したときには囑託職員だったとはいえ、出勤のシフトで職場に大変な迷惑をかけながらやり繰りをしたことを思い出しました。もちろん子供の活躍はうれしく、それをどうこう言うつもりはないんです。

ただ、先日、体協の総会に参加した折に、小学生の部活動の受け皿として頑張っていた少年スポーツクラブに対して、今年度から町から助成金が配分されることになりました。子供の送迎に関しても公的な援助ができるように配慮していただきたいというふうに思います。

特にひとり親世帯にとっては生活をかけた日々の戦いです。安心して子育てができるまちを標榜するためにもこの点も考えていただいテーマだということが投げかけさせていただいて、通潤橋周辺の質問に入らせていただきます。

通潤橋修復工事がやっと見えてまいりました。石壁の崩落から1年もたっております。この間、一向に始まる気配のない現状でしたので、見えてきたと表現したのは足場が組み、町民や観光客に進み始めたなというのが実際に見えてきたということの意味です。もちろん担当課におきましては、災害発生後から今日まで常に考えてきたことを粛々と進められてきたところでしょう。

山都町のホームページで順次掲載していただいております。復興の状況についてはですね。なので、詳しい内容について一番初めに項目に挙げておりましたが、そこについては、省かせていただきながら1番目の質問については二つのことをお伺いたします。

まずは、次の保存活用委員会がいつ開かれるのか、そして5月20日にアップされた記事、工事測量のための除草に関してです。保存活用委員会には有識者をたくさん集めての会議で日程調整が難しいというふうに聞いております。次回の開会はいつなのかとそれからそれが公開されるのかというのが心配なところです。5月20日の記事について、済みません、ちょっと文章がおかしくなりましたが、そこが1点とそれからこの5月20日につきましては、足場を組むために除草したという内容でして、毎年恒例の全体除草作業は工事完成後に実施するというふうにあります。現在、通潤橋を見ますと工事現場の右半分は確かにきれいになっておりますが、左半分の傾斜部分、そして手すり石の下の部分、非常に草が生い茂っており見苦しい光景になっております。右側が終わったら左側をついでにというのはおかしいですが、されるかと思っておりましたが、記事を見ますと「工事完了後に全体の除草する」とあり、びっくりしたというか、がっかりです。これがいつごろになる見通しか。先ごろ熊日にもそのことについては、教育長が触れられておりましたが、まず今、きのう行きましたところ、どうもモルタル剥がし作業にかかられたような感じでした。その後、内部の調査をしながら一応今のところ今年度いっぱい完了ということですが、それについては不透明な部分もあるというふうに読みました。

ではこの2点について、教育委員会のほうからお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問にお答えをいたします。まず1点目でございますが、通潤橋保存活用検討委員会の今後の開催の日程等につきましてでございますけれども、今後、修復工事を進めていく中で、工程的に一番重きを置くところが崩落面の測量と石垣内部の安定状態の確認調査を実施することが、これから2カ月ほどかかってやっていくところでございます。この重要な部分、いわゆるその今後の工法ですとか、そうした重要な部分をですね、のり面の状況あたりを探っていく調査でございますけれども、この調査に基づいて今後の進め方というものを実施しますので、これを確認するものが通潤橋保存活用検討委員会の中で決めます。その日程につきましては、それが終了後ですので、大体8月、夏ぐらいの時期には決めていきたいなど。9月に入るぐらいかもしれませんが、それぐらいの時期にはやっていきたいと考えておるところでございます。また、これにあわせて公開もやっていくところではございます。

もう1点につきましては、除草作業、今回は右側の右岸側、中央部ほどまでを除草しておりますけれども、これにつきましては、災害復旧現場の部分の除草のみに限っておるところでございます。左岸側についての除草はまだ終わっておりませんが、議員おっしゃられましたように全体終了してからの完全復旧してから全体を除草するというにはしてはしておりますが、やはり9月に入りまして、八朔祭等もございますので、できる限り観光客にも見せられるその通潤橋というものを発信するためにも何らかの形で、左側の左岸部分、この除草も手がけていきたいと考えているところではございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 保存活用委員会なんですけれども、次회가8月ということで、こちらものがっかりという感を否めません。本当にこの崩落が昨年5月の7日でしたか、起こりましてから今日のその進捗状況までの時間のかかり方、そして今課長がおっしゃっていただきましたけれども、本当に皆さんが早く放水を見たい、放水だけが通潤橋ではもちろんございませんが、やはり観光客の方に対してとか、町民のそのモチベーションについても、もっとこう慎重かつやっぱりスピード感を持って進めていただきたいというのが正直な感想です。

そして、除草については、本当にこれが工事が終わってからといいますと、本当に草ぼうぼうになりますよね。こちらのほうもぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、一つ違った側面から、地震が起こってこの3年、その間のこの経済的な影響というものをどのように分析されているのかというのを一言お伺ひしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、質問にお答えしたいと思います。熊本地震以降、地域経済への影響を検証しているかという御質問でございますけれども、熊本県観光統計という調査がございまして、毎年実施されておりますけれども、県下全市町村観光拠点入り込み客数、宿泊客延べ人数等の調査が行われております。その資料に観光消費額を算出した資料がございまして、その資料によりますと震災前の平成27年の観光消費額は22億7,115万円で、これを

100と仮にした場合に比較してみますと震災のあった平成28年の観光消費額が16億9,011万円、25.6%の減、5億8,104万円の減となっております。

それと平成29年の観光消費額につきましては、17億1,200万円、これも24.6%の減、金額で5億5,900万ほどの減となっております。

平成30年の観光消費額については、まだ出ておりませんが、3年間で約16億から17億の経済への影響が出ているというふうに考えられます。

今申し上げましたのは観光消費額だけを捉えた数字でございますので、観光産業はほかの産業と比べまして裾野の広い産業でございます。それに関係する観光関連の事業者への影響を含みますとさらに大きな数字になるというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） やはり想像のとおりというか、かなりのダメージを受けているということですね。

通潤橋にはちょこちょこ足を運ぶわけなんですけれども、資料館にも立ち寄ります。すると平日でもたくさんの観光客がこんな中でも訪れていらっしゃる。聞けば本当に遠来の方が多くてびっくりするんですね。来られた方が当然のように放水は今やってないんですかと。もちろん熊本地震の影響など全国にそんなにこう認知度があるというわけでもなく、観光資料を見ながらこの地を訪れ、旅の途中に通潤橋の放水を見ていこうというふうな方がよくいらしております。

しかし、残念ながらですね、そこに1人お詳しい学芸員がいらっしゃいますけれども、非常に丁寧に今の現状を述べられているわけなんですけれども、残念ながら通潤橋の説明資料があそこにはないんですね。皆様、御存じだったでしょうか。

町長初め町民の皆さん方も通潤橋は町の誇り、宝、これがなくては商売も成り立たない、さまざまにおっしゃる割には、通潤橋に対する扱いが雑なのではないかというふうなところが率直な感想なんです。町の観光案内冊子「山の時間」というのがございますね。今出ているものも表紙には大きな大きな雄大な通潤橋から放水の写真、これが載っているんです。しかし、中身を見てみますとキャンプ場の案内等々ございますが、通潤橋の歴史、被災後の様子、今後の見通し、そのような説明は一切触れておりません。

熊本地震直後の復旧作業のときには、見学台をつくり、看板を立て、来訪者に対しての説明もございました。しかし、今回通潤橋に来て何がどうなっているのさっぱりわからない状況なんです。現在、工事を担当していらっしゃいます建設会社の看板はあります。工事期間は令和2年3月31日までというふうな御説明があるだけなんです。せめて立て看板での説明、そして、資料館、物産館、レストランあたりへチラシを配布するぐらいのことはできるのではないのでしょうか。

中には町外の方がすごく通潤橋のファンの方がいらっしゃいまして、足しげくいらっしゃるんですけれども、この状況に憤って、御自分で資料をつくりあそこに今置いてらっしゃいます。どうぞ見てください。通潤橋に関するいろんな雑学等を御自分でお調べになって、プリントにあらわして、それこそ自費でここまでわざわざ来て置いてらっしゃるような状況なんです。そんなこ

ともありますが、道の駅の管理者である観光協会とも相談をしながら、このことには速攻で対策を練っていただきたいというふうに思うんですが、その現状をどう捉え、今後どう対応していかれるのか担当の方にお伺いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 通潤橋の修復に関する観光客への説明については、通潤橋資料館での説明や生涯学習課において昨年崩落しました通潤橋の手すり石の一部の展示などを行っているところでございます。

12月の定例会の一般質問でも御指摘がありました布田神社横に保管をされている崩落した通潤橋の石への誘導サイン、説明看板等の設置はできておりませんが、これから本格化する復旧工事で明らかになる通潤橋の内部の状況や積み直しの作業の状況を写真やビデオで撮影をして、道の駅に設置する予定です。

また、通潤橋を説明する資料が、解説書が置いていないということでございますけれども、現在、「通潤橋探検」と表示したパンフレットを作成しております。これは小学生の社会科見学ですとか、一般の方にも活用していただけるものとして作成しております。

現在、通潤橋の修復工事中ですけれども、新たな解説書の作成についても平成28年の熊本地震以降の改修によって明らかになった新たな知見などを入れて編集を今後していくということにしております。

現在そういった通潤橋の解説であったり工事の概要について御指摘のとおり観光客に説明するようなものがございませんので、これについては、もう早急に対応したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、課長からありましたけれども、あそこの資料館、私も本当によく行くんですけども、あそこにお一人ですよ。しかもフルの方ではないんです。きのうは行きましたところお休みのようでした。聞いてみますとことしも通潤橋の小学生の見学はもう100件を超えているというふうに聞いております。そんな中で去年が九十何校だったと。それでその方は小学生が次々に資料館を訪れるので、お昼も食べる時間がなく、本当に毎日毎日休む時間もなく、自分が休んだら成り立たないというふうな責任感からそこにいらっしゃるんだというふうに思っています。そして、その資料については、今作成中とおっしゃいましたが、それも含めてやはりその進捗状況を知らせていく必要があると思うし、今ホームページには第6回目ですかね、今足場を組んだところまで状況が載っておりますが、あれをさっさとプリントして、あそこに置くぐらいのことはされたほうがいいじゃないかというふうに思います。あそこにいらっしゃる石山さんも自分で資料をつくりながら、白黒でコピーをして、その方に配ったり、本当にお一人なのでお客さんいに対応してて、次の人が入ってきたらその人は素通りして帰られるという感じなんです。だから、今、石もあそこの一つは置いてあるけれども、それに対する説明も十分にできない、本当に活用ができていない、保存も大切だし、しかもその通潤橋というのが今も、最初、工藤課長が出てこられて、それで、山の都の藤原課長が出てこられるというふうに、やはりいろ

んな側面で担当課が違うということがあります。これは本当に町の大事な宝だし、今のような数字の落ち込みを聞いてもいち早く、しかも皆さんが口をそろえておっしゃる、もう数年後にはこの浜町のところまでインターが開通するだろうという見通しの中で、そういう手当も含めて、本当に一丸となってやっていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、また最近増加している外国人観光客への配慮も同時に進めていただきたいところです。町内の観光地への案内看板には英語表記がされておられませんね。町内を訪れる観光客はアジア系の方が多くには思いますが、基本的には英語表記があれば理解が進むものです。何しろ日本人ほど英語が苦手な人たちはないというふうに思っておりますので、中国の方も韓国の方も本当に東南アジアの方々も本当に私たちより英語の理解は進んでらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。これはぜひ同時に進めていただきたいことで要望としておきます。

さて、皆さんは1996年に環境省が選定した日本における残したい音の風景百選というのを御存じでしょうか。多分御存じないじゃないかなと思います。名水百選などに比べるとかなり地味な認知度が低い百選ではないかというふうに思っています。私も全く知らなかったわけなんです、家人がネットで知ったと教えてくれたんです。自然の音、祭りの音、人が作業する音など日本の風景に溶け込んだ音を選定したものなんです。熊本からも二つの音を選定されています。もうぼちぼちわかってらっしゃると思うんですが、一つは五和町のイルカの風景だそうです。そして、もう一つはこの通潤橋の放水の音です。その残したい音がもう3年以上響かなくなっているわけなんです。1日も早い本体の復旧と日本に残したい放水の音がよみがえるように願って通潤橋に関する質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続けていいですか。

○議長（工藤文範君） はい。

○9番（吉川美加君） 次に、小学校で始まる新しい教科についてお尋ねをします。

新聞やテレビでも盛んに取り上げておりますので、皆さんも御存じでしょうが、来年度から小学校で英語とプログラミングの強化が導入されます。これからの世の中を生き抜いていくためにどちらも必要な勉強なのかなとは思いますが、学習時間をどうつくり出すのか、教師の研修はどう進めているのか、私は小学校では基礎的な学習、自分の中に知識や想像力をぐっと蓄える時間だと考えておりますが、その時間を削ってまで新教科に向かわなくてはいけない意味がまだよくわからない中で、文科省が言ってきたからといって進めるのではなく、その方針というものをきちんと持って教育に当たっていただきたいというふうに思っているわけなんです。

プログラミングの推進については、いろんなところで懸念が言われておりますが、中には今現在不足しているIT技術者を早くに要請したいんだというふうなうがったというか、そういう観点まで出てきているようなんですね。そういう早くからプログラミングというか、そのコンピューターとかITとかいうものに触れさせて、そういった技術をより高くしたいという日本の目標かもしれませんが、そういうことをすれば一層この1次産業に携わっている町の疲弊を招くんじゃないかなというふうな心配も私はしております。

教育長にはどういうふうなビジョンでこの教育を進められるのか、一言よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 今御案内いただきましたとおり小学校におきましては、令和2年度から、中学校におきましては令和3年度から新学習指導要領が完全実施となります。これは社会の変化に対応して生き抜く力を育成していく上で児童生徒の教育に必要な主体的な学びや思考力、判断力、実践力、豊かな人間性、健康な心身と体力等を身につけさせるために時代に応じた改定が行われたものであり、各学校において着実な指導が行われることが期待されているものであります。

また、小学校におけるプログラミング学習については、日本語による表記で論理的思考を組み立てる学習として取り入れられる予定です。普段の学習においても手順を追って考えを確かなものにする学習がもちろん展開されておりますが、この学習では改めて目標やその目指す結果に向けて思考や作業の過程を明らかにする学習として取り入れられるものであり、学ぶ価値があると考えております。

続けて申しますと、新学習指導要領による学習指導に当たってはどの教科等においても主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善が求められております。

既に平成29年度のその周知の時期、そして、30年度、31年度の移行時期に各学校で準備に取り組んでもらっております。特に今お話がありました新たな教科となる英語、あるいは特別な教科、道徳については既に移行期間に各学校の教育課程に組み込んで、指導計画に基づいて指導の仕方や評価のあり方等についても実践、研究を積み重ねてきているところであります。それがこの次年度から完全実施となります。

これに向けましては、計画的な校内研修、それから、各教職員が自らの研修を希望する教科等に所属して授業研究を通して指導力向上に当たる上益城郡の教科等研究会、それから、熊本県教育委員会や教育センターによる研修機会の設定、それから、既にモデル校等で研究、実践等が行われておりますので、そういった研究発表の成果の持ち帰り、それから、機会を捉えての指導力の向上等に当たってきてもらっております。

プログラミング学習につきましては、来年度使用予定の教科書会社を見ますとその教科書により取り扱う学年あるいは頻度等が異なっておるように見受けられます。しかし、共通しますのは教科書の終わり、巻末のほうで選択あるいは補充的な学習として取り扱ったものが見られます。今後採択される教科書が決まり、担当する学年に応じて指導計画が立てられ、各職員や学校でその準備、そして授業に臨むということを期待しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） お答えありがとうございます。

やっぱり文科省の指導により着々とこの学校の中に入り込んできているという感じがすごくするんですけども、私が先ほど申し上げました懸念、そういったことが入り込んでくることによって、例えばもう3年前ですか、山都塾というのが開設され、郷土愛を育てるとか自然に親しむ

とか、それから、私たちが常々行っております朝の読書といいますか読み聞かせの時間とか、文科省の私はざっとこうプランを見たときにいろんな時間をせり出して、朝の15分とか昼の15分とか、そういったのをせり出しながら授業を組み立てていかざるを得ないじゃないかという現場の声を読んだところなんです、そういった子供たちのせつかくこの山都町で暮らしている子供たちのその教育が損なわれやしないか、その時間が押し潰されてはいないのか。そして、重ねて言いますとその先生方は校内研修等とおっしゃいましたけれども、半端ないと思いますね。例えば個人差はありましようが、私のような、本当に私はもう現場にいるならば退職を迎える年でございますが、そういう先生方にもICT教育であるとか、英語であるとか、それが不得意とか得意とかでいうことにかかわらず、それを教えていかなくちやいけないというふうな時間の削減の仕方ですね。それで本当に、特に小学校におきましては学級担任制ということで一から十まで全てのことを担任の先生に御負担がいつている中で新しい強化に取り組むというのは大変なことだというふうに思っています。今のようなサポート体制で本当にこれが成り立っていくのか、授業の時数に関しては特にどういうふうにやり繰りをされていくのかおわかりの部分を教えてください。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 御指摘、御提案いただきましたとおり各学校におきましては、社会の課題に応えるような部分が年々取り入れられるということは大変多くなってきているというのは長いスパンで見ますと私も感じるところでございます。環境教育が入ってまいりましたり、あるいはいろいろな教育入ってくる中で最近では今御指摘のように英語とか特別な教科道徳とかそういうことでふえてきている部分もございます。反対に各学校におきましてはそれをやるやらないという選択はございませんので、その効果的な時間の確保、そして指導に結びつけること、例えば外国語活動ですと既に五、六年生で70時間の確保をして、この2年間やってきております。その一部として総合的な学習の時間が削減されたりする中ででもございます。

それから一方では特に山都町は冬場の凍結等によりますことも予想して予備時数的なものをある程度確保した年間の計画等を立てておりますけれども、それが余りに、どこの学校でもですが、冬場に限らず必要以上に予備時数がならないようにする、それも教職員の指導の負担軽減にもつながるのではないかという観点で適切な授業配当の計画、そういったことを工夫しながらやっておるところでございます。

また、山都塾にありましては、全小中学校を対象にしましたときに各学校での指導の充実がよりその実を上げるのではないかということで本年度からは全体で集まるような昨年度までの一斉の講演会形式とか、そういったのはなくして各学校での実施ということで、充実とそれからそのテーマ等の移動やそういったこと等に要するような時間等を削減するようなことを考えながら本年度の実施に当たっているところでございます。もちろん予算措置もいただいておりますので、そういったのも有効に活用するように学校等にも指導しているところでございます。

それから、総合的な学習の時間につきましても、まだ例示されたばかりではございますけれども、地域での土曜、日曜等の学習もその授業の一部として認めるような検討を行うというようなことでの例示もされているところでございますので、これからさらに充実とそれから職員の負担

をできるだけふやさないようなことでの検討とそして指導の充実が図れる研修の充実等には努めていく必要があると考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） もう何か驚くことばかりで何を質問したらいいかわからなくなりました。本当に総合学習の時間に、山都塾は今年度からその総合学習時間に行き、そして、各学校では従来から地域の方々に頼みながらいろんな勉強をしているっていうことはもちろんわかっておりますが、その総合学習時間もやはり新しい教科によって潰されていっているのが現状だと。そして、その一つ一つが各学校の校長先生以下、現場の先生方に委ねられているというふうなことを、つまり本当に文科省が言ったのを隅々まで統一させていくんだなど。そして、それによって子供たちは土日も授業にかけてよかというふうなことで、さらに頑張らないかんとというふうな状況なんですね。本当にびっくりしました。本当にこれは先生方の御苦労もありますが、子供たちがなおさら本当にへとへとにならないように、配慮……。先ほどちょっと申し上げましたが本当に部活がなくなった中で親の負担もふえておりますし、子供のやりたいことが社会体育については、大体始まるのが7時、8時でございますので、やっぱり夜遅い帰宅ということになって、勉強にも弊害があるじゃないかなというふうな心配をさらに募らせるようなきょうのお答えだったというふうに思っていますが、そういうことにならないように教育長を初め、現場に本当に足を向かせて先生方の悩みを聞いてください。そして、一つ一つ解決をしていただきたいというふうに思います。

今、予算措置をもされているというふうに申されましたけれども、今回の新しい教科について現場の先生に伺ったところ、せっかく新しいソフト等が来るけれども、現在支給されているパソコンに合っていないというふうなお悩みも聞きました。そこにはすぐに措置をされたというふうには思いますけれども、そういった現状もですね、これはぜひ前のときに10年に1回かなんかいというふうな買いかえのことをおっしゃったような気がしていますが、今や10年1回パソコンを買いかえるなんていうのも時代錯誤もいいところで、やはりこれはリースか何かに切りかえて常に新しいものを学校教育の現場、本当にそういうふうに文科省から言ってくるのを肅々とやらなくちゃいけないんだったらそれに対応した遜色のない準備も必要だというふうに思いますので、ぜひ現場とにかく傾注しながら進めていただきたい、そして子供たちのことをきちんと見ていただきたいというふうに思います。

次に、今のからこう流れますけれども、今のような現場で悩む子供たち、悩む親たちそういった子育ての相談窓口を一本化するというふうな提案をしたいというふうに思います。

ホームページにも「子育てするなら山都町」というバナーがあります。その相談窓口の一本化に関してはおくれが見られるのではないかとというふうに思っています。高齢者を抱える家庭の困りごとには今や包括というふうに言えば、地域包括支援センターと全国的に認知されているところなんですね。そこに行けばどこに相談すべきか、どんな制度があるのか丁寧に教えてください。いわば高齢者を抱える家族の駆け込み寺とも言えるんです。一緒に悩みを共有し、解決策を考えてくれる心強い窓口です。

さて、子育てに取り組む家族にとってはどうなのでしょう。妊娠、出産、保育園、小中学校高校とそれぞれに担当課がころころと変わっていくのが現状です。子育てに関する一括相談窓口があって、そこでいろんな提案ができれば安心して子育てに取り組めるのではないかというふうに思います。

県内でも先進的には菊池とか山鹿、合志などでは一括した子育ての支援窓口を開設し、これはゼロ歳から18歳までを対象としておられます。山鹿あたりでは嘱託職員さんが働いてらっしゃるわけなんですけれども、学校をやめられた先生あるいはやめられた保育園の先生が実際の悩み事に当たっていらっしゃいます。そして適切な相談先を御紹介したり、それから、フォローしたり繰り返し繰り返し子育てに寄り添っていらっしゃることが見てとれます。

特に、合志なんかではこの窓口を開設して以来、飛躍的に相談件数が伸びておりまして、それはとりもなおさず、日ごろから潜在的にいろんな悩み事を抱えてらっしゃる方がその相談窓口に助けを求めてらっしゃるということにほかならないんだろうなというふうに思っています。

厚労省も相談窓口を一括するというふうなことは言っているようですね。子育て世代、何ていうんだろう、包括支援センターというふうな名前でしたが、これを指導しているようなんです。これは厚労省の管轄ですが、やはり子育てというのは切れ目なく教育委員会のほうに、文科省のほうにつながってくるわけでありまして、その当事者の声を拾い上げてくれる窓口の創設について各担当課からお伺いしたいんですが、現状の取り組みと今後のことについてお答えいただけますか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。ワンストップの教育相談窓口は必要な課題であると認識しております。

現状として義務教育管轄の教育相談窓口として山都町教育支援センター山都教室が中心となって担っており、いじめや不登校などさまざまな教育相談を受け付けて、児童生徒や保護者の方々の支援に当たっているところです。

その他それぞれの小中学校や教育委員会が各種教育相談の窓口となっております。

また、各種相談を受けた場合、必要に応じて県のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、町福祉課や子育て支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、医療機関、児童相談所、法務局ほか国・県の専門機関とも連携を図り、ときにはケース会議を開催して対応しているのが実情でございます。

今後は折に触れ、広報等でこういう相談窓口がたくさんあることを周知していくことがより大切であると認識しております。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。幼児につきましては、保育園及び子育て支援センターにおきまして、保護者等の育児や保育に関する悩み等についても親身になって相談に応じておりまして、何か課題等がある場合には関係機関と連携して対応しております。

特に障害者等にある幼児等に対しましては在園中より小学校との連携を密にしまして、子供さ

んや保護者の皆さんが不安なく入学できるように対応しております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） それぞれにありがとうございます。

今おっしゃったように学校は学校で、また福祉課は福祉課で、そして、話を実際にお伺いするところ保育園の時代は割りと相談先が身近なんです。というのは毎日保育園に通いながら毎日担任の先生と話ができる、連絡帳のやり取りをする。しかし、小学校に入りますと担任の先生とそう毎日顔を会わせない。そして、さらに中学校、そして高校に行くと教科担任制、さらに学校の敷居が高くなるというふうなお悩みがあります。

なので、今おっしゃったように連携した、しかもそれが、今、嶋田課長からはこれをもっとアピールしていかなくていけない、広報等でお知らせしていくというふうな話でしたが、実際にそういう何ていうかな役場目線ではなくて、やはり実際に本当にその悩みを抱えるお母さんたちの気持ちになって、やはりどこに、包括のように、高齢者の包括のようにですね、それが認識できるように、子育てワンストップサービスはここに行けばいいんだというふうな窓口の開設に向けてぜひ研究を進めていただきたいというふうに思います。

これまでも子育て環境だけではなくて、町政に対し、町民からそして我々議会からさまざまな提案がこうあっているというふうに思うんですが、なぜこう一歩前に出ることができないんでしょうか。前例や他の自治体との背比べに終始しているだけでは何も変わらないというふうに思っています。これから少子高齢化時代をさらにこう強く生き抜くためにもみんなでこう知恵を絞り、本当にここで子育てをしたくなる、子育て世代がここに住まなくなったら本当に残念なことだというふうに思っています。その仕組みづくりを提案していきたいと思ひますし、今後皆様方とも一緒になってつくり上げていきたいというふうに思っています。

また、今年度は子ども・子育て支援事業の見直しの年になっておりますので、福祉課、教育委員会、そしてその協議の会議等々がこう連携して、一歩、子育てするなら山都町が進むようにというふうに思っておりますが、このなかなかこの町政が前に進まないというこの点について町長から一言いただけたらと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 具体的には子育て包括支援センターという部分についてはまだ今後先ほど嶋田課長からあったように検討の課題かなという思いでおりますが、いろんな部分で私も2年ちょっと過ぎた中でございますが、前例がない、条例ではこうなっております、規定規約ではこうなっておりますで終わっております。やはり条例は皆さんにお願いをすれば改正ができることでありまして、規定規約はもう私の印鑑でできるんじゃないかなという思いでおります。しかし、その仕組みづくりがまだうちの組織の中でできていないのが実情であります。先般も町営住宅の話を担当者と話した中でも、条例がこうです、ああです、それでは若い独身の方々が来られるときに入られんとかじゃないのかと色々な部分があります。これは一例であります、そういう部分がたくさんあります。そしてまた、きょう14名の議員の皆さんといつも一緒にこういう議会をしながら、またいろんな会合をするわけでありまして、やはりいろんな仕事をこれだけの選

ばれた皆さんの意見が通れるような、通るような、また実行できるような組織づくりをしたいという思いでありますので、具体的にまた皆さんからも提案をしていただきたい。今ありました提案も含めてございますが、全ての部分につきまして、最終的にはこうしたがよかつじゃなかかなという提案をいただきながら私たちも職員とともども考えながら対応していきたいという思いでありますので、ぜひ積極的な提案、これはもう職員にも言っております。積極的な提案をしてほしいと。課長とけんかをして通らんときには私に言ってきてほしいと言っております。予算案が特にそうでありました。ことしの予算を審議するとき、文句は言いながらも最終的には誰一人として私にきた人はいません。10億円近い要求額が削られた分、みんな総務課長、荒木課長が悪者になっておりますが、そういう分じゃないって思っているのです、やりたい仕事はやはりけんかでもしてするのが仕事する仕事人じゃないかなという思いおりますので、これが余り言うマイクが吹き飛ばようでございますが、そういう思いの中で仕事をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 町長、済みませんでした。何だか愚痴を言わせてしまいましたね。

では最後に、町営施設の管理についてお伺いをいたします。

町内に点在する町営の施設、体育館やグラウンドです。そして、その役目を終えた小学校や保育園などの施設、町民の憩いの場であり、健康づくりの場として活用すべきこれらの施設の管理が大きく置いてけぼりになっているというふうに見受けられます。

実際に町営とされていても誰も使っていない風景が見られています。使わないから手入れをしないのか、手入れをしないから使わないのか。具体例を言えば清和小学校の前に清和のグラウンドがございますけれども、草がぼうぼうです。牛でん養うとかと地元からは言いようなんです。とてもサッカーや野球をしようという状況ではございません。

先般の予算の中ではあそこのトイレの改修等も入っておりますが、トイレを改修したところであのような状況では使うことはできないでしょうし、これまで使ってこられた利用者は今馬見原グラウンドやまたは中央グラウンドを予約しながら使っているというふうなお話を聞いています。

このような現状をどういうふうにもまず捉えてらっしゃるのか担当のほうからよろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えをいたします。

清和のグラウンドの件でございますが、生涯学習課のほうでグラウンド条例に基づいて町のほうで、教育委員会で管理をしているところでございます。年3回ほどの除草作業を中心にやっているとところではございます。近來の使用状況として大体3年ぐらい前までは例えば野球ですとか、ソフトボールこうしたものの球技等を中心に利用されていたグラウンドでございますが、近來そうした種目、スポーツ競技が少し利用されていない状況から、本来グラウンド等もそうですが、使用された後にレーキとかで引っぱりながら管理していることで草も生えないような状況がずっと続いていたところがなかなか厳しい体育運動スポーツの状況でございますので、そこらあたりをうちのほうで管理しているところでございます。

体育施設、これは健康増進施設でございますので、大いに各種目等にも利用していただきながら、そして有効利用を今後も図っていきたくて考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 課長のおっしゃることはルールなんでしょうけれども、もちろん私たち地域住民は公民館を使うにしても何にしても来たときより美しく、この精神で後片付け、清掃作業をしているところなんです、今のようなグラウンド状況ですね、レーキも何もかけられん状況ですよ。じゃあ使うならば、そこから使う人が考えないかんのかというふうなことを今ちょっと思いました。使えない状況だから使っていないとか、使えない状況をつくり出していることをきちんとこう反省していただきたいというふうに思います。使いたくても使えない。使おうと思えば、まずグラウンド整備からかいというふうな話になっているというふうに思うんです。だから、今申し上げたようにそこからはさすがにできない、人的にもできないので、整備がされている馬見原や中央グラウンドを使わせていただいているというふうな話だったというふうに思っています。

これは小学校にしる、こういうグラウンドにしる町が所有しながら地域住民の協力を得ないと維持できていないという建物、土地たくさんありますね。管理が行き届かなければいざというときに避難所としても使えないですし、地域住民のレクリエーションの場としても使えないわけなんです。そこには毎日毎日その光景を目の当たりにされている地域の方々の思い、思いやりで成り立っている場所が多くあるんです。地域の公共の場が草ぼうぼうだと見つともないと様ないと言いながら草切りをしたり、今、年に3回とおっしゃいましたが、もう今からのシーズンそんなことでは追いつかない状況のところがたくさんあります。校舎の風通しをしたり、維持管理をしてらっしゃるんです。このことを十分に行政としては感じて、きちんと予算化をし、そのグラウンドを整備せなんなら整備せなんようにきちんと人を雇いながらその状態にさせていただくことをすべきなんではないかというふうに思っていますが、その予算化に関していかがお考えですか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 町が所有しますいろんな体育施設、校舎施設、総合的にありますので、私のほうでお答えをしたいというふうに思います。

廃校舎は山都町内で今16カ所ございます。それぞれ、自治振興区、NPO法人、社会福祉法人それから株式会社等で利用されているのは御承知のとおりかなというふうに思いますけれども、今、自治振興区が中心になっっているいろんな廃校舎を利用しながら活用いただいているのは十分承知をしておりますし、地域の方々のボランティア的な精神で草刈りですとかという維持管理をしているところもございます。ただ、だんだん建物が老朽化してまいりますと年々建物の維持管理経費が増大しているというのは御承知おきのことと思います。やはり今後過疎化、人口減少と進む中でございますので、やはり全ての施設を同じように維持管理をすることが非常に難しいような状況になっておりますので、やはり利用頻度とかあるいはその地域的な位置づけを考えながら今後の利用計画あるいはこの建物の維持管理計画というのをしていく必要があるというふうに感じ

ております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） つまり、予算が厳しいので余りやりたくないというふうなことではな
いかというふうに思いますが、そして、しかも今もちろん町の財産ということで総務課長のほう
からお答えいただきましたが、この前の清和クラウンドについてそれぞれの課長が顔を見合わせ
られたというのは非常に残念です。率先して、通告はしているわけなんですからちゃんとこの答
えのほうも準備していただきたいというふうに思っています。

グラウンド等々その地域自治振興区で管理を例えば小学校とか、そういったグラウンド等やら
れるところは振興区の予算からというふうなところもありますが、いわゆるさっき言ったような
町営グラウンド等については、もっとなぜそのちゃんと人を雇ってやらないんだらうというその
予算ですよね。そんなにたくさんのお金が、私は試算をしておりますけれども、これはぜひ研
究していただいて、見苦しいわけなんですよ、とにかく。使いときに使えないという状況は町が
所有するその町営グラウンドという、グラウンドというか施設についてきちんと責任を持って
いただきたい、そのことを申し上げておきます。

そして、今総務課長からありましたように、新しいところでは御岳小学校が今年度から閉校状
態に入っておりますが、ここの利活用については、具体的に何か出てきているのかお伺いできま
すか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。ことし3月末で閉校になった御岳小学校の跡
地の管理については、御岳自治振興会と協議中でございます。貴重な町有財産ですので有効に活
用の方策を探っていきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） そうですね、有効に活用していただきと思います。あれもうかうか
していますとあっという間に草ぼうぼうの状況に陥ってしまいますし、校舎はすぐに傷んでしま
います。

活用するならば一番懸案は水道の問題だと思います。古い管が通っておりますので、そう
いったところも一生懸命というか、地域とですね。また、活用の方法については、公募というこ
とも将来的にはあり得るのかもしれませんが、そういったところも少し視野に入れながら、老朽
化して大変とはおっしゃいますが、今までやはり子供たちを育ててくれた校舎を大事に地域で使
っていければいいんじゃないかなというふうに思っています。

また、御岳は皆さんも御存じのように直線の国道218が通っている大変見晴らしのいい、ロケ
ーションのいいところがございますので、この地域の活用の仕方としたら本当にランドマークに
もなるようなアイデアが出てくるんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひそこら辺をし
っかりと捉えて協議をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思いま
す。

最後に、この広い町、山都町、訪れる観光客はこの山都の美しい景色に感動されます。その風景を維持していくためにも住民の協力が不可欠です。

そこで、町もきちんとこれを先ほど申し上げましたが、予算化をするということでその気持ちに応え、共同した思いの中でふるさとの景色を将来につなげていけるような姿勢を見せていただきたいというふうをお願いいたします。

今年度新しく課長になられた皆様方、役場の皆様方ぜひ協力をされて現場の声をよく聞いて町政に反映いただくようお願いいたします。

そして、先ほど町長からも言っていましたように私たち議員も各地域から選出された者だと思っていますので、私たちも地域のことに目を行き渡らせながらそれを皆様にお伝えしていく、そして悩み事、相談事、そして現場のさまざまな不都合が見られた場合にはすぐに各課におつなぎさせていただき、そんなことを思いながらこの令和最初の質問を締めくくらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 皆様こんにちは。本日の2番バッター、1番議員の眞原誠です。

新元号をいただきまして1カ月がたちました。一日一日の日常はそれまでと何も変わることなく過ぎていきますけれども、日本人であります私はこの令和という時代をやはり強く意識いたします。

平成の日本は残念ながら縮小あるは衰退といった表現を使わざるを得ない状況であったと言えます。GDPも縮小しています。地域の力あるいはインフラの劣化という衰退の側面も見えたかと思います。その原因の大もとは実はある部分に集中してはいるんですけども、きょうここでお話することはもちろん差し控えます。

現在、衆参同日選挙あるいは日本の景気、私たちの生活にも直結してきます消費税増税の判断など重要な政治判断が待たれている状況ですが、霞が関も永田町も長年にとってきた政策方針を転換するという事はなかなか難しいようにも見受けられます。我々の山都町はどうでしょうか。平成も終わりました、新たに令和という時代を迎え、大切なのはこの時代の山都町をどうするかということだと思います。政治の成否は実現させた政策が国政の場合は国民の、そして町政の場合は町民の福利の増進、これに実際に貢献したかどうかではかられると思われま。

私は山都町議会の議員として、これまでの政策と成果をしっかりと検証して、この新たな時代

の山都町におきまして、町民の皆さんが福利の増進をしっかりと実感できるようにしていかなければならないと強く心に刻んでおります。

本日の質問はそうした視点に立ちながら進めてまいります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番です。

山都町が政策に抱える最大の課題とは何でしょうか。私は本町の政策の骨子を再確認する際には、第2次山都町総合計画で見ていくのですが、一番最初に取り上げてあるのが人づくりというところなのですが、このことから見ても人口減少への歯どめということの間違いないのかなと思っております。令和の時代に政策的に最大認識すべきは、やはりこの課題であると思っております。そして、この課題は町政の全カテゴリーにまたがる総合的なものであり、その解決に向けては各課の事業をしっかりと連携させねばなりません。本当は人口問題に関する質問全てを網羅するように質問を展開していきたいんですけども、時間に限りがありますので、今回は主に観光産業にスポットを当てて質問していこうと思います。なぜ観光なのかというのは後ほど質問の中でまた説明してまいります。

去年12月に山都町内に高速道路のインターチェンジが開通しまして、国道445号、218号の交通量がふえました。さきのゴールデンウィークの道の駅の来客数、売上は前年を大きく上回ったと伺っています。また、7月からは県外から熊本県に客を呼び込む、お客様に呼び込む「熊本Destinationキャンペーン」がスタートいたしますし、秋にはラグビーワールドカップ、世界女子ハンドボール選手権と国際大会が立て続けに熊本にやっております。まさに熊本観光イヤーと言えるのかなと思います。

ところで、観光と申しますと何やら漠然としてますので、観光産業という言葉で、ちょっと観光産業という言葉で調べてみました。そうしますと、観光資源を開発、整理、保護し、観光に伴って発生する交通、宿泊、その他施設の利用に関する需要を満たし、観光のあっせん、宣伝を行う事業活動というふうにあります。

そこで、町長には改めてお伺いしたいと思うのですが、山都町ではこの観光産業とはどのようなものとしてお捉えでいらっしゃいますでしょうか。また、それら観光産業を今後どのようにしていきたいとお考えでしょうかお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 観光産業をどのような形で捉えるかというようなことでございますが、まずは山都町に訪れていただく観光客をいかにしてふやすか、またその受け皿となる施設整備をどのような形でするか。やはり、観光で来ていただくためには、また、来ていただいた以上、多くの経済効果があるような観光施設でなくてはならないという思いでおります。

先ほど一般質問、また答えの中にもここ震災後大きく観光需要が落ち込んでおるとい話ですが、これを挽回するためには先ほどからありますように通潤橋の早い時期の修復が一番かなと、それも一つの道かなという思いであります。観光産業はただ場所を見ていただくだけではなく、やはり山都町に来て、楽しんでいただいて、満足をして帰っていただくような施設と人

ともてなしの心がなくては「観光、観光」と言っても意義がないんじゃないかなという思いであります。裾野の広い観光産業と言われます。ただただ観光施設を見ていただくだけでなく、そこでいるんな人たちが集い、語り合った中で、また、食事をしながら、土産物を買いながら、宿泊をしていただきながら、経済効果がある観光をしていかなくていけないという思いがありますが、産業として捉えたとき、まだまだ山都町は観光産業と言われるような産業がなかなかないんじゃないかなという思いであります。土産物の創設等々早くしていかなくていけないなど。たくさんいい品物はいっぱいありますが、なかなか今、我が道の駅、三つの道の駅を見ましてもこれぞというのがないのが実情であります。また、ある部分もありますが、これをいかに伸ばしていくかが大事なことだという思いであります。

産業の一つになるかどうかわかりませんが、うれしいことに旅行代理店の方が今回、浜町に営業所を開設をしながら営業活動されるというようなことでありますので、こういう方々とも連携をしながら、山都町に入り込むお客さんをどのようにしていくかが大事なことかなという思いであります。

通潤橋の復旧までにはあと1年ほどかかるわけですが、そのほかにもたくさんの観光資源を持っております。これを有機的に、蘇陽から、清和から、矢部からの観光地を観光資源を生かせるような取り組みを。観光協会あります。先般も総会に来ましたが、まだまだ観光協会と我が山の都、そして、農林課、また、経済団体との連携がなかなか薄いなどという思いでありますので、そういうのも含めながら、山都の観光を考えていきたいという思いであります。

先ほどで吉川議員の御質問の中にもありました。数年後には矢部まで高速道路が来ます。それを見据えた観光地づくり、観光産業づくりをしていかななくてはならないという思いであります。

開通当初4,000台弱の中央道の通行量がさきの連休では8,000台近い車が来たと先般国道事務所の所長の話によりますとこのように急激にふえた高速道路は初めてですというようなことであります。今後、計画では矢部インターまでは1万1,000台以上の予想をしながらの開通予定でございますので、そういう方々の受け皿づくりもやっていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今町長からの御答弁でも大事なキーワードが幾つも聞かれたかなと思います。ただ見に来られるだけではない、経済効果を狙っていくとかですね。あとは旅行代理店との連携ですとか、産業都市というにはまだこれからやっていかなければいけないことがたくさんあるというお話でした。私もそのとおりだと思っておりますので、そういったことを今後狙う、展開していくに当たりましても、これからの質問では少しこれまでの経緯を振り返っていききたいなというふうに思っております。

まず第2次山都町総合計画におけます、カクゴというのが五つ並んでいるんですが、そのうちの②の中に基本方針として基本方針の3番目として、山都町の資源を活用した観光まちづくりの推進というのがございます。その中に基本施策が1、2、3と三つありますので、それについてお伺いいたします。

まず基本政策1、観光の受け入れ体制の強化というのがございます。この観光の受け入れ体制

の強化といたしますのは具体的にどのような内容の施策なのでしょうか。また、これまでの実績はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。基本方針の山の都の資源を活用した観光まちづくりの推進では、山の魅力を観光資源の一部に加えて平日でも行動可能な世代の商品提供を行うということや、九州脊梁山地への登山、トレッキング、フットパスへの誘客を推進することとしております。

基本政策の観光受け入れ体制の強化についてお答えします。

まず1点目は、総合計画の中で観光協会の体制強化を促し、観光のワンストップ窓口、情報発信の一元化等の機能を担うことを目標としております。平成26年から道の駅通潤橋の指定管理者として管理運営、観光案内業務、イベント支援等を行っていただいております。

それと2点目は、アウトドアメーカーの株式会社モンベルと山都町は平成27年にモンベルフレンドエリア契約を締結させていただいております。全国80万人のモンベル会員に発行される情報紙「OUTWARD」というものがありますけれども、九州脊梁山地やカヌー、トレッキングなどの情報掲載のほか、モンベルショップとして登録した町内の店舗を紹介しております。

また、昨年はトレッキング、カヤック、自転車といった人力による移動手段で、日本各地の豊かで多様な自然を体感して、地域の歴史や文化、人々との交流を楽しむという「ジャパンエコトラック阿蘇」に登録をされました。阿蘇地域とともに山都町も阿蘇南外輪山満喫ルート、九州脊梁山脈縦走山の都ルート、トンギリ山・黒峰山ルートが登録をされております。こうした広域に連携した取り組みを進めています。

3点目は、文化の森を初め、造り物小屋の整備を順次行っております。文化の森につきましては、本年度からまちづくりやべの企画事業部へ管理運営をお願いしているところです。2カ月ほど経過をいたしましたけれども、企画展やイベント、フリーマーケット等いろいろ計画をしていただいております。入場者も前年比で3割ほどの増加ということで推移をしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） さまざまな施策のほうが進んでいるなということを確認することができました。中でもやはり観光協会の強化といたしますのは、先ほど町長の御答弁にもありましており非常に重要なポイントになってくるかなと思いますので、官民連携した形で山都町の観光を推し進めていく上でも必要なところかなと思います。

続きまして、基本政策の2番目が観光メニューづくりの推進となっておりますが、こちらのほうはいかがでしょうか。先ほど御答弁の中にももしあつて重複する質問でしたら済みません。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 基本政策の2、観光メニューづくりの推進についてでございますけれども、民間が行う滞在型の旅行商品開発を支援する基本施策として取り組みをしております。

一つ目は平成26年8月に山都フットパス協会が立ち上がりました。設立当初の会員数は40名で、現在は72名となっております。これまでに地域の方の協力を得て、町内に19のコース整備とマップの作成が完了し、主に春と秋にフットパスツアーを随時開催をしているところです。

それと二つ目に九州脊梁山地には毎年多くの登山者が訪れておりますけれども、平成27年には山岳トイレの整備を内大臣林道沿いに行いました。九州ハイランドガイドインストラクター協会の皆さんと登山道の整備、道しるべの立て看板設置を行っています。さらに遭難者対策として、レスキューポイントを国見岳、天主山、目丸山、トレイルランのコースに整備をしております。観光協会が主催する九州脊梁山脈トレイルラン、日向往還歴史ウォークも大変人気を集めております。

三つ目には民間の旅行会社で、九州脊梁山地のロングトレイルですとか、カタクリ・ヤマシヤクヤクを鑑賞する登山ツアー、冬にはスノーハイクも開催をされているところです。

最後に、実績ではございませんけれども、先ほどこの7月から熊本県とJRグループで大型観光キャンペーン「熊本デスティネーションキャンペーン」が行われます。この中のプランの一つに清和文楽特別公演と道の駅通潤橋の資料館を入れたプランが決められておりますので、それについても御報告させていただきます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） フットパス協会、あとは脊梁の整備等を着実に進めていらっしゃるということが確認がとれました。

それと「熊本デスティネーションキャンペーン」ですね、これはやはりホームページといひますかネットなどを見ていると熊本県のほうも強く打ち出してきておりますので、何とか集まって来られる県外のお客様を山都町に引っ張り込む、そういう意味でもメニューづくりをますます進めていかなければいけないなど思っております。

続きまして、基本政策3番目ですが、観光施設の維持・強化となっております。

観光施設の維持・強化、これは何をやるのかは大体イメージがつかますが、町が所有する観光施設で耐用年数を過ぎている、あるいは耐用年数以内でも故障等で機能していない施設、あるいは備品等がありますでしょうか。あるならばそれらの改善計画というのはどのようになっていますでしょうか。お答えください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 観光施設については、合併前の旧町村時代に整備された施設がほとんどであります。昭和63年から平成18年の間に集中して整備が行われております。

主な施設について建築年で申し上げますと、矢部地区の物産館、虹の通潤橋館が平成7年、通潤山荘が平成13年、猿ヶ城キャンプ村が平成4年です。清和地区清和文楽館が平成3年、清和物産館が平成5年、清和高原天文台が平成4年、天文台のキャビンについては平成8年から9年ということです。それと、郷土料理館については、平成14年から15年に整備をされております。青葉の瀬については平成8年です。それと、蘇陽地区そよ風パークについては、平成5年から平成

10年の間で整備が進められております。服掛松キャンプ場についても平成9年から18年と期間は少し長くなりますが、その間で整備が行われております。

以上のように建築後20年から30年経過した施設がほとんどで、施設の改修については、順次行っているところですが、毎年多額の修繕費が必要になってきているというところでもあります。現在の施設の修繕については、各施設から改修の要望等が上がってまいりますけれども、それを現在取りまとめているところでございますが、修繕については全体で37件の見積額で3,200万ほどの修繕が必要になっております。

工事関係では13件、見積額で5,600万ほどの工事です。設備備品につきましても34件、見積額でいきますと3,200万ほどの設備備品購入が必要ということで要望が上がっております。

改善計画につきましては、順次、緊急度に合わせて整備を行っているところであります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 改善の必要のある件数、金額、結構な金額だなと思って今お伺いしておりました。ざっと今おっしゃった金額、計算してみましても約1億2,000万以上ぐらいが必要なのかなと思っておりますが、観光をこれから推進していく上で必要な整備というのはほとんど進めていきませんとお客様はそういう事情がわかりませんので、あとは山都町全体は広いですが、やはり高速道路が延びてくる、あるいはお客様がふえるであろうところ、そういうところも考えながら、長期的というか中長期的な視野に立ちながら計画をしていただけるといいなというふうに思っております。

それで、今のは町が所有する観光施設ということでお伺いしましたけれども、その他町内にある県あるいは国の観光施設というのがあるのかなと思っておりますが、こちらについて状況はいかがでしょうか。もし改善の必要があるものがあれば、そういったものの計画をお知らせください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 町内にあります県や国の観光施設についてのお尋ねでございますが、道の駅通潤橋のエリアにあります、奥のほうにありますトイレについては、熊本県で建設をされたものでございます。昭和48年に県立自然公園の施設の一部として設置をされております。平成2年に県有観光トイレリフレッシュ事業によりまして、改修が行われ平成3年4月に供用を開始されたものです。改築後の供用開始から28年が経過をして一部破損や劣化が目立っておりますが、観光客や町民からも要望を望む声が上がっております。町は設置者である県にこうした状況を伝え、改修の要望を訴えてきたところです。県も観光施設のトイレとしては不十分と認識をされ、現在一部改修の方向で予算の調整を進められていると伺っております。

また、通潤橋の御小屋から五老ヶ滝へおける遊歩道がございますけれども、これも熊本地震と豪雨災害によりまして被災し通行どめとなっております。これも県立自然公園の一部として遊歩道の災害復旧工事を県に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君）　そうですね、道の駅通潤橋の奥にありますトイレの件は随分以前から改善の要望は町民の皆さん、あるいは観光に訪れた実際のお客様のほうからも上がっていたと思います。ここに熊本県のほうが改善の必要があると認めていただいて、改修作業に望まれているというのは非常にありがたいことだなと思いますし、また、五老ヶ滝周辺の遊歩道の整備につきましても、県のほうがそういう計画で動いているということであれば、これも我々山都町の観光にとってみれば非常に大きなポイントかなというふうに思っております。ぜひ県のほうには切れ目のない要望といいますか、状況を確認しながら常にそういった要求を上げていければいいのかなと思います。私も議員として県議会あたりとそういう情報交換をしていこうと思います。

熊本を観光イヤーですのでそうしたこともしっかり押し進めながら改善すべきところは速やかに改善する必要があるなと思っております。高速道路もやがて矢部インターまで開通するというのであればもう時間がないかなというふうに思っております。

続きまして、先日、日本交通公社のホームページのコラムを読んで私も再認識したのですが、先ほど町長の御答弁にもありましたけれども、観光によって地域が得られる効果というものがあるそうです。社会的側面それから経済的側面ということで分析されておりまして、私も非常に勉強になったんですが、社会的側面では地域集落で維持されてきた社会システムの維持あるいは継承、地域資源への付加価値の創出、それから関係人口の創出、人材の確保などが挙げられています。先ほど吉川議員の質問でも挙がっておりました町有資産の維持管理、こういったことにもその観光の社会的効果というのはつながってくるだろうというふうに思っています。

また、経済的側面というものにつきましては、最初の質問で町長御答弁いただきました経済効果というところにつながってくるようです。

書いてありましたのは、新規事業への投資資金の確保ということ書かれていました。観光施設から上がってくる収入を次の事業への投資のための資金として活用するということだそうです。

それから、ここにも書いてありました関係人口があったんですが、関係人口による継続的な経済効果ということが挙げられていました。これは要するに山都町の例えばお米ですとか、お茶ですとか、特産品を非常によいと感じられた都市部ですとか町外のお客様が継続的に買っていただくということだろうと思います。

山都町人口が減っていけば当然ながら経済規模もしぼんでいくんですけども、そうならないためにも人口減少に歯どめをかけなければいけないですが、短期的にはそういう関係人口というものをしっかりと維持しながら継続的な経済効果みたいなものを生み出していく必要があるのかなと思います。

あともう一つは遊休資産からの利益創出ということも挙がっておりました。例えば先ほど挙げました御岳小学校跡を観光施設として活用すると、そういうイメージだろうと思います。

そういったことが日本交通公社のコラムで上がってまして、私これを読みまして改めて町長のほうにお伺いしたいなと思ったんですが、山都町が期待します観光による効果というものがどのようなものを今思っているのでしょうか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今具体的に交通公社のコメントについては認識はしておりませんが、効果というものについてはやはり先ほど言いますように町の活性化につながるんじゃないかなという思いでおります。やはり、関係人口をふやす、またその一つの大きな部分については先ほど言いましたように観光客を送っていただく今交通公社であったり、いろんな業者があるわけですので、そういう方々とのかかわりを大きく持たった中でなくてはいけないなという思いでおります。

きのう課長会をした中で教育長から九州産交が幣立神社をメインにしたツアーを組んであるという話がありました。これを文楽館と幣立神社をコラボした日帰りのツアーを組んでいただいたというようなことでございますが、こういう分について先ほども言いますように各旅行代理店の方、いろんな方々との提案も我々からしたいという思いでおります。

インバウンドにつきまして、なつてすぐ八代の商工会議所の松木会頭と色々な話をした中で、バスは何台か送ろうという話でございましたが、なかなか今八代のインバウンドにつきましても今年度は少し減ったというようなことでございますが、熊本電鉄とのいろんな提案等ともあっておりますので、先般会議の中でも進めてほしいというようなことを言っております。いろんなルートを通じながら入り込み客をいかにして多くするかというようなことであります。そして、宿泊が一番かなという思いでおりますので、またそれについても今宿泊に対するニーズ等を調べながら、宿泊ができる施設の勧誘なり、施設を整備をするために民間の方々の協力をいただけるような今取り組みを少し始めているところでございますので、皆さんからも情報の提供をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） これからの山都町の観光に対するその姿勢というものが今町長から御答弁いただきまして、確認ができたかなというふうに思います。

関係人口を創出といいますか、関係人口をどんどんふやしながら、これが本当に短期的には山都町の人口減少として抱える問題の解決に重要なテーマになってくると思います。それが私が感じたところでありましたので今回大きなテーマ、人口減少に歯どめをかけるということに対して観光の質問をしたというところでございます。

これまでは第2次山都町総合計画というものを中心に振り返りながら、これまでの実績と今後の施策政策について質問をしてきましたけれども、ちょっとことしに入りまして、山都町の観光産業には大きな影響を及ぼすであろう、私にとってみてもまた町民の皆さんにとってもちょっと残念な出来事が起こっておりますので、そのことについても検証しておきたいと思います。

漫画ワンピースの登場人物であります、麦わらの一味のメンバー像を県内各地で建てるという件がございました。皆様も記憶に新しいところだろうと思います。山都町も手を上げておりましたが、残念ながら最初の選考時点で落選しています。新聞にも載ったかと思いますが、A案からB案まで四つの案が出てましたが、どれにも入っていませんでした。この件を担当なさった職員の方も大きく落胆なさったのではないかなというふうに思っています。

それから、東京オリンピックにおける聖火ランナーのルートです。これが6月2日の熊日の一面に県内ルートとして載っておりましたが、山都町は入っておりませんでした。2日間のうちの1日は被災地をめぐるルートという設定です。益城町、南阿蘇村、阿蘇市、それから先の菊池のほうに回っていくというルートでしたが、例えば益城の前に山都町がスタートとなるとか、あるいは益城町と南阿蘇の間に山都町を入れるということにしてほしかったなど私自身としては思ったところです。

こうしたことは、その結果については、まことに致し方ないところだと思いますが、しかし、ほかの人が決めたことだからということで受けとめてしまうとこれは次につながらないと思います。それで一度検証しておきたいと思っております。誘致に向けてどのような作業を行ってこられたのかそこについて御説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

麦わらの一味の仲間の像の設置につきましては、熊本地震の復興支援を目的に、ワンピースの作者、尾田先生からの義援金5億円と応援寄付金3億円の一部を活用しまして、被災地は大きく勇気づけるため、仲間の像8体分を希望する市町村に設置するというものです。

昨年10月に募集が行われまして本町におきましても職員からのアイデアを募りまして、麦わらの一味のキャラクターの特徴を生かし、熊本地震及び豪雨災害で深刻な被害を受けました通潤橋や農地を麦わらの一味の力で復興を成し遂げるという復興ストーリーを作成しまして、像の設置に係る提案を行ってきたところでございます。

県内31市町村からの提案がございまして、県におきまして2回にわたる有識者との意見交換会を踏まえ、熊本市益城町など被害の大きかった8市町村が決定したところです。

聖火リレーのルートにつきましては、聖火リレー熊本県実行委員会が非公開で行われたということで、ルートの発表があるまでその情報を把握できてなかったというところがあります。最終的にI O Cの承認を得て6月1日に公表されたところでございます。

麦わらの一味につきましては、山都町の特徴をアピールし、提案したところですが、残念ながら像の設置はかないませんでした。県では今後はワンピース熊本復興プロジェクトを中心に県内市町村一緒になって熊本地震からの復興を目指すため、像の設置による効果を近隣市町村にも波及するような取り組みを検討されているところです。本町もその効果を最大限受け取ることができるよう県や近隣市町村と連携を密にしながら取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 結果につきましては、本当に残念な思いだったんですけれども、それに向けてきちんと検証して行って、また次につなげていくということが大事だなと思ったので、確認させていただきました。

ワンピースのメンバーの像につきましては、まだこの後も県もいろいろな展開を考えていらっしゃるということですので、ぜひ我々山都町もその効果をしっかりと受けとめられるような働き

をこれからしていかなければならないと思っております。

それで、以前より町長もおっしゃっていたと思うんですが、通潤橋に頼らない観光のまちづくりということをや何か雑誌のほうの紙面にも載っていたかなというふうに思います。今、被災した通潤橋はやはりその観光客を誘致する力というものを十分に発揮できない状況で、今まさに通潤橋だけに頼らない観光を目指すということが大事だろうというふうに思います。

文化の森も昨年いろいろと制約があって、なかなか柔軟な活用ができていなかったようではありますが、今年度に入りまして、いろいろと仕掛けが行われていて動きが見えてきてまして、そちらについては、非常によいなというふうに思います。

また、山都町の祭り、それから祭りを初めとしたイベント、あるいはの観光施設の営業などはそこに携わっている方々は一生懸命に頑張っていると思います。初めてそこに訪れたお客様は皆さん驚きと感動を胸に抱きながら帰っていかれます。

八朔の造り物なども私が個人的に紹介すると本当に感銘を受けられて帰っていかれますし、いろんなところで外食店の料理ですとか、そういったものにも驚かれて帰っていかれます。

問題はこういったすばらしいコンテンツがたくさんある山都町なんですけれども、そういうことが町外に余り認められていないということだろうと思っています。さっきの質問のように地域やそういったイベント等を選定する場合は、多くはそのコンペティションになってきますし、あるいは聖火ランナーのルートのように公開しないで、非公開で主催者側で最初から決めてしまうというそういう場合でもその選定の際には地域やあるいはそのイベント等に対する担当なざる方々の価値観、先入観などが働いてくるはずだろうというふうに思います。

そこで、町長にお伺いするんですが、他の地域にこういったことで負けないようにするためには、山都町を今後どういうふうにしていくべきだというふうにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これはもう情報収集の問題が一番だという思いでおります。

聖火リレーのコースについては、先ほど藤原課長から答弁したとおりでございますが、聖火リレーが日本中を通るのはもう早く決まっちゃったわけではありますので、これに手を上げるか上げん、どのような形になるか何もわからなかったと。また、それを考えても私も含めてですが、皆さんもうそうじゃないかなという思いでいるんですが、どのような形でルートの選定があったかと。まずはやはり我々一人一人がそういう思いでいろんなイベントに対する姿勢、今回の今後のラグビーであったり、ハンドボールであったりも一緒であります。早い時期にどうして通潤山荘は手をはよう上げんとか言われた部分もありました。そういう部分、何があったら私たちに利益になるかという分をみんなで考えんといけんなど。それと同時に我々職員、また皆さんも含めて一緒をお願いをしたいのは、やっぱりどのようなルートを使えばどのような仕事ができるかという部分をみんなで考えていかなんかという思いでおります。

これには先ほどからありますように人の問題だろうと感覚の問題だろうと思います。やはり、これだけの部分がある。私もうかつでわかりませんでした、インターハイが宮崎、宮崎と思っておりましたが南九州であるというふうなことであります。熊本でもいろんな競技があると。今

インターハイが終わった後、特に熊本工業高校のブラスバンドの映像を見まして知ったというぐらいで私もなかなか不勉強だったなという思いしております。

そうした中で、先般そよ風パークの取締役会をしました中で山岳競技の方が500人ほど延べでございますが、そよ風パークに泊まっていただくと。先般高千穂の観光協会長にお会いした中で御礼を言いましたが、高千穂で泊まれない分を山都町そよ風パークへ回していただいたというようことであります。やはり、そういう部分をもう少し我々が早くキャッチをしながら、行動を起こすべきじゃなかったかなという思いしております。それについては、やはり情報の収集力、そして、また人材の人間力だと思っておりますので、これにつきましては、そして総合力、町民みんなの方々、そして県内の方々のいろんな知恵を取り入れられるような組織づくり、先ほども観光協会との話もしましたが、やはり情報を共有する組織づくりをつくらなくていけないという思いしております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 私も全く同じ思いを今回の件で感じたところです。情報の収集力——情報の収集といいますのは一人の人では限界があるかと思えます。人と人とのつながりのネットワークの中で自分が得られなかった情報というものも周りの方が得られたものを取り込んでいくということが大事かなと思えますので、やはりその総合力ということになってくるのかなと思えます。

具体的に振り返りますと先ほどのはワンピースの麦わらの一味の像の立像の件も山都町が手を上げているかいないか、それを御存じない町民の方々も御存じない形で心配なさっている町民の方も何人もいらっしゃいました。やはりこういうときこそ、やはりその行政あるいは町民の皆さん一丸となってぜひあの像は山都町に持ってくるぞというそういう機運を高めていくとやはり選定なさる方々への響きも違ってくるだろうというふうに思えますので、これからはそういうところをいかに構築していくかということが大事かなと思えます。そういう意味では観光協会ですとかその他の機関にも十分間に入ってもらって役割を担っていただければなというふうに思えます。

観光につきまして今までたくさん質問してまいりました。御回答いただいた中で今後の政策に十分活用するためにも有力なものがあったかなと思えます。私も議員としてこれからまたいろいろ提案できるように勉強していきたいと思えます。

続いて、定住の促進について伺いいたします。ちょっと観光からは次は離れます。

第2次山都町総合計画のカクゴの中の4番目に定住の話が載ってまして、その中の基本方針の2番目、定住促進というのがありますが、この中に基本政策の1、住環境の整備というのがございます。この住環境の整備につきまして、これまでの実績はどのようになっていますでしょうか。また、今後その住環境の整備をどう進めていかれるのかよろしければお聞かせください。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、定住促進について、住環境の整備のこれまでの実績はというところでございますけれども、町長の重点施策として三つの重点プロジェクトがご

ございました。その一つで移住定住対策に関することということで、特に若者向け宅地分譲事業について担当しております。それとプロジェクトチームを編成をして、5課にまたがるチームを編成しているところです。

移住定住対策プロジェクト会議として協議を行ってまいりました。実績としては、昨年、若者定住促進住宅分譲事業として下馬尾地区に分譲地の造成を行ったところです。区画は10区画を販売しておりますが、現在6区画について土地の売買契約を、事務を進めているところです。

売買分譲代金の完納をいただいた後で所有権移転登記の手続を行う予定でございます。残りしました4区画につきましても早急に完売したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 山の都創造課のほうからはテラスのほうでの御説明をいただきましたが、その他町営住宅のほうとかで何かございましたら、建設課長お願いします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。総合計画の中の住環境整備の主要事業に公営住宅の整備とあります。建設課のほうでこの業務のほうを所管しておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、町営住宅の管理状況ですけれども、現在、公営住宅それから特定公共賃貸住宅、一般住宅、小集落住宅の4種の住宅、39団地385戸を管理しております。

現状ですけれども、建設年度の構成を見ると昭和20年代から30年代に建設された住宅をいまだ使用しております。全体的に老朽化した住宅を多く抱えているという現状があります。

耐用年数では木造住宅で30年それから、準耐火構造で45年、耐火構造では70年で、385戸のうち耐用年数の2分の1を過ぎた住棟が85%、そのうち既に耐用年数を過ぎている住棟が60%を超えております。年々老朽化が進んでいる状況の中で修繕、改修に要する費用も増加しているという現状があります。

こういった老朽化住宅の対策として、本町では平成26年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、これに沿って管理しているところです。

基本的な管理方針としましては、木造住宅で改修しても延命は図れないような住宅は入居者が退去された後は次の希望者を募集せずに解体し、ある程度の区画がまとまった段階で需要が見込まれる団地については、建てかえを検討していく。今年度を一つの団地で一定の区画がまとまる見込みが出てきましたので、この建てかえの計画に入る準備を始めたところでございます。

また、準耐火構造タイプの中で延命が図れる住宅については、計画的に改修、修繕を実施しながら継続して管理していくこととしております。

それから、新規の団地の建設についてですけれども、定住促進を目的とした特に比較的若い子育て世代向けの住宅についての必要性は住環境整備の中の一つの柱として位置づけているところです。この施策の一環として平成26年度から旧浜町事務所跡地、今の山都テラスですけれども、ここに新しい団地、10戸程度の規模で建設に向けて準備を進めていたところで、平成27年度に基

本設計を終えて平成29年度に工事着工の工程で進めていたところですが、この計画は分譲地のほうに変更し山都テラスを整備したところです。

この新団地の建設計画については、再度計画を見直して新たな団地の整備に向けた準備に入りたいと考えております。

着手までには戸数規模、それから用地、財源、建設手法これには民間との連携、PFI方式とありますけれども、それから、民間賃貸住宅との需要供給のバランス、そういったもの調査、検討しながら進めていきたいというふうに考えておまして、本年度中には建設に向けた道筋を立てたいと考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 私も詳しく存じ上げていなかったところ、しっかりと計画のほうが進んでいるということで少し安心をしたところです。

住宅に対する需要は私の耳にも入っていきます。そして、アパートはあきがないとか、あるいはあいている家はないとかそういう声も私個人にも入ってくるぐらいですので需要は間違いなくあるんだろうと思います。民間のそういった住宅を提供なさっている方々との供給バランス、これを考えるのは非常に大事ですが、やはり需要が多い、供給が不足しているこの現在ですね、そこは急ぎ整備を進めていただければいいなというふうに思います。

では、最後になりますが、基本政策の2で空き家対策があります。

空き家バンクという制度を進めていらっしゃるんですが、空き家を賃貸や売買で活用したいというそういう持ち主とまたは片方では一軒家を借りたい、買いたいという方々をマッチングさせる制度で間違いなかったかと思いますが、間違いや認識に不足があれば訂正、補足のほうをお願いします。

それから、現在の登録状況やあとは物件の状態などについても教えていただければありがたいです。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、空き家対策について、空き家バンクの登録状況と物件の状況についてお答えします。

平成28年8月から空き家バンク制度をスタートしております。制度の開始以来、物件の登録件数は76件、うち賃貸契約済みの件数が48件、未梢11件、交渉中物件が3件、利用可能物件が14件となっております。

参考までにバンクの利用登録者数は90組ありまして、契約済み数が26件、未契約者24件、未梢38件、短期滞在施設入居中が2件となっております。

物件の状況でございますけれども、活用可能物件の建物については、基本的に古いものがあるんですが、現在、紹介中の物件が14件中6件が紹介中、それと1件については交渉中ということで、残り7件については、大規模改修が必要な物件だったり、町の中心部から遠いということでちょっと敬遠される物件があるということでございます。

空き家バンクの登録を促すために山の都地域しごとセンターが中心となって所有者と交渉を行

っておりますけれども、年に数回帰省する物件であったり、仏壇等の荷物の整理ができていないので貸せないと、そういった理由で登録ができていない物件も多くある状況です。

それとあと本年6月に住民登録外、町外にお住みの空き家の所有者の方に毎年6月に固定資産の納付書を発送いたしますけれども、そのときにあわせて空き家バンクへの登録のお願いということで今回周知をさせていただいたところですが、ぽつぽつお問い合わせの電話もあっているような状況です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 空き家バンクの状況を詳しく教えていただきました。これまで延べで76件ですかね、成約済みが48件、平成28年8月からということ言えばペースやはりかない多いのかなというふうに思っています。

それともう一つちょっとびっくりしたのは、未契約が26件だったですかね、それと末梢が38件というふうに御答弁なさったと思います。結構な数がやはりその需要としてありながら物件がないせいで流れていっている方々なのかっていうふうに捉えました。ということで、やはり先ほども申し上げたとおり需要がまだまだあるということですが、なかなか供給が足りていないということだろうと思います。

山都町民をこれ以上減少させないというその人口減少に歯どめをかけるということ言えば、住まいの供給というのはその大前提になると思います。空き家バンクの事業は、山都町内の不動産資産を最大限に活用するすばらしい事業だと私も思っております。これからも町内外の物件所有者の方へ周知活動に力を入れていただきまして、町民減少の歯どめに大きな役割を果たしてくれることを大きく期待いたします。

それに向けて我々議員一同あるいはこのことを知っている町民の皆さんとも連携しながら行政の事業に力を貸していきたいというふうに思っていますので、これからみんなでオール山都町でそういったことを進めていけたらいいなと思います。今後ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠でございます。

ことしも月日のたつのは本当に早いものでありまして、6月に入りまして半年が過ぎようとし

ております。また5月には令和という元号、新元号もできまして、心新たに議会活動にも取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

また、ことしは本当に水が少なく、田植えの時期でありますけれども、お出水等が非常に少なく田植え等もままならない地域等もあるようでございますけれども、1日も早い植え付けが完了していただくように願っているところでございます。

それから、ことしも夏秋野菜、いよいよ農繁期に突入しております。今年の野菜等につきましては非常に高収益でいい年であったというふうに思っておりますし、ことしもそういう年でありますように私も願っている次第でございます。

それから、先ほど吉川議員のほうから御紹介ありましたけれども、この山都町の小規模校の蘇陽中学校から県の陸上大会で大会記録で今優勝したという、リレーですね、そういう報道がけき新聞で報道されております。小規模でありながらもこういった活動ができる、非常に頼もしく思ったところでありますし、私自身誇りに思っているところでございます。これを活力にますます山都町の子供たちが、また町民が元気になっていくように願っている一人でございますので、今後の活躍を御期待したいというふうに思っております。

それでは、質問台のほうから質問をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） それでは通告に沿いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず町道の現状ということでございます。

山都町におきましては合併以来15年目という節目を迎えています。広大な面積を有する本町でありますし、町道の路線も数多くあると思えます。先ほどから出ておりますように近い将来、九中央道の開通に向けてそれぞれの観光面いろんな面において取り組みが執行部の中でも見られている状況であるというふうに自負しているところでございます。

しかしながら、それと連動しながらやはり幹線、支線あるいは集落内の町道の整備というのはこれは不可欠であるというふうに思っておりますし、特に集落内の町道の整備というものは、今一度見直していただいて、整備をしなくてはならない町道が多々あるというふうに思っておりますので、そういうことを念頭に置きながら現在の維持工事の申請、あるいは改良工事の申請件数等々、それと現状をどういうふうに捉えておられるか担当課長から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。まず町道の概要ですけれども、管理路線が1,035路線、総延長が951キロに及びます。改良率で42%となっております。この中に重要構造物としてトンネルが10トンネル、それから橋梁335橋を管理しているところです。

現状と課題ということで説明させていただきますが、これまで道路維持工事では橋梁トンネルの長寿命化対策として、点検、補修それから舗装の改築、狹隘部の解消、これは部分的な改良になりますけれども、それに流末処理、路肩の補修、それから、安全施設の整備等を実施してきています。この中で橋梁、それからトンネルの点検、補修は平成24年の道路法の改正により義務化

されたもので、また、舗装改築は経年により劣化した幹線道路の舗装を計画的に改築していくもので、この二つの事業は国交省所管の社会資本整備事業交付金を活用できることから予算配分の中で計画的に実施しているところでございます。

一方で町内各地からの改良型の維持工事の要望が多く上がっております。これらの維持工事については、財源が一般財源ということで町内各地域からの要望に応えられていないという現状があります。平成30年度末での要望書のストックが矢部地区で205件、清和地区で15件、蘇陽地区で92件、合計312件要望書を抱えております。

道路施設の長寿命化の対策としての維持工事に要する費用ですけれども、これ年々増加をしていくわけですが、緊急性の高いものは別として、改良系の維持工事については5年後、10年後の社会環境の変化を見据え、真に必要な路線箇所について優先順位を精査した中で進めていく必要があると考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） ありがとうございます。

この質問の中で私が一番お願いしたいのは、維持工事の部分なんですよね。確かに災害を優先される場所であるというふうに思っておりますけれども、やっぱりまちづくりを推進する上でもやはり道路の整備がなされておらないとインターが開通しまして、観光がいろいろ拡大して充実していきますということであるならば、やはりそのお客様に対しての散策道路あるいはそういった道路が事故等がないような道路網の整備というものは、これは不可欠であるというふうに思っておりますし、そういうことが整備されていないと一番大事な部分と私は思っておりますので、そこあたりの今後の維持の部分の災害あるいは改良補助事業等で対応できない町道がたくさんあるわけでございます。例えば横断溝の排水が決壊してそのままになっている町道、あるいは路肩が決壊したまま災害にはかからないような道路がたくさんあります。そういった道路はやはり維持工事でないと対応できないという状況にあると思っておりますので、維持工事の取り組み方といいますか、考え方といいますか、先ほど課長のほうから答弁ありましたがけれども、優先順位をつけてということでございますけれども、そこを一層の充実するような予算づけというものができなものか、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 道路は、また水道もこれは含めると私は考えておりますけれども、住民の生活にとって最も重要なライフラインです。安全安心に利用できるよう既存施設を安定した状態で維持していくことがまず最優先だというふうに考えております。その中で先ほども申し上げましたとおり改良系の維持工事については財源が一般財源ということであるということが前提にあるんですけれども、議員がおっしゃる御意見、御要望があることは私どもも十分承知しておりますが、そういった意見も踏まえて優先順位を精査して事業を進めていくということではございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） 課長の思いは十分伝わるわけでございますけれども、住民にとっては真

に必要な道路でありますし、暮らしの道路として、やっぱり高齢者の時代ですから高齢者に対してもそこら辺の充実した道路の整備というのは考えていただきたいというふうに思いますし、今課長のほうからありましたように、災害改良と対応できない分は自主財源しかないわけですね。自主財源でやるということはわかっております。財政等の対応もありましょうし、町全体の予算枠の中からの捻出ということになるということでもありますから予算的な厳しさというのは十分私も承知しておりますけれども、やはり真にそういった扱えない、災害とか改良等で手がつけられない、そういった町道については何とかもう少し維持工事の予算枠というものを組む必要があるのではないかとこのように考えておりますので、そこらあたりの基本的な考え方と伺いますか、町長のお考えがありますればお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、佐藤建設課長のほうから答弁をしましたが、私からというようなことでございます。

去年、一昨年だったかと思いますが、町道のでこぼこがあった部分でトラックが破損したと係争案件がありました。そのみならず、いろんな分、町道の舗装の切れだったり、亀裂だったり、補修について大事な部分かなという思いでおります。

しかしながら、もう議員わかった中で言われております。現実にはまずは補修につきましては今ありました大した金額ではない、また、時間もかからんとじゃないかなという思いでおりますが、いろんな分について今建設業の方々が仕事が多過ぎて手が回らないという部分もあります。

しかしながら、今言われます小さな部分については精査を——先ほど精査という言葉が出ましたが、そういう分も含めながらまずできる部分については、現場を見ながら、各支所、各担当課でやっていきたいという思いでいます。

予算的にはそう言われても大きい予算じゃないかなという思いでおりますが、これにつきましても十分現場を見ながら対応していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） ぜひとも今町長がお答えいただきましたように、補修事業とか災害とか、そういうもので拾えない部分が多々あるわけでございます。こういった場所については、自主財源がどうしても必要になりますので、事故等の係争事件等も発生しているというようなことでございますので、そういう形にならないうちにやはり手を打つべきでだろうと思っておりますし、これはどうしても住民の暮らしの道路ということになりますので、住民は大なり小なり日頃からその道路というものはかなり重要視されて通られております。ぜひともそこらあたりを考慮していただいて、少しでも予算づけをいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いというふうに思っております。

それでは、次の農林振興についてということでございます。

農林振興につきましては、本町においては基幹産業でありますので、いろんな形の中で手を打ちながら進められているというふうに思っておりますけれども、少子高齢化、担い手不足等によりまして、大変厳しい状況にある中であるということはおもひながら承知のとおりでございます。

そういった中で、本町の今基幹産業であります、農林業の現状あるいは課題、これからの対策という形の中で、農林課長のほうから現状あたりをお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、山都町の農業の現状ということでお答えいたします。2015年の農林業生産ということで4年前の数値でございますけれども、総農家戸数が2,374戸、そのうち販売農家が1,878戸、専業農家668戸、第一種兼業が316戸、第二種兼業894戸、また、事業的農家につきましては496戸となっております。

一方、林業につきましては388戸、そのうち木材を販売された農家につきましては165戸となっております。

また、産業別に見ました場合に、第1次産業の就業率につきましては全国平均約4%、熊本県の平均が9.8%である中、本町の就業率につきましては38.9%と大変高い位置にあります。このことから山都町の基幹産業は農林業であるということがわかることでございます。

また、平成29年度の町民所得推計の総生産額でいきますと第2次、第3次産業につきましては年々減少している傾向にございますけれども、第1次産業につきましては増加傾向にございます。増加の要因としましては、先ほど議員言われましたとおり夏秋野菜の価格が好調であるということでもありますけれども、また一方ではこれまで補助事業によりハウス施設でありますとか、農業機械を導入されたことによりまして、規模拡大、それに伴います収量等の増加により、その結果があらわれたのではないかとというふうに考えております。

また、施設並びに機械を導入する場合につきましては、初期投資として一時的には負担がかかりますけれども、導入後すぐに所得の向上につながるものではございません。ただ、新たな資産を手に入れたということで考えますと将来の収益につながってきたのではないかとというふうに考えております。

また、課題としましては農業従事者が65歳以上の方につきましては、県全体の60%以上を占めております。高齢化によりまして農家が減少していく中、新たな担い手や後継者をどうするか、また、一方では圃場整備などの条件整備のおくれが課題であるというふうに考えています。

その対策としましては、一つには共同機械の導入により作業の集約化が進んでいます中山間組織等を確認して集落営農組織化が考えるのではないかと考えておるところです。

現在、山都町におきましては二つの協同組合、四つの農業組合法人組織があり、それぞれ地域の合意に基づいて地域に応じた運営がされております。

また、高齢化等により農業が継続できなかった場合にもその受け皿となる組織があることで安心して農業に従事できるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

また、一方では山都町には町外から新規就農で移住されて来られる方もたくさんございます。この方たちを後継者というふうな考えで農地を引き継ぐことも一つの方法ではないかというふうに考えております。これまで新規就農資金の交付対象としまして、55組71名の方がおられます。そのうち町外から移住された方が7組11名ございますので、そういった方たちを今後の後継者というふうに位置づけていくのも大切ではないかというふうに考えております。

また、本年度におきましては下矢部東部地区、清和の鶴底地区においても集落営農に対する協議を始められましたので、町としましても今後しっかりサポートをしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） ありがとうございます。本町の農林業につきましては40%、4割が基幹産業というふうになっておりますので、やはり農林業なくして山都町の発展といえますか、頑張りはないというふうに改めて思っているところでございます。と同時に課題等につきましては65歳以上の方が担っているという状況であるということでございます。そういった状況を今後やはり対策として進めるために、どういった形、定住、移住による生産者の育成あたりも今答弁いただいたところでありますけれども、組織化という答弁もありましたけれども、なかなかそういう組織ができる地域というのはいいんですけれども、なかなかそこまで行かない、これではやはり原因を考えてみましたときに、やっぱり基盤ですね、基盤整備等の環境整備ができていない、そういう圃場についてはなかなか借り手というものはなかなか手を上げていただけないというのが現状ではありますので、そこらあたりをどうやって進めるかというのは、まず地域の思いもありましょうし、町の進め方もありましょうが、今後、山都町の農業を考えた場合にはぜひともそういうのが必要になってきますよという意識を持っていただくような意識づけといえますか、そういう場を機会あるごとに町長なり担当課なりに御指導いただけるようお願いしたいというふうに思っております。

そういうことで、一歩ずつでも町の農林業が充実しながらあわせて観光方面も充実していく、そういうまちづくりではなくてはいけないというふうに思っておりますので、そういう取り組みをしながら長いスパンの中でありませうけれども、一つずつでもそういう達成をしていただけるような農林業の推進に当たっていただきたいというお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは2番目のT P P発効による町の対策と大々的な題目を掲げております。皆さんも御承知のようにT P Pへの発効につきましては、日本を含めますところの11カ国が参加しております。昨年12月30日に発効されたところでありまして、人口5億人を超える新たな経済圏が誕生しております。

この発効は日本にとっては自動車、工業製品等々については有利、食品関係は安くなりまして期待ができるとされておりますけれども、農業分野の豚肉、牛肉そういった畜産事業関係につきましては、安いやっぱり農産物が入ってまいります。こういう農産物につきましては試練になるということは言わざるを得ないというふうに思っております、このことについては国のいろんな政策支援等も考えておられますけれども、その強化だけがその競争力を町としても強化を何らかの形でつくり上げていく必要があるんじゃないかという思いで私もおります。執行部も一緒だろうと思っております。

それとあわせまして、昨今アメリカが日米貿易の二国間貿易ですか、それによってT P P並み

の発効の基準にしてくれというような国のアメリカからの要望があつているところも事実でありますし、アメリカでもその国内の88の農業団体ですか、日米貿易交渉協議をめぐって先ほど言いましたT P Pの水準並みに市場開放を要求していると。アメリカの国内で88の国内で農業団体が要請している現状があります。そうした要請、T P P、日米貿易、こういったいろんなその世界の貿易協議の中で日本はいろんな課題を迫られているというのが現状であります。そういった対応を町としてどうするこうするはなかなか厳しい面があると思えますけれども、T P P対応とまでは言いませんけれども、町としての何らかの考えがお持ちであれば聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは議員の質問にもありましたT P Pに関して答弁いたします。今言われましたとおり、T P Pイレブンにつきましては、昨年12月に発効されております。また、あわせましてことし2月には日EUの経済連携協定も発効されました。また、4月には今言われましたとおり日米二国間交渉のほうもスタートしております。農産物の貿易交渉につきましては、新たな局面を迎えているというふうに考えておるところでございます。

そういった中、山都町ではどういう対策をしてかという御質問でございましたけれども、まだ発効したということで、町のほうでもどういう対策ができるかということは、まだ検討を今始めるところでございますけれども、現状について御説明いたします。

関税が撤廃されました場合に、海外から輸入する場合にはどうしてもタンカーであるとか、航空機で輸送することが必要になります。そういったところで、一つは輸送コストの問題もございまして、すぐすぐ影響が出るということは考えられないのではないかとこのように考えています。特に重要品目に指定されました米につきましては、発効時に今までの枠外税率はそのまま使うということで1キロ当たり341円、これは堅持されております。ただ一方では新たな輸入枠ということでアメリカとオーストラリアに対しまして5万6,000トンが新たに輸入枠として設けられております。この輸入枠で入ってきた米が今後日本の米価にどう影響していくのかということにつきましては今後注意して見ていく必要があるのではないかとこのように考えております。

また、山都町におきましては畜産においても盛んでございますけれども、特にこの牛肉については影響が大きいのではないかとこのように考えております。今まで牛肉につきましては38%課税を掛けてありましたけれども、発効と同時に28%に、約10%軽減されております。また、牛肉につきましては、今後毎年1%ずつ削減されていきまして、2034年度には9%になるということで協定が締結されております。

牛肉の価格につきましては、赤牛、黒牛ともに10年前の競り市の価格と比較しますと現在約2倍近い高値で推移されております。ただ一方では飼料価格であったり資材等の価格もあわせて高騰しておりますので、畜産農家につきましてはこのような不安定な状況の中でT P Pが発生いたしましたことについては相当危機感を持っていく必要があるんじゃないかとこのように考えています。

このT P Pの影響を最小限に抑えるためには消費者に対して国産牛肉の安全性または肉質の優

位性等を丁寧に説明しながら輸入肉との差別化を図るとともに、畜産農家の担い手や後継者を育てることが重要であるというふうに考えています。

また、あわせて農地の有効利用を推進するために山都町には現在増加傾向にあります遊休農地等を活用し、放牧であったり、飼料用米を生産することによって耕畜連携を進め、コスト削減を図ることも重要ではないかと考えております。

また、これまで補助事業を活用しましていろいろなハウスであったり、施設を導入しています。今後、畜産関係につきましては、JA畜産農協と連携しながら畜産クラスター等を使って補助事業にも積極的に取り組んで、農家経営の安定を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） いずれにしてもやはり畜産関係については、厳しい状況になってくるというような、状況が来るというようなことであろうかと思っておりますし、あわせてやっぱり農産物というの影響にも多大な影響が出てくるとそういう心配をしておるところでございます。

そういったことで、国の動向あたりも注視しながら町は町として取り組み対策等をですね、やはりプロジェクトチーム等を立ち上げるとか、何らかの戦略をつくらないと、練っていかないといざといったときには間に合わない現状になろうかと思っておりますので、そこら当たりの考えを執行部としてもしっかり練っていただきたいというふうに思っております。

全国の市町村の中にはこの1品目を7年間で1億円産業にしたという、最近ですね例もございます。それはどういうことかという、県で一番消費の少ない、そして生産が少ないものですね。そして、消費量が多いものの品目に特化したものということで、関係機関が一緒になって1億円の産地をしていると。今後1億5,200といった形の中で取り組んでおられるという市町村もございますので、そういう事例を踏まえながら、こういった事例をですね、恐らく全国の中で成功事例だろうというふうに思っておりますし、その成功事例をうちの町としても何らかの品目を探し出してそういうチームを戦略チームあたりをつくって、いつも質問の中にありますようにブランド化といいますか、そういうものを1品目でもいいからつくるべきだろうと。そういうことを起爆剤としてまちづくりの、基幹産業の農業というものは動いてくると。そういうことをやっぱりしっかり考えていかなくはこういう現状でございますじゃなくて、うちのうちとしてできる何かを一つでもいいからつくり上げていくというような組織づくりが必要ではないかというふうに思っておりますけれども、担当課長いかがですか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。

今議員おっしゃいましたとおりTPPの発効を待って対応するのでは遅いということでございます。今言われましたとおり、町内または関係団体等を入れまして、山都町でどういう影響が出るのかを分析しながら今後の対応をとっていきたいというふうな考えでおります。

そういった中で先ほども言いましたとおり全国でもいろんな対応をされておりますので、そう

いった例も参考にしながら山都町にはどういふ対応ができるのか、また一番合うのかということを検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） ぜひとも何らかの戦略立てといひますか、1品目でも結構ですので、ぜひとも何らかの形で取り組んでいただきたい。当然私たち議員もそういう形の中においてはしっかりと一緒に考えていきたいというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の鳥獣被害の現状ということでございます。

この鳥獣被害というのはもう今や全国津々浦々ですね、非常にこのゆゆしき問題として各市町村捉えておられますし、いろんな対策も講じられているというところであろうかと思ひます。

本町として鳥獣被害の状況ですね、対策は後で聞きますけれども、現在、鳥獣被害の現状をどういふふう把握されているかお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。

まず、被害の現状ということでございますけれども、平成30年度の被害につきましては、水稲、果樹、野菜等を合わせまして、面積にしまして15.7ヘクタール、被害金額としまして町のほうで把握できていますのは1,050万円となっております。

また、鳥獣害の捕獲頭数につきましては、イノシシのほうは3,523頭、鹿が2,182頭合わせて5,705頭が捕獲をされております。これを昨年度比較しました場合にイノシシにつきましては、30頭の減となっておりますけれども、鹿につきましては、逆に490頭大幅に増加している状況でございます。

また、農作物の被害と別にイノシシによります水路であったり、道路ののり面の掘り起こし等も発生しております。こういった施設の維持管理にも相当農家の方には御苦勞があるというふうにお願ひします。

被害につきましては、以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） この有害獣対策というのは長年のですね、全国的に先ほど申し上げましたように非常に困った話でありますし、やっぱり何らかの対策等も打っていかなくてはいけない、町としてもいろんな交付金あたりも対応されておりますし、頭数等もかなり捕獲されている現状でありますので、とったからといってなかなかこれが減らないのが不思議なもので、なかなか減りません。そういったことも踏まえながらやっぱり有害獣対策というのは基幹産業である農業にとりましては非常に重要な課題でありますので、今後一層に取り組んでいっていただきたいというふうにお願ひしているところでございます。

対策につきましては、よろしいですか課長、いいですね。そういったことで取り組みをお願ひしたいと思ひます。

本町においては兼業農家、あるいは非農家が増加しております。そういうことに伴いまして農

地に対する意識、考え方というのが、やっぱり持っておられますけども、肉体的、体的に動かない生産者が多くこう生まれてきておるとというのが現状でありますし、そういったことが獣害によって荒廃して拍車をかけている。だから悪循環に陥っている現状であろうというふうに思っております。地域が関心を持って、やはり環境整備にやっぱり自分たちから意識を持って何らかの対策を地域ぐるみで対応していこうというような意識が生まれてこないとなかなか難しいというふうに思っておりますし、町は町の今の支援の体制の中で進めていければというふうに思っているところでございます。あわせてそういった対策の意識を持つ場として、やっぱり町のいろんな場の会議の場でもいいですから、そういう町民の方、生産者の方に地域で守る方策、手立てを地域で考えるべきこともありますよといったような指導、支援をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それから、あわせてカラスですね。カラスの被害も最近ちょっと話を聞いております。カラス等につきましては、堆肥の野積みとか、そういういろんな環境の中でカラスが群がっているという状況があると。そういうカラスが水田等のそばにある堆肥舎であれば水田の虫を食いに来ますので踏みつけたりいろんな被害があるというような話を聞いております。カラスの対策につきましては、いつだったですか新聞に出ておりましたけどもドローンで何か対策ができるというような報道があっております。ですから、やはり有害鳥獣対策につきまして全国の中で取り組んでおられる状況がICTといいますか情報管理機器ですかね、これに取り組んでおられる市町村がございませぬ。例えば無線親機と子機、そういったものを使ってわなを仕掛けておくわけですね。それによってその情報が携帯なりあるいは無線によって入ってきます。そうすると見回りが楽になる。すると今あそこに入っている、そういう情報がぼんぼん入ってきますので、捕獲についても非常に有効性があるというような紹介があっておりますけれども、こういったことを課長、御存じでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） ただいま話がありましたICTを利用した獣害対策ということでございますけれども、たしか熊本のほうでは隣の高森町のほうでICT等を使ったわなのほうがされたというふうに思っております。相当導入に費用がかかるということでございましたけれども、一つはそういう機械を導入する場合には一つは携帯の電波が入るか入らないというような問題もございませぬ。山都町のほうでもそういったところでわなを仕掛ける場合にどうしても山の中に入っていった場合は電波が届かないような部分もございませぬので、そういったところにつきましては、何と申しますかそういう条件整備が進んだところでないとそういうものが使えない部分もございませぬ。また、いろんな業者がございまして簡単に費用が安い部分でできる部分とまたわなの映像を見ながらイノシシが入ったときに携帯でわなをスタートさせるというようなところもございませぬ。そういったことも含めまして山都町で導入できるかできないかも検討しながら、いろんなモデル事業も見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） 今ICTの利活用ということで、私は農業新聞、いつの新聞だったか

わかりませんが、ICTを使った市町村がございました。それは「オリワナシステム」ということで先ほども申し上げました通信機能、子機を取りつけておなの作動に反応して捕獲をする仕組みということで親機と中継機、子機この3段階を利用して長距離で無線電波を中継するというのでございますので、3段階でいくわけですね。いきなりスマホに来る話じゃなくてですね。ですから、そういった電波が届かない山間部でも通信ができるというふうになっておりましたし、その市は親機を1台、中継機4台、子機45台を250万で購入されております。そして子機を狩猟者に貸し出すと、無料で貸し出すというシステムをとっておられます。その対策のおかげで非常に狩猟者の経費軽減とか、捕獲率のアップとかそういうのに非常につながっているというふうになっておりましたので、質問させていただいたところでございますので、ぜひともそういった250万ぐらいという失礼ですけども、それによって農作物の被害がおさまればこれも一つの対策ではないかというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

耕作放棄地で所有者土地の対策ということで、済みません農林振興課長ばかりの質問になりますけれども、耕作放棄地につきましてはもう全国的にも本当にこう広い面積の耕作放棄地があるという報道がされているところは御承知だと思いますけれども、この耕作放棄地につきましてはいろんな国の事業なり、県の事業なりの事業メニューがあるというふうに思っておりますし、それを何とかそういう事業あたりで耕作放棄地を解消していくことによって、農地の荒廃はなくなりますし、有害鳥獣対策にもつながるというふうに思っております。と同時に所有者不明農地の対策ということになりますけれども、これについては昨年の11月に改正農業経営基盤強化法が施行されております。それは所有者不明農地の利用を促す制度の創設が最大の柱ということですから、所有者が不明の土地について利活用する、していくというようなことが柱になっているということでございます。

例えば経営者の半数が不明な農地でも農業委員会等によって検査あるいは工事などの手順を踏めば農地の中間管理機構を通して最長20年の貸借ができるというふうな制度になっております。このように動かしようのない農地が流動化に導いていけば、新しくできた制度でありますので、うちあたりでも取り組める事業であれば率先して取り組んでいただきたいというふうに思っています。

そこで、簡潔に結構です。耕作放棄地、所有者不明の農地等について情報等つかんでおられれば御答弁いただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。

まず耕作放棄地に対します事業でございますけれども、これにつきましては1反当たり3万円、または借地であった場合は2万円と。こういうような事業が国のほうでございまして、町のほうでも毎年面積は少のうございましてけれども、この耕作放棄地の圃場を使って再生されて、そこで農業を始められた方もおられます。中には最近では新規就農の方が有機農業をやりたいということで

逆に耕作放棄地のほうが有機農認証を受けるのに有利だということであえて遊休農地のほうを借地で借りられた例もございます。遊休農地につきましては以上のようなことですのでございますけれども、町のほうとしましては耕作放棄地を防止するためということで、先ほども言いましたとおり条件整備費の圃場制度をやっぱり進めていく必要があるではないかというふうに考えております。

また、遊休農地、耕作放棄地を未然に防ぐためには農業委員または推進員さんの活動が重要になってくると思っております。現在各地域で農地の利用状況のパトロールということで、農業委員19名、推進員さん28名で担当地域のほうで利用状況の把握に努められております。

また、ことしの4月からは農業委員の総会のほうにもですね、推進員さんに参加していただいたの農業委員会の現在の状況とか、また、終わった後には農業委員会が取り巻く状況であったり、いろんな対策事業についての研修会、説明会を開催して委員同士の連携を図っているところでもございます。

また、一方では棚田の荒廃を防ぐということで新たな棚田振興法案が国会のほうで審議をされています。これにつきましては、こういった対策ができるのかということは今後注視していく必要があるかなというふうに考えております。

また、所有者不明の農地につきましては、今議員言われましたとおりこれまで借地ができなかった部分を解消するというので、所有者不明の方が半数以上おられた場合でもできるというような法令でございます。例えば相続人の1人の方が同意してあと残りの方が所在者不明ということであってもその人1人で中間管理機構を通して農地の借地貸借ができるということでございます。また、借地期間も20年ということで長期間安心して借りられた方も使えるのではないかとこのように考えています。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） そうですね、耕作放棄地、所有者不明、新しい法案、制度がどんどん出てきておりますし、それをすぐどんどん使いなさいということじゃなくて、町として取り組めることであれば一つずつでも取り組んでいけばそういった対策につながっていくと。ひいては地域の方々の住民意識の高揚につながっていくと、そういうことを進めるといった意味で質問をさせていただいたところでございます。

それでは、次の山都町ランドデザイン構想ということに移りたいと思います。

この構想につきましては、私も当初説明を受けたときはまずこれは念頭に総合体育館の建設があったかというふうに思っております。九央道の供用開始を見据えて通潤橋周辺整備のための計画ということで示されていたと思っておりますし、その後、あらゆる政策審議会等々の中で山都町のランドデザインであればやはり町の全体のビジョンとして示すべき問題じゃないかと意見等が出たということに私は今、解しておりますけれども、そういったことでこのランドデザインの基本的な思いといいますか、基本的な考え方というものをちょっと説明いただければと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。ただいま興柵議員のほうからありましたとおりランドデザインにつきましては、当初、旧矢部町のほうで計画のありました憩いの里・ふれあいの里の見直しというものが前提にございました。その中で、協議を進める中で議会、住民の方の御意見をいただきながら、当面高速道路の開通が控えているということでその地域を限定するのではなくて、町全体のランドデザインとして策定する必要があるのではないかとということで方向を変更しまして計画の策定を行っているところでございます。

計画策定の背景としましては、本格的な人口減少時代の到来、少子高齢化の進展によりましてこれからの地域活力の維持向上のためにはこれまでにない人口減少を前提とした施策の展開が必要になってくると思います。山都町ランドデザインは第2次山都町総合計画の将来像である「輝く！みんなでつくる「山の都」ものがたり」を実現すべく本町が抱える課題に対し、本町の豊富な観光資源の活用によって克服し、地域活力の再生につなぐまちづくりの方向性を示したものです。当面、短中期に取り組むべきもの示したものでありますが、総合計画を補完する個別計画に位置づけをしております。

九州中央自動車道の矢部インターチェンジの開通や町への企業進出、移住者の増加など現在を絶好の機会というふうに捉えて、観光を一つ的手段として交流人口や関係人口による地域のにぎわい、創出と協調性を図る目的で策定をしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興柵誠君。

○5番（興柵 誠君） 基本的な考え方というのは十分理解したつもりでございます。

その上でやはり当初申し上げましたように山都町のビジョンであるということであれば、当然矢部、清和、蘇陽含めたところの構想というものをしっかりつくっていただいて、それに向けてどうやって進んでいくのかという思いが私はするわけですよ。今のところ今憩いの里の事業の通潤橋周辺の整備ということでありますけれども、それはそれとして進めていかなくてはならないし、今後、高速道路が来ますし、ひいてはまた何十年後には蘇陽間も開通しますし、そういうことを含めたときにビジョンというものもある程度練っておかないと、また今度これが行きますからそのことについて構想を練りますよじゃなくて、そういう大きな目で、エリアの中で大きな視野の中でビジョンを立てて計画的な予算づけをしながら進めていかないとなかなかこれ実現しないというふうに思いますけども町長いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。今、興柵議員言われたとおりだと思っております。今、描いておりますランドデザインにつきましては、今、藤原課長が言ったような形の中、また、数年後にも迫っております矢部インターチェンジに向けた分がほとんどだという思いであります。山都町のランドデザインというよりも矢部のランドデザインに近いかなという思いで皆さんもおられるんじゃないかなという思いであります。今年度から矢部蘇陽間の計画段階評価が始まりました。先般、県の土木部とも協議をしました。来週の17日には熊本河川国道事務所の担当者、

所長とも今後のルートであったり、今後のインターチェンジのあり方であったりいろんな分を協議をするようにしております。それを踏まえた中で早い時期の先般の期成会の中で所長のほうから2年間くらいで計画段階評価を終わり、ルートの決定等もしたいというようなことでございますので、そういう分を踏まえながら今、興梠議員が言われます全体のデザインを、またその全体のグランドデザインの中でインターチェンジの清和のどこに置くか、蘇陽のどこに置くか、これは我々のほうからも提案をします。最終的には国交省が決めることだという思いでおりますが、その前にやっぱり地元の熱意を示すような形の中でまずはインターチェンジの位置等の決定をしながら先ほどからありますように山都町の本当のあるべき姿、やはり描かなくてはいけないという思いでおる中でこのような形で今後進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） やはり、町長が申しましたようにやっぱり高速道路が中心になってくるということは言うまでもないと思いますし、218、265、325という国道がありますけれども、その国道の地の利を生かすためには、それだけの構想を、ビジョンをつくっておかないと、それを早目につくって、3年スパンあるいは5年スパン、そういう計画の中でそれぞれの地域がそのルートを経路して進んで高千穂に抜ける、南阿蘇に抜ける、そういった構想の中でしっかりとしたビジョンをつくって現実のものとなるようなビジョンでなければならないし、そのことによって山都町のいろんな産業あるいは観光まで含めて充実してくるというようなまちづくりに向けていくことが本当に重要ではないかというふうに思っておりますので、町内いろんな関係の方々と一致団結をしながら山都町づくりというものを目指していければというふうに思っております。

以上で私の質問は終わりますけれども、最後に何度も申し上げますが、やっぱり現実のものとなるような政策というものを作り上げていかないと計画だけではなかなかいかんというふうに思いますので、そこらあたりも十分考慮していただいて地域関係一丸となってまちづくりに邁進できればというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、5番、興梠誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 皆さんこんにちは。13番議員の藤澤でございます。本日最後の一般質問者です。しばらくの間おつき合いをお願いしたいと思います。

6月も本日で11日になりましたけれども、梅雨入りの宣言はまだありませんですね。昨年ずっ

と考えてみますと大体今ごろは梅雨入りがあつとんじやなかろうかと思いましたがですね、なかなか梅雨の宣言はございませんけども、ただことしの夏は冷夏というようなことを言われておりますので、ずっと長引いてある程度6月の後半ごろ梅雨入りになってずっと冷夏の夏にそのまま行きやせんどかちゅう心配をする面がございます。まだこういうところで先ほどもお話がございましたけれども、田植えがまだ全部終わってないところがございますし、植えたところも干上がるところもございます。非常に心配しとつところですけども、適度な雨が欲しいところでございますし、この次、令和になりましたけれどもね、ことしこそはですね、去年が非常に災害の多い年でございましたけれども、ことしこそは災害が少ない年であってほしいなという思いでございます。

先ほど来、きょうの新聞のことが二人の議員さんから言われましたので、私もきょうはそこら辺を紹介しようかなと思いましたが、これはもう二人の方々が紹介されましたので、それは省きますけれども、通潤橋が災害に遭いましていろいろ寄付金が集まるとというふうに聞きます。先ほど生涯学習課長に聞きましたら350件の1,700万円ですかね、この辺の寄付が集まるとというように話を伺いましたが、何で私が聞いたかといいますとある場所で、酒飲みの宴席のときにこういう被害が出るとのに議員の皆さんな寄付は何もせんとかいう話がございます、議員という立場は寄付行為は禁止になっておりますとそんなことを申し上げました。ところがですねその方は個人個人なら無理かんしれんけれども、14人そろって1ヵ月分の報酬を寄付したらいかかという話がございます。ただ、寄付行為はいずれにしてもできんということはわかっておりますので、誰一人抜けても、また、全部そろっても寄付行為は断じてできないということになっておりますとそのことを説明しましたけれども、やっぱり住民の皆さんはそういう考えをお持ちの方もたくさんおられます。正直言ってですね、議員は何もしとらんじやないかという話も聞きまして、今の議員の成り手が非常に少なくなつてということはいろいろ報道されております。その中には議員の報酬は安いとそんなことでも言われておまして、御船町議会は今回何か報酬を上げるような、するような、何ちゅうんですか委員会か何かをもう立ち上げるようなことを話しておられましたけども、それは別としまして、やっぱり住民の皆さんはいろいろ考えがおりであるなというようなことを思いました。

それでは発言台で一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） まず、通告に従って質問させていただきたいと思いますが、まず農業林業災害についてということで質問に挙げております。それで農業振興課長から農地災害の資料をいただいておりますけども、まず林業災害ですね、これ私が把握しているところでは治山が地震のときが3件、それと豪雨ですね、6月の豪雨のときが災害が8件、林道、これが地震のときが15件、豪雨のときが71件ということで私把握をしておりますけれども、この災害全部完了したということで考えてもよろしいでしょうか。まずその辺から。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えします。まず林業関係の災害でございますけれども、

契約につきましては、28年度の災害につきましては全て契約完了しております。

そのうち残っておりますのが、2路線、菊池人吉線、矢部水越線のほうが、工区が多ございまして、校区が合併してる関係で4工区……。済みません、ちょっと工区数までは把握しておりませんけれども、そこは若干まだ残っております。それ以外につきましては現場のほうも竣工しておる状況でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） わかりました。農災と一緒に林業災害も非常に重要なところですので、やっぱり道が通れんような状態になればどうにもならんというようなことでありますし、山都町は林業が盛んでありますし、非常にこう木材の間伐とかですね、総伐も含めましてそういうところが収入の減になっておるところでございますので、その辺も一つ。ある程度できとつということですので、非常に安心をいたしております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、農地なんですけれども、これ熊本地震のときよりもそのいわば地震のおかげといいですか、その後6月20日、21日ですか、非常に大雨のためにこれで非常にたくさの農災が起きたけども、その辺の内容が資料をいただいております。また町長のほうから提案理由の件で、発生から3年を経過、査定件数が1,700件のうち約半数が未契約なことを載っておりましたので、それはもう把握をしておりました。

細部についてその辺のこと、どうなっているかというようなことで質問しようというふうに通告いたしましたら1枚のペーパーをもらいまして、この中で蘇陽のほうは大体農災29件でほとんど未契約のところはないというようなことで、ほとんどが今竣工済みと施工中というようなことで書いています。非常にこれですね早目だったと思いますし、件数も山都町で三つの分けるならば一番少なかったのではなかろうかというふうに思いますし、清和のほうも未契約が31件と121件の件数に当たってですね31件というような御報告を受けました。

それでですね、非常に矢部のほう、また下矢部を中心に大変こう多い災害であったわけなんですけれども、これ未契約がずっと864件というようなことでこれもらいましたけども、これ災害が起きて2年、3年どこまでこのあたりの助成あたりが来るものなのか、これはまだ半数ぐらいは未契約ちゅうことになれば業者も少ない、それから業者が極端に少ない中で下請とか、県外とかに出さなんというような話になればこれは何年ごろまでかかるのか、その進捗状態ちゅうよりも状況というよりも2番目の復旧の今後の見通しがどうかという、何年かかっても終わればええというもんなら大丈夫だと思いますけれども、ある程度の助成とか補助あたりは期限があると思うんですね。そのあたりのが何も心配いらぬのか、その辺のことはいかがでしょうか。町長が言うんなら町長からでもよろしいですけども。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 具体的には課長のほうからあろうかなと思っておりますが、現実には今繰り越して、今先ほどありました半分の契約率というようなことでございますが、これについては本年と来年度に繰り越しといいますか、繰り越しはできんというようなことで新しい予算をつけてもらったと。またうちでも予算化したところでございますので、もう何年先はありません。

ことしと来年で終わるとというのがもう基本姿勢であります。これつきまして、先般の提案理由の中でも申しておりますが、後でまた課長のほうからあろうかなという思いでおりますが、県や国にもいろんな部分でお願いをしておりますので、また業界の方々にも特に上益城郡、また山都町の建設業協会、そしてまた県下につきましては、県とうちの担当者をお願いをしながらということでは是非でも2年間のうちには終わらせるような取り組みをさせていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、28年災害の地震並びに豪雨災害の状況についてお答えいたします。

まず、熊本地震でございますけれども、災害件数が181件、続きましてその後に6月の梅雨前線豪雨によります災害が1,605件、合わせまして1,781件が28年の災害となっております。そのうち地震災害の181件のうち139件については、契約を行っております。その139件のうち計106件は既に竣工をしている状況でございます。なお、未契約は46件、地震災につきましては契約率は77%というような状況でございます。

次に、豪雨災害でございますけれども、契約済みの件数が783件、うち完了しましたのが407件、未契約が818件、契約率が49%、28年合計しますと契約率が52%というような状況でございます。

また、参考までに平成29年度の災害つきましては151件、そのうち契約が89件、未契約が62件でございます。

平成30年災害の件数33件については、全て未契約でございます。これまで5回の入札を行ってきまして52%の契約率ということでございましたけれども、改めて町内の業者さんに対しまして再度受けてもらえないか、頑張ってもらえないかということで見積もり随契のほうをお願いしたいということで申しております。これにつきましては、昨日10日に見積もり随契のほうの開札を行いました。その結果198件、金額にしまして約5億円が新たに契約がいただいております。そういうことでございますので、818件の豪雨災害のうち198件が契約できておりますので、残りが620件というふうになっております。

今後の見通しということでございますけれども、こういった契約率が低いことを受けまして、熊本県のほうにさらなる支援をお願いできないかということで町長と参りまして、田嶋副知事のほうに要望書を提出しております。その要望書を受けまして県のほうでは山都町の災害の早期復旧に向けて最大限の支援をするというお返事をいただきました。これを受けまして新たな支援について県の担当部局と協議しましたところ山都町の農災工事に町外の業者をやっぱり入ってこんとやっぱり進まないのではないかとということで、山都町が発注します農災工事に限定した支援ということでございますけれども、熊本県内にありますA1、A2ランクの建設会社に対しまして山都町の農地災害を受注した件数に応じて熊本県が発注する3,000万円以上の工事、この工事の総合評価落札方式による工事において令和2年度から2年間、地域貢献度の評定を加算するという支援をいただいております。この加算点によりまして入札のときに優位性が得られるのではないかとということで受注機会の増加につながるということで考えておるところでございます。

なお、この入札につきましては7月以降に予定しておりますので、5月の末から今月の末にか

けまして、熊本県内の建設業協会の各支部を回って山都町の災害に対して多大な御協力と御支援をお願いしたいということで県のほうと一緒に伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） わかりました。業者にもこうプラスになるというようなことだろうと思います。

それとこれ工事が完了した後に耕作をされていないところがあるというような情報が入っておりますけれども、そこらあたりは同じ地域で場所が近くだったら一緒にあわせて工事をされたところら辺だろうというふうに思いますけれども、急いで工事をしていただいて耕作ばしようと思うところはなかなか進んで、何ちゅうんですか、工事が終わった後に耕作をせんという場所もあるというようなことも耳に入っておるんですが、その辺のはどうですか、随分あるもんですかね。もうやめたというような格好のものが、終わった後そういうところがありやせないかと。そういうことになればそこまで把握して工事を進めるちゅうのもなかなか難しゅうございますから、そのあたりの本人さんたちの意識あたりはどういう考えだったのか知らんけれども、とりあえずある程度工事が終わればそこは何とかなるというような気持ちの方々もたくさんおられたじゃなからうかという、私自身の思いなんですけれどもね。そのあたりもなかなか難しいですけどですね、その辺も把握するなり、でけんだったかなという思いはございますけれども、それはもうその近くに人が言われるのには、せっかくできても耕作はせんもんなどという話を聞きましたもんですからね、一言あえて言わせていただいております。

それとこの前建設業界の人たちと話し合いのあった、懇談会をしたときに非常に現場に行くためには鉄板が必要と。県は認めたけれども、山都町自身は鉄板を認めていなかったと。今回認めるようになりましてですね、その辺の効果ちゅうのはどぎゃんですかね。少しでもあったもんですかね、その辺があればという話も聞いたもんですから、その辺の鉄板のことで計画にそこまで含んで、工事見積もりですかね、含んどれば進むだろうと私どもは安易に考えておったんですけど、そこら辺はいかがなものでしょうか。もしわかりましたならば。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。

敷き鉄板、いわゆる仮設に関する部分でございますけれども、これにつきましてはことしの3月の入札から認めております。これまで認めてなかったということでございますけれども、これにつきましては、もともと仮設道路ということで設計をしとります。コンパネ等をですね。これを仮設を敷き鉄板に変更した場合に査定額から30%以上増額になった場合に農政局との協議が必要と。また再度農政局のほうから許可をいただく必要があるということで、これまででは従来どおりコンパネのほうで計上しておりました。ただ、建設業協会のほうからその辺はもう少し緩和できないかということで要望がございましたので、3月の入札から農政局のほうも国の補助対象にならない分については町のほうが独自に予算をつけて対応するというところでやっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） わかりました。まあその辺で対応ができて、少しでもですね業者が。ただですね既存の工事あたりも抱えて持っておらっしゃるからですね、なかなか農災あたりに手の回らん部分もかなりあるかと思ひまして、やはり県外の業者さんとかですね、下請けですかね、そこらあたりでんお願いせんことには今後も進まんじやなかろうかというような思いであります。そのあたりもぜひ一刻も早く災害復旧がめどが立つようにに努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、2番目の小中一貫教育についてお伺いをさせていただきます。

最近ですね、大分からずっと産山のほうを通ってきましたら産山学園ですかね、そげなことを目にしましたもんで、これは何だろかというような気持ちで見とったんですけど、これが産山の小中一貫というような話を聞きましたもんで、ある程度人口が減少して子供さんも非常に少なくなったと。山都町あたりもそうですけども、そこらあたりの狙いでこれ小中一貫教育というのが話になってできたのかなという思いがございまして、私どもは中高一貫ですね、八代、宇土、玉名ということで非常に耳にしとったんですけど、小中一貫教育というのはなかなか頭になかったもんですから、まず産山のほうを通りましてそこら辺のことを感じたもんですから、まず小中一貫教育は大体どういうものなのか、その辺のことをよろしかったら御説明をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。小中一貫教育とは小学校と中学校の義務教育期間の9年間で行われる一貫した系統的、継続的な教育のことを指します。いわゆる小中一貫教育は十数年前から全国各地で取り込まれてきました。例えば小中学校合同の運動会、体験活動の実施や小中学校の先生による授業や部活の相互指導などです。そうした実践を積み重ねる中で制度化の機運が高まり、平成28年4月1日の改正学校教育法の施行により小中一貫教育を行う小中一貫校が正式に制度化されたところでございます。その小中一貫校は義務教育学校と小中一貫型小学校、中学校の二つに分けられます。義務教育学校とは1人の校長のもとで一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う形態で、産山学園もこちらに当たります。

小中一貫型小学校、中学校とは既存の小学校と中学校がそれぞれの校長のもとで教育上の目標を共有し、9年間一貫した教育を行う形態でございます。

小中一貫教育が求められる背景として、教育内容は量的、質的充実への対応、児童生徒の発達の早期化への対応、小学校から中学校へ進学する際に新しい環境での学習や生活に不適合を起こすいわゆる中1ギャップと呼ばれる小中の段差への対応、少子化に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性などが挙げられるところでございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 9年間を通して児童生徒を育てるというようなことだろうというふうに思いますけれども、今まで小学校が生徒数が非常に少なくなったということで、廃校になって統合というようなことを山都町はずっとやってきました。

一番今小学校が7校ですかね、確か。何校かな、6校。そうすると中学校が3校ですよ。考えてみると今から先将来のことを考えると正直言いますと私は清和ですけど、清和あたりが小学校一つ、中学校一つですので、小中一貫教育ちゅうのは非常にやりやすいところになるというふうに思いますし、蘇陽も今小学校が2校あるけんですね、その辺の分もまたいろいろ問題点もあるかと思いますが、どうですかね、私どももずっと考えるに当たって小学校あたりが廃校になると非常に寂しくなるし、その地の活性化に非常につながらないというんですかね、それでも減退するような衰退するような話が非常に多うございますし、その辺を考えるとやっぱり全部で統合ちゅうのはなかなか難しいかと思えますし、やっぱりその地域にあった小中一貫教育というのが必要になるだろうというふうに思います。

そういうことで、いわばそのあたりが何ちゅうんですかね、生徒数がある程度減少した上にそういう小中一貫をするためには一定規模の確保をして適正なことをやると、できるというようなことが小中一貫だろうと思えますけれども、まず教育委員会として、今までもどこでもやっておられるならそこらあたりの2番目に書いておられますけれども、仕組みと狙いあたりは、先ほど仕組みのことは少し述べられましたけれども、9年間のはわかっとりますけれども、校長が1人のところもあるし別のところもあるというような話でしたけれども、狙いは、一番のポイントちゅうのはどこだろうかと思うんで、そのあたりがわかりましたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 小中一貫教育の仕組みと狙いについて幾つかの特徴を取り上げて御説明申し上げます。

1点目は柔軟な学年段階の区切りの設定が挙げられます。義務教育の9年間の教育課程では一般的に6、3の区切りですが、小中一貫教育では6、3制の大きな枠組みを維持しつつも例えば4、3、2や5、4など小中学校にまたがって区切ることが容易になります。区切りごとに目標を定めて指導体制を整え教育活動充実させることが狙いでございます。また、中1ギャップの緩和にも有効とされております。

2点目は小学校高学年での教科担任制の導入が挙げられます。教科担任制の形態として特定教科での専科指導や学級担任間での授業交換などが挙げられます。小学校高学年での専門的な指導を充実させ、学力や学習意欲の向上を狙うものです。例えば小学校五、六年生で英語の専科指導が可能になります。その他小中一貫教育の特徴として地域と学校の共同活動の核となる独自教科の設定や異学年交流による社会性の育成、継続的な生徒指導のよさなどが挙げられるところではありますが、一方で人間関係が固定化されたり、小学校高学年のリーダー性の育成が阻害されるなどの課題も指摘されており、教育上、工夫と配慮が必要だと言われております。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 9年間を通してそのうちは今6、3ですけども、そこらの内容もいろいろ変更できることもいいというような話だったと思えますけれども、今、山都町は今後大体の生徒数あたりは把握しておらるっと思えますけれども、もし小中一貫教育あたりも視野にあるかと思えますけどもその辺のことはとんと近くなっからいろいろ動いても問題だろうと思

ますし、ある程度のことは考えて前に進んでおられるというふうに思いますけれども、小中一貫教育、この辺の今後の展望といたしますか、山都町としては受け入れ体制にするのか、そのあたりのことはいかがでしょうか。そのままの状態ですって小中一貫教育ちゅうのはいつのこつかわからんというような思いであるのか、その辺のことをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 小中一貫教育によりよりよい教育を実現するその手段として大変有効ではあるというふうに考えております。ただ、先ほどもありましたとおりデメリット部分もあるいは工夫すべき点もあるというふうに現時点での認識を持っております。

この山都町に置きかえましたときに、当てはめましたときに小中学校の校舎、体育館の老朽化というところも多く、また、少子化も進んでおります。おおむね一学年当たり町内でだいたい80名前後の同学年制でございますが、平成30年度の出生者はたしか60名だったと思います。その中にはある小学校区では出生者ゼロという地区もございます。そのように今の小学在校生よりもさらに少子化がこの数年のうちに今のままですと進んでいくということを認識しております。そのような中で今後の小中学校の適正規模をどう定めていくかということは、この山都町の教育を充実を図る上では避けて通れない問題だと認識しております。そういった中で、その議論の中で山都町ならではの地域との一体感のある学校づくりとその特色を生かした中で小中一貫校の必要性といたしますか、そういう価値を検討していく必要があるかと思っております。

そして、何より学校は地域のコミュニティの核としての位置づけもございます。子供たちも栄えて、そして地域、その核にした地域も活性化するということが大いに望まれるところでございます。そのような中ですので、今後小中一貫教育の意義、そしてまた課題等につきましても先ほど出ました先進地の例なども倣いながら十分に今後検討を重ねてまいりたいと思っておりますし、今本教育委員会におきましても先進地視察とかそういった協議を長期的な展望も視野に入れて協議を進めているというところがございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） ありがとうございます。

小中一貫教育と漠然として内容等も余り把握できないままだったんですけども、いろいろ教えていただきまして本当にありがとうございました。これからもいろいろ検討課題として研究もしていただくならばというふうに思いますし、ちょっとあれ見ましたんですけども、2021年度は熊本県の宇城市の豊野小と豊野中も小中一貫教育の方向に進むというような話も載っておりましたし、玉名市ですかね、ここでも玉陵小ですかね、玉陵中かなこの読み方、ここあたりも何かそういう考えがあるというふうには聞いておりますし、やっぱり過疎が進むところあたりは自然としてそういう方向のほうに向かうんじゃないかろうかというようなことだろうというふうに思います。ぜひその辺がスムーズに転換して最終的には子供がすばらしい教育を受けて育つというのが基本だろうと思っておりますので、その辺のこともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、3番目の第三セクターについてお伺いをさせていただきます。

いろいろ第三セクターはありますけれども、各事業所あたりのことはこの議会で、決算の報告

とか何かもあるかというふうに思いますけれども、それはまたそれとしましてですね、私は各事業所の福利厚生の内容をですね、ここらあたりがどういう捉え方をされておられるのかと思いでですね、これ質問のほうに挙げておるんですけれども、そうすると雇用人数ですよ。普通会社というのは法的にある程度、私が思うのには社会保険とか厚生年金とか雇用保険と必ず入れにゃいかんというような法律で決まっておりますですよ。それで、ただ思うのは正式な社員もしくは従業員はおられるところはそこら辺だろうと思いますが、これにパートさんとか、アルバイトさんとか嘱託の方が大分おらるっと思います。その辺の対応あたりは私は社会保険、厚生年金、そりゃちょっと無理かというふうに思います。これはもう本人も負担せなんけんですね。会社側も負担せにゃいけん、事業所側も負担せなんことはわかっとなりますが、これ一つはね、雇用保険ですよ。雇用保険ちゅうのは私どもの時代には失業保険って言いよりました。今は雇用保険と言いますけどですね。やっぱし今若い人たちとか何かはですね、やっぱしひとところにおらんちゅうですか、次から次に仕事を探して自分が気に入らんならほかの会社に行くというのが非常に多いと聞いとりますし、そこらあたりの雇用保険の状況が我が山都町の三セクの事業所あたりにはちゃんとなっているのか、そのあたりをお尋ねさせていただきたいと思はりますし、全体でという話もございましたけども、これはある程度の三セクがございますので、そこら辺の個々にその辺のことをひとつ説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

私のほうからは清和資源の雇用の状況について御報告申し上げたいと思はります。

清和資源におかれましては従業員さん9名でパートさんが1名ということで報告を受けております。雇用保険に関しましても加入要件等ありまして31日以上引き続き雇用される見込みがあるものであることとあわせて1週間の所定労働時間が20時間以上であるということとなっております。この場合は清和資源のパートさんは雇用保険、社会保険とも非該当ということでお聞きしているところですよ。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 業種によって労働時間週40時間ですが、そのあたりの対応が違い、農家とかいろいろ部所、また何というんですかね、お店屋さんの人たち、いろいろなあれがありまますからその辺のことは一概には言えないと思はりますけれども、そこら辺を踏まえた上で何時間かパートさんとかアルバイトさんとかそこら辺が雇用されとんならその辺の状況を先に言いましように正社員とか、正従業員の方はもちろんちゃんとしてあるかと思はりますけれども、そのほかの人たちのことの待遇はどういうふうな状況になっとかその辺のことをちょっとお知らせください。ほかの部所の……。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 私のほうからは株式会社まちづくりやべ、それと清和文楽の里協会、それとそよ風遊学協会、有限会社虹の通潤館、四つについて報告させていただきます。

株式会社まちづくりやべについては正社員10名、契約社員17名、派遣社員18名、計46名でござ

います。うち社会保険非該当者が4名、それと雇用保険非該当者が3名です。

それと一般団法人清和文楽の里協会ですけれども、正社員が8名、パート、アルバイトが17名です。合計の25名になっております。社会保険非該当者が9名、雇用保険非該当者が9名です。

次に、有限会社そよ風遊学協会です。正社員が10名、それとパート、アルバイトが35名です。合計の45名です。うち社会保険非該当者が22名、雇用保険非該当者が3名です。

最後に、有限会社に虹の通潤館です。正社員が14名、パート、アルバイトが15名です。合計の29名です。社会保険の非該当者が5名、雇用保険の未加入者が6名おります。現在、虹の通潤館については2月から社会保険労務士を入れて雇用環境の見直しを行っているところで、今月6月に未加入者については加入するというところでございます。

それと厚生年金保険の加入要件というのがありまして、所定の労働時間が20時間以上あること、それと雇用期間が1年以上見込まれること、それと賃金の月額が8.8万円以上であること、学生でないことが要件になります。

それと雇用保険につきましては、31日以上引き続き雇用されることが見込まれるものであること、それと1週間の所定労働時間が20時間以上であることということです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） いろいろ規定があるだろうと一つ思いました。ただ私が思うのはやっぱり三セクにはこの町がある程度介入しとるからですね、そのあたりは……。雇用保険ぐらいはやっぱり町が主導すべきじゃなかろうかというふうに思います。雇用保険も何もないとたいなとやめてもという話も耳に入れましたもんですからあえてこのあたりをちょっと挙げさせていただいたんですけども、そういうことも必要じゃないかと思ひますし、アルバイトさんとかパートさんが対応する部分もたくさんあるからですね、やっぱり何というですか、腰かけ状態で勤務されとんならその事業所あたりもうまいこつはいかんとじゃなかろうかという思ひもします。通潤山荘あたりも何回も私も言いましたけれども、なかなかおらない。椅子のシートも汚れておるけん上ばっかりでもかけんのですかと言つてもなかなかかけてもらえん。こういうのがだんだん尾を引いて評判を生むだろうと思ひますし、やっぱり意識改革するためにはやっぱり町が関係しとつたら雇用保険ぐらいはかけてやって、皆が何ちゅうですか一生懸命頑張るといふ姿勢も出てくるんじやなかろうかと思ひますので、その辺のこともよろしく今後御検討お願いしたいというふうに思ひます。

次に、4番、蘇陽高校の跡地についてですけれども、これはたしかあしたか何かに出るような話を聞きましたんですけども、せつかく挙げとりますので、大したことはまたあしたお話があるかというふうに思ひますけれども、民間が再利用すると聞いたんですけど、具体的な説明をもう簡単でよかですけん、あした何か説明があるという話も聞きましたもんですから、あしたしようか。よろしいですか、お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは旧蘇陽高校跡地について御説明いたします。

まず経過から御説明いたします。旧蘇陽高校の跡地につきましては、平成24年3月の閉校以来、熊本県から町が県有財産を取得する意思があるかどうかと、どうかの打診があつているところでもございました。それを受けまして旧蘇陽高校の利活用について、町内で時間をかけて協議をしていたところでもございますけれども、結果、財政的な負担が大きいこと等を理由に勘案をしまして、平成28年8月に公共用に取得することを断念する方針を決定したところでもございます。あわせて県へ回答をしております。

その後、県のほうで県有財産を一般競争入札に付する手続が進められまして、平成31年1月に公売の公告、それと3月に入札が行われたところです。入札の結果、東京に本社を置くエネルギープロダクト株式会社が落札されました。

同社は平成3年に設立、資本金9,888万円、社員約90名、売り上げ規模70億円の会社です。事業については、再生可能エネルギーの発電事業、各種プラントの運営、農業、水処理事業等多岐にわたり事業を展開され会社であります。

4月の22日には大野、馬見原地区住民を対象に説明会が行われまして、約40名の方が出席をされました。高校での事業につきましては、建物をそのまま活用してワサビですとか、冬虫夏草の水耕栽培、竹や木室を活用した高機能炭の製造——炭の生産ということです。とあわせてバイオマスの発電を行うというものです。必要に応じて、地元の説明会などを要望に応じて開催していきたいというふうに聞いております。

それと隣接する地域には幣立神宮がございますけれども、時期によっては多くの参拝者が訪れますけれども、そちらのほうとも話をされておまして、迷惑がかからないように協力していくというようなお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 蘇陽高校の跡地についてはまたあしたも説明がさるつというような話ですので、こげんで終わりたいと思います。

続きまして5番目の九州中央自動車道、矢部インター開通後についてちょっとお伺いをさせていただきます。

ことしの5月の連休、10連休だったですね。非常にこの中央自動車道が中島西インター、あそこまで開通しまして、どういう状況かなと思ひまして私も何回ともなく清和文楽館のほうに向きました。

それでまず、218号線、私の家はその218号線の入り口にあるもんですから、まずそこでなかなか右折ができない状態、非常に連ねて観光客が非常に多かったということでもありますし、文楽のあそこに行きましたらまず駐車場は満車の状態。そういうことでまたぐり一つと回って私は逆でまた帰ってきましたんですけどね、そういう状態でありました。そこで、これある程度の駐車スペースが、日頃はそれで十分かというふうに思いますけれども、土曜、日曜、祭日、私もほとんどそこら辺にはわざわざ見に行くようにしておりますが、多いときは非常に多うございます。それで駐在所の裏あたりも今駐車場のほうになっておりますけれども、これ果たしてもし矢部までイ

ンターが来たならですね、浜町まで来たならあの駐車場で賄えるかと。せつかくいろいろ物を落とすのはトイレばかりじゃなくしてですね、やっぱり物産館あたりで物を落としてもらわないかんわけで、そのためにはまず寄ってもらわにゃいかんとじゃなからうか、そうするためには駐車場、駐車場もちょっと整備する必要がありやせんかというような思いがございました。矢部から蘇陽まで計画段階評価ですかね、これになったということですので、できるのは間違いはないけど、ある程度何年かかかります。そうすると矢部からインターをおりたならやっぱ一番メインはこの通潤橋だったり、虹の通潤館とか、清和あたりがメインになるかと思います。そうするとそこらあたりにお客さんあたりがやっぱりおりて、周辺を中を見たりいろいろ買い物したり、トイレしたりというのが一番のメインだろうというふうに思いますので、そのあたりもですね。計画というのはなかなかあの近辺にはですね、土地いう土地が駐車場のみみたいなやつにするところはなかなかないような気がいたしますので、その辺のことは何かお考えなっておられますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。御指摘のありましたとおり清和文楽館の駐車場につきましては、5月のゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンなどの繁忙期には第2駐車場もいっぱいになりますし、施設内の芝生広場まで活用して駐車場を確保しなければならない状況であることは認識をしているところでございます。特にことしの5月の10連休は大変多くの来場者があったところです。今後、矢部インターが開通した場合に国土交通省が試算した計画交通量が1万1,100台と予想されております。大半の車両は山都町で滞留した後に阿蘇、高千穂へ向かう車両が増大することが予想されますし、道の駅としての機能を十分果たせるような対策を講じる必要があるかと考えます。近隣に適当なスペースが今のところ見当たらないところではございますけれども、通行車両の予測とともに今後、対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 課長、ちょっとおつてくれんですか。そこです、わかりました。

人の流れを見るとですね、非常に親子、子供さんも非常に多かったですよ。そうするとあそこに森林公園ふれあいの森というのがございますね、上のほうにですね。そうするとあそこに2番目のこととも一緒なんですけども、翁橋、これ私がきょうで3回目の質問をさせていただいたんですけども、なかなか検討して予算がないというようなことでそれはわかつとります。地震とか何かがあってこれでごたごたしてですね、そこまだ手も回らん、目も回らんだったと思ひますけどですね、この辺の翁橋の見通しですよ、これが今までやったようなああいうような橋じゃなくしてですね、もうちょっと金をかけんような人間も歩いて通るぐらいのですね、どやんかならんかという思いもございまして、せつかくふれあいの森もちゃんとできて整備しとつとすけん、あそこで子供さんあたりと一緒にしたらあその翁橋を歩いて上でいろいろ遊ぶというようなこともできるじゃないですか。そうするとまた、子供連れならあそこに行こうかというよ

うな話にもなるけんですね、そのあたりのこと、ぜひこれ検討してもらいたいと。検討はもうそげんならんといいですけども、見通しとしてはどぎゃんですか、再建するお気持ちはあるのか、ないのかその辺をお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今、議員のほうからございましたとおり翁橋の再建についてはこれまで何度か御質問をいただいているところでございます。再建築に相当の費用がかかるので優先順位が低いという回答を今までしているところでございますけれども、橋をかければ議員のほうもおっしゃられたとおり対岸のふれあいの森、城野公園も有効活用されるというメリットもあるといふに私も認識をしております。ですが、現在のところ現時点では文楽館から先の派出所のほうを右折していただいて公園に向かう道路がございますので、そちらを利用していただくと。ゆっくりお散歩をしていただくことも、考え方もあるのではないかと。高速道路の開通も控えておりますし、先ほどの駐車場の件もございますので、あわせて方向性を出させていただければというふうに考えております。

現在、適当な補助金があるとかいうところまでちょっと至っておりませんので、方向性を見出して、させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 時間ももう9分しかありませんけれども、町長なんかそのことで一言ありましたならば、町長が一番だろけん。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。橋の崩落の経緯等も何回かは聞いておりますが、何回もあそこは見とります。どうかできかなという思いでおりますが、私はまだ上の公園のほうにもまだ足を運んだことがありません。まずは今課長からありましたように駐在所裏のあの道路を通って行けるような案内板等も早急に整備をし、やはりあそこに行ってよかったと言われるような公園をして、やっぱり山都町の観光は先ほどからありますように滞留をしていただくことが大事だろうというふうに思っておりますし、先ほど19カ所のフットパスコースがあるというようなことであります。また、通潤橋周辺、五老ヶ滝周辺も歩いてもらう、やっぱりおってもらっちゃうことが大事だろうという思いでおります。文楽公演ばかり見るばかりではなくて、そういう分も含めた中でというような思いの中で、今、藤原課長が言いましたようにそのような、どのような形で山の上の公園等々も整備してあるというようなことでございますので、活用ができるかも多方面からみんなの意見も聞きながら、先ほどもう今回で4回目というようなことでございますので、前向きに、やれる分については前向きに考えたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） もう時間もございませんけれども、最後に災害時対応できる自動車道はというようなことで掲げておるんですけども、命の道とか、いろいろ経済効果が非常に中央道が完成すつとできるというようなことは誰でもわかつとることなんですけどね。ただ、今は医

療とか生産部門とかいろいろなあたりでも非常に進化しとつです。世の中がですね。わしらあたりもいろいろなことを聞くとね、なかなかついていかんところかなりございます。それで、やっぱり課長さんあたりもちょっと従来の頭ばかりではですね、ちょっと追いつていかん、ましては前向きな考えあたりもきょうはちょっと聞いたらよかったと思ったんですけど、なかなか発想あたりがないということで、私がちょっとこれ夢のような話ですけどね、例えばですよこれは、高速道路の中にこれは何ちゆうんですかね、飛行機の滑走路あたりもですね、よそはアメリカかどっかはそういうところがあったけんですね、そういうところを考えはまずできんとはわかっておるんですが、そういうような発想、夢みたいなことが今現実になれんでもできてきとるわけですよ。そういうことも発想して従来の考え方ばかりではなかなか発展しないんじゃないかなろうかと思ひまして……。2040年度は人口が8,000人と2060年度はこのままいけば4,000人ってですよ。推計では。そげんなるとどんどんどんどん衰退してしまう。そこで課長の皆さんも何かの方策を皆さんで、議員ももちろんですけど、そげんとを頑張つて打ち出して、そしていかにや衰退するだけだろうというふうに思ひます。そこで新任課長さんの一番取り組む課題は何か1分ずつお願ひします。

蘇陽支所長お願ひします。

○議長（工藤文範君） 蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） 昨年度1年間の支所勤務と支所長として2カ月において私が感じますことは今一度支所のあり方を確認することが大事かと思ひます。今まで蘇陽は住民に身近な行政を実現する上で支所がこれまで果たしてきました役割を踏まえて住民サービスを低下させないためにはどうしたらいいかという視点を大事にしながらさらなる支所の機能的な役割、それからそれとともに総合行政センターの有効活用、設備の計画的な整備を行うことが必要であると考へます。

総合計画に基づくさまざまな施策の推進のために支所長として支所全体の事務事業並びに職員の健康管理に広く目配りをしながら、本庁との関係各課との連携ですね、意思疎通を強化しながら職員とともに一丸となって住民サービスに努めてまいります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。子供たちの数が減少する中でそれに応じた適切な学習環境をいかに保証していくかが一番の課題だと思ひます。

また、国際化、情報化などの社会環境の急激な変化に伴い、学校に求められる役割が大変大きくなっていると感じております。近年いじめや虐待など子供たちが犠牲になる痛ましい報道に接することが多く、本町においても未然防止のための丁寧な取り組みが必要であると思われまふ。

これらのことを踏まえた上で、山都町の子供たちの健やかな成長につながるような教育環境の整備に向け、学校、保護者、地域、関係機関の皆様と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 地籍調査課長、上田浩君。

○地籍調査課長（上田 浩君） お答えいたします。

現在、平成22年に閣議決定されました第6次国土調査事業、10カ年計画に基づき地籍調査事業を進めているところです。

平成30年度末現在の本町の地籍調査率が進捗率は53%となっております。2020年度から新たな第7次国土調査事業10カ年計画が開始される予定であります。その策定に向けて作業を今年度行いたいと思っております。御承知のとおり土地所有者等の高齢者や所有者不明土地の増加が急速に進展する中、年を追うごとに土地境界の情報に詳しい方の減少傾向が著しいものがあります。まず、最優先に念頭に置くべきことは地籍調査事業のスピードアップこそ喫緊の課題であると感じております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えします。地方税の滞納対策についてです。法令の定める手続に従い、引き続き滞納額の削減に取り組んでいるところです。現状としましては町税額全体に占める滞納繰り越し分の割合は近年改善されてはきておりますけれども、依然として高く税負担の公平性の観点からも滞納整理を厳正に行い、税収の確保を行っていく必要があると考えております。

このような状況下において、納期内納税の徹底、滞納者への早期解決を図ることにより、新規滞納者への対策を強化し、累積滞納化を防止することを重要課題として取り組んでまいります。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 大変ありがとうございました。

いろいろ課題もたくさんあるかと思いますが、一つずつ解決して山都町が一步一步進みますね、すばらしい町になることをお願いしたいと思います。

あとの課長さんは厚生常任委員会に私委員ですので、その都度、都度でいろいろ質問させていただきますので、今回はほかの課長さんをお願いしたところです。

それでは一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、13番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部を終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時11分

6 月 12 日（水曜日）

令和元年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年6月6日午前10時0分招集
2. 令和元年6月12日午前10時0分開議
3. 令和元年6月12日午後2時09分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第7日)(第3号)

日程第1 一般質問

2番 西田由未子議員

4番 矢仁田秀典議員

12番 藤川憲治議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠

2番 西田 由未子

3番 中村 五彦

4番 矢仁田 秀典

5番 興 梶 誠

6番 藤川 多美

7番 甲斐重 昭

8番 飯開 政俊

9番 吉川 美加

10番 藤原 秀幸

11番 後藤 壽廣

12番 藤川 憲治

13番 藤澤 和生

14番 工藤 文範

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 教 育 長 | 井手 文雄 |
| 総務課長 | 荒木 敏久 | 清和支所長 | 渡辺 八千代 |
| 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 | 会計管理者 | 緒方 功 |
| 企画政策課長 | 藤原 千春 | 税務住民課長 | 田上 るみ子 |
| 健康ほけん課長 | 河野 君代 | 福祉課長 | 高橋 季良 |
| 環境水道課長 | 増田 公憲 | 農林振興課長 | 山本 敏朗 |
| 建設課長 | 佐藤 三己 | 山の都創造課長 | 藤原 章吉 |
| 地籍調査課長 | 上田 浩 | 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 |
| 生涯学習課長 | 工藤 宏二 | そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 |

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おはようございます。2番、西田由未子でございます。きょうの質問、どうぞよろしく願いいたします。

元号が変わったということの感想が、昨日の各議員の一般質問の御挨拶にもありました。何か新しい時代というものへの期待感があるというのはいいことかもしれないと、私も思います。しかし、その期待感の一方で、これまでのさまざまな問題、課題が忘れ去られ、なかったことにされるのではないかという危機感もあわせて持っています。

福島原発事故の教訓を生かし、脱原発、自然エネルギーへの転換を目指すということはどうなったんだろう。放射能汚染はいまだに続き、たくさん問題を残したままです。森友、加計問題はなくなったんだろう。統計の改ざんや隠蔽の問題はどうなったんだろう。疑問だらけでいます。その上、年金の原資が足りなくなったから自分で老後の準備をなさいと言い出す政府。消えた年金問題のときは、安倍首相は最後のお一人まできちんとお支払いすると言われてましたが、そのこともいまだうやむやのままです。

私は政治の役割というものは、亡くなった菅原文太さんがおっしゃっているんですけども、国民を飢えさせないことと、戦争しないことだと。文太さんが言われたこと、そのとおりだと思っています。食べることを心配せずに、自分らしく安心して生きていける。山都町で幸せな人生を送ることができるために、私自身も頑張らねばと思っています。

そのために、税金というものは、無駄遣いなく、みんなの暮らしがよくなるために使われないといけないというのは、毎度毎度申し上げています。今回は第三セクターの経営と介護予防事業について、大きく二つ質問していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、発言台から質問いたします。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今申し上げましたように、最初に第三セクターの平成30年度の経営状況についてお尋ねをします。

今回、各施設の経営状況について、事業報告と決算報告書が出されています。そのことについて、通潤山荘、文楽の里、そよ風パークの順に説明いただきたいと思っておりますけれども、その前に、今議会の冒頭に企画政策課長のほうから、第三セクター等の経営健全化方針の策定についてという文書の説明がありました。なぜ今これを出されたのか。そして、どのようにしていくおつもりなのか。もう一度わかりやすく御説明いただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。第三セクターにつきましては、民間企業の立地が期待できない地域において、産業振興及び地域活性化等に取り組むため、また、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っております。第三セクターの経営健全化方針の策定につきましては、平成30年2月、総務省からの通知により、財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体においては、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応策を内容とする健全経営化のための方針を策定し、議会への説明と住民への情報公開が求められているところです。

経営健全化方針の策定に当たりましては、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定することとなっております。おくれませではございますが、関係者との調整を図り、総務省や県との助言を受けながら、具体的なスケジュールや健全化のための具体的な対応を検討しまして策定してまいります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今のお答えだと、町が多大な財政的リスクをこうむっているところについては、経営健全化方針の策定を今からするというふうに捉えていいんでしょうか。そして、そこはどこになりますか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今申しましたとおり、これから経営健全化方針を策定していくことといたします。該当する法人につきましては、虹の通潤館とそよ風遊学協会の二つの法人となります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 冒頭にこの説明があったときに、とても唐突でしたので、何のことかなと思って、資料も藤川多美議員のほうから請求されて、いただいて、きょうを迎えるまでに読ませていただきました。

そしたら、これは平成26年度にその指針の策定をするための指針が出され、30年2月20日に、この策定、該当場所があれば、策定をなさいと。そして、平成31年3月31日までに提出をなさいという文書だと思います。

だから、すごくおくられているわけですね。これについては、ずっと山都町議会では問題になり、きちんとしなさいと言われてきたことです。総務省からも平成26年度にそうやって出ていて、30年度末までに出しなさいと言われていたことを今からすると言われることについては、とても、何といいますか、心外といいますか、これでいいんですかということをお願いいたします。

私としても、このことについては、12月議会からずっと赤字経営のところについては、きちんとした具体的な解消に向けての協定を結んでくださいとか、何遍も申し上げてきましたので、国からも言われていたことがなかなかできなかったのはなぜだろうという気持ちであります。

それで、該当するのは、虹の通潤館とそよ風パークということで、本当に早急にやっていただきたいし、平成27年には、先輩議員さんたちは御存じのとおり、三セクの診断が行われています。

熊本県中小企業診断士協会というところに依頼をされて、先輩議員からいただいた資料ですけど、こんなに詳しく経営についての分析と、こうしたほうがいいと、早急にこれでやりなさいというのがあるにもかかわらず、これもそのままにされてきたというのは、本当にゆゆしき問題だというふうに思いますので、ぜひこれを受けて具体的なことをしていただきたい。そのためにも、今回出されている経営状況についてはきちんと分析をしないといけないというふうに思いますので、お尋ねをします。

昨日の眞原議員の質問で、各施設の修繕、設備費のお尋ねがありました。本年度合計は1億2,000万ほどになるというお答えがありました。そして、そよ風パークについては、宿泊施設にユニットバス・トイレをつくる費用に9,000万が別途予定されている。通潤山荘は独立採算ですので委託料はありませんが、その他の施設への管理委託料としては合計で約8,000万。ざっと見積もっても、ことしは2億9,000万円が三セクに支払われていくということになると思います。

通潤山荘、文楽館、そして、物産館、そよ風パーク等の施設については、町の観光や雇用に役立っているという点では、私も全然異論はありません。応援したいという気持ちでおります。この2億9,000万が不要だと言っているのでもありません。しかし、適正かどうかという問題はあると思います。

先ほど言ったそよ風パークの宿泊施設のユニットバス・トイレをつくる費用9,000万については、私も必要だと思います。価格が適正かどうかはあれですけど。せっかくつくられるなら、いろんな立場の方、障害をお持ちの方、オストメイトを使用されている方、子育て世代の方が本当に使いやすいと思われる先進的なトイレにぜひしていただきたい。お部屋のトイレではなくて、共用とするトイレの部分についてもそういうふうになれば、付加価値といえますか、山都町の施設はいろんな立場の人が使いやすいんだねっていうことになると思うんですよ。市内の新しくできた施設のトイレで私がびっくりしたのは、そういうのはもちろんありますし、男性用トイレにも、おむつかえシートがある。そういうふうに、本当に子育て世代、障害をお持ちの方、いろんな立場の方に優しいトイレがつくられています。だから、今度せっかくつくられるのであれば、そういうふうにしていただきたい。

そして、どういう観光を目指しますかという質問に対しても、私なりに言葉を変えさせていただきますと、この山都町の豊かな自然を生かした体験活動ができる、山都町ならではのものを生かしたツアーを組むということがメインになるのかなというふうに思いました。

ただ、その中で一つだけ、これはぜひ考慮していただきたい。できれば、これはやめていただきたいと思うのは、カタクリとヤマシャクヤクを見るツアーもあるというふうに言われました。とても希少なお花、生物がいる、原生林がたくさんある山都町の山です。これを一生懸命守ってこられた地元の方がいらっしゃいます。カタクリについては、目丸山のカタクリは本当に希少価値のあるものだったのに、逆に宣伝されたことで踏み荒らされて、今ほとんど自生が難しくなっていると聞いています。そういうふうになる危険性もありますので、自然を生かしたツアーについては本当に考慮してやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

長々済みません、申し上げましたけれども、そもそも先ほど言われましたように、第三セクタ

一というのは、町がかかわっているという公正さと民間の経営感覚を期待して、町と民間との出資によって設立されています。このよいところが発揮されれば、少なくとも赤字にならずに、利益があれば町に還元され、地元雇用の拡大にもなるということになります。現実としては累積赤字が膨らむばかりという実態でした。

そこで、平成30年度の決算報告が出ておりますので、29年度と比べてどうだったかということを通潤山荘から御説明いただきたいと思います。通潤山荘は独立採算性と先ほども申しました。ただ、昨年の不正発覚以来、再発防止、経営改善について努力された結果があらわれているのだろうかということの説明をいただきたいし、また、元支配人に対する裁判の経過、まだ結審していないというふう聞いていますので、経過についても御説明をあわせてお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。ただいま西田議員のほうから、昨日の一般質問で、指定管理施設の修繕と工事のお話でしたが、あれは本年度やる修繕と工事ではなくて、今要望が上がっているトータルの金額で申し上げておりました。説明がちょっと不十分だったかもしれませんが、1億2,000万ほどの修繕と工事、それと、設備、備品購入等の合計が1億2,000万ほど、これからやらなければならない部分があるということでございます。

それで、第三セクターの経営状況についてということで御質問でございますので、平成30年度の経営状況について、有限会社虹の通潤館から申し上げさせていただきたいと思います。決算報告書をもとにということでよろしいでしょうか。

それでは、虹の通潤館でございますが、以前から経営参画の申し出があっておりました大阪に本社を持つ株式会社ジャパックスが、本年1月に150万の出資をし経営参画をいたしました。資本金総額500万円となり、町が200万円、JAかみましが75万円、山都町商工会が75万円を出資しております。3月末現在の役員体制は、取締役4名、監査役2名の体制です。

事業内容につきましては、1ページから6ページに記載してありますけれども、まず、1ページをごらんください。

1ページは、総括と部門別実績比較でございます。合計の欄ですが、平成30年度の全体の利用者は10万5,097人です。前年比9,224人の減となっております。売り上げも1,387万5,000円の減収となりました。収益率の高い宿泊において、インバウンド等への利益の薄い料金設定を取りやめた関係で、367万6,000円の減収となったところです。宿泊とあわせて、レストランの集客数が6,300人減少している要因としましては、ランチバイキングと温泉の共同購入クーポンや格安ネット販売など、利益の薄い商品の販売の取りやめによるもので、今後いかに集客をして客単価を上げていくかが課題となっているところです。国内旅行者に対する営業活動も行っておりまして、集客も徐々にふえつつありますけれども、宿泊のターゲットを熊本市内方面の老人会や女性グループに向け、展開しております。また、売り上げに対する販売管理費率が81.1%と前年比2.7%改善をしましたが、依然、燃料費、水道光熱費等の経費を抑える必要があります。

2ページから6ページにつきましては、部門別分析を行っております。宿泊部門、レストラン

部門、宴会部門、売店、休憩、大休憩室、温泉館部門となっておりますので、後ほど御確認をいただきたいというふうに思います。

9ページの損益計算書をごらんください。

売上高ですけれども、2億593万4,163円、平成29年が2億1,916万1,050円ですので、1,322万6,887円減少しております。これが売り上げ総額でございます。次に、期首棚卸高と仕入高を足しまして期末棚卸高を差し引いた売上原価が4,552万5,810円となります。売り上げ総利益が1億6,040万8,353円となります。この金額から販売費及び一般管理費である1億6,698万9,398円を差し引いた営業損失が658万1,045円となります。昨年が1,668万ほどのマイナスでございましたので、営業損失ではございますけれども1,000万ほど改善をしております。

販売費及び一般管理費については、10ページに内訳を記載しておりますので、後でござんいただきたいと思っております。

受取利息や雑収入の営業外収益を足しまして営業外費用を差し引いた経常利益が897万4,196円です。特別利益を足して、税引き前当期純利益が1,047万4,196円となります。さらに、法人税、住民税及び事業税の7万1,006円を差し引いた当期純利益が1,040万3,190円、平成29年がマイナスの1,494万4,876円でしたので、約2,400万ほど改善をしているということになります。

次に、8ページの貸借対照表をごらんください。

損益計算書によります当期純利益が1,040万3,190円と説明をいたしましたけれども、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金がマイナス2,586万2,034円でしたので、それとあわせまして、当期の繰越利益剰余金はマイナス1,545万8,844円になり、1,000万程度改善したことになります。

現在の純資産の合計はマイナス658万3,844円、平成29年が1,848万円ほどでしたので、1,200万ほど改善をしているということになります。負債の部の未払金とリース未払金という項目がございますけれども、昨年までは未払金1本で計上しておりましたが、リースにかかる未払金と分けて計上しております。未払金については、支払い期限の来っていない仕入れ、電気料、燃料費、賃金、社会保険料等の人件費でございます。リース未払金については、マイクロバス、LED照明、OA機器等のリース料でございます。

続けてよろしいですか。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろんな専門用語でわかりにくいところがあるかと思っておりますので、私なりに解釈したことをちょっと申させていただきます。事前にお尋ねしていることもありますので、それで間違いないかというのも確認します。

結果的に、去年より1,200万ぐらい赤字解消しているというふうに言われました。数字でもそう出ています。でも、単年度の赤字は去年よりも1,000万ぐらいたしかによくなっています。でもやっぱり赤字です。658万赤字です。赤字なのに利益が1,000万ちょっとあったというのは、雑収入で1,500万ぐらいあった。それと、ほかの特別利益があったということで改善しているわけですね。

この中身はお尋ねしましたら、雑収入の中に、裁判のことをちょっとお尋ねしたかったんですけども、不正受給をした支配人からのその不正受給分を入れているとおっしゃいました。これが始まる前のときにお尋ねしたら。そんなことをしていいんでしょうか。

それと、ほかの特別利益150万というのは、先ほど言われたジャパックスの資本金だと思うんですよ。資本金をここに入れていいんでしょうか。何かその疑問が残ります。

そうやって、よくなったように見えますけれども、本当はそれはよくなっていることにはならない。数字以上で1,200万ぐらい改善したと言われるのは、それは、言い方はちょっとあれかもしれませんが、ちょっと何となくごまかされているような気になるのは私だけでしょうか。雑収入の中身と特別利益について説明してください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今お尋ねがありました損益計算書の雑収入1,594万2,608円につきましては、この中に、昨年の通潤山荘での不正領得事件がございました。その総額が1,359万6,809円ございまして、このうち3名分の370万ほどは返済をしてあります。残り1人の988万については、貸借対照表の未収入金が1,028万7,000円ほどございますけれども、この中に未収金として立てて、雑収入で入れるというような決算処理をしたということで報告を受けております。

それと、特別利益の150万につきましては、これはジャパックスの150万ではなくて、絵画の寄贈があったということで、その絵画の寄贈分の時価評価ということで計上をしているということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 勘違いなところもありましたので、私もおわびしたいと思います。

でも、経理上はそうなるんですね。経理上の数字はそうなるかもしれませんが、やはり庶民感覚として、まだ入っていないものが雑収入として計上されて、利益が上がっていますよと言われても、納得いかないところはあります。経理上、税理士さんの指導でこういうふうになっていて、違法ではないんでしょうね、でも納得いかないところがあります。御説明の中身はわかりました。わかりましたが、これでいいのかと。こういうことがあるから、やはりきちんと経営改善のことをしなくてはいけないというのは、もう明らかだと思います。

時間がありませんので、文楽の里についてとそよ風パークについて、文楽の里についてもしていただきかったんですが、割愛させてください。ただ、ここは管理委託料が文楽館と天文台で2,141万ぐらいで、文楽館は30年度は赤字でしたが、天文台と物産館は黒字になって、頑張っておられると思います。ただ、法人会計が赤字になって、全体としては63万の赤字になっていると思います。

これは管理委託料を入れてですので、単年度の赤字の問題はあると思います。累積赤字としては、基金等の財産があるため、8,860万の黒字となっていますが、財産を取り崩しながらの経営なんですね。毎年この財産も減ってきています。この財産は文楽館の財産である、法人の財産に

なっていますが、清和村時代に100%村が出資したものですので、もとを正せば、やはり貴重な税金ということになると私は考えていますので、やはり改善の余地がたくさんあるというふうに思っています。

今の私の文楽の里の解釈について、何か違うところがあれば、そこだけに言っていただいて、それから、そよ風パークのところを説明してください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えいたします。清和文楽の里協会につきましては、議員の御指摘のとおり、基本財産、資本金とありまして、1億以上の資産があります。確かに資金として計上している部分でもございますし、基金については、基本財産の3,000万と特定資産ということで、後継者育成資金ですとか設備投資の資金、財政運営資金というような形で、別個に積み立てられている部分もございます。確かに文楽館自体は入場料のみで、経営がなかなか……。お客様は入っておりますけれども厳しい部分がありますので、そういったところで、そういった資金を取り崩しながら運営をやっているというところでございます。確かに100%の当時の村からの出資ではございますけれども、そういった事情も勘案していただければというふうに思います。

それと、そよ風パークの経営状況について御説明をしたいと思います。有限会社そよ風遊学協会は平成9年3月に設立、都市で享受することのできない山村が持つ四季折々の風土や自然条件を活用した多自然型居住空間の創造を図る目的で、そよ風パークの運営を行っております。

事業の実施によりまして、交流人口の拡大、地場産業の経済効果等を通じて、若者の定住促進を目指すものであります。役員体制は取締役5名、監査役1名で、職員の状況は社員10名、パート24名、レストラン支援部10名、警備1名の45名です。

3ページをごらんください。上段に要約損益計算書となっておりますが、震災前の平成27年と比較すると、売上高で2,233万円の減となっております。下段の来場客数については、震災のあった平成28年より増加はしているものの、平成27年と比較すると1万6,712人の減となっております。阿蘇地域を中心とした主要観光道路の復旧が長期化しておりまして、震災前の集客までには回復していない状況です。

しかしながら、経営方針の柱としている女性グループ、老人会等の集客は、主に宮崎方面からの集客でございますけれども、サービスの向上や料理等の質の高さから口コミで広がりを見せております。宿泊では、前年比125%、1,300人となり、日帰り利用を含め、4,000人を集客してきたところですが。レストランにおいては、山菜バイキングが評価をされまして、冬季の暖冬も追い風となりまして、女性客を中心に約3万人を集客しました。日帰りバスツアーも徐々に回復し、スピリチュアルスポットとヘルシーバイキングの料理を組み合わせたツアーが徐々に注目を集めております。週末を中心に観光バスの台数も回復しているところです。

まず、7ページの損益計算書をごらんください。純売上高ですけれども、2億3,433万3,457円、平成29年が2億4,569万ほどでしたので、1,135万の売り上げ減でございます。

内訳を申し上げます。フロント、宿泊については、4,378万3,663円です。レストランにつきま

しては、9,659万6,530円です。物産館等での販売につきましては、5,478万9,918円。体験についてが493万2,075円。管理委託料、これは税抜きでございますけれども、3,409万2,593円。雑入が13万8,678円となっております。次に、フロント、レストランなどの売上原価が8,360万6,628円となり、売り上げ総利益が1億5,072万6,829円となります。この金額から販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が643万3,393円となります。

販売費及び一般管理費については、8ページに内訳を記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

受取利息や雑収入の営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常損失が666万7,276円となります。前年は平成29年は153万ほどの利益でございました。前期損益修正損を引いて、税引き前当期純損失が661万1,276円となります。さらに、法人税、住民税及び事業税等をあわせた18万3,544円を差し引いた当期純損失が679万4,820円となります。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。資産の部、流動資産が1,502万1,976円。中ほどの固定資産の計が756万1,811円。一番下の資産合計が2,258万3,787円となります。

右側に移りまして、負債の部でございます。流動負債が3,364万7,472円です。中ほどの固定負債が2,100万です。これは町からの借入金の残高でございます。

先ほど、損益計算書によります当期純損失が679万4,820円と説明をしましたがけれども、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金マイナス1億2,526万8,865円とあわせまして、当期の繰越利益剰余金はマイナス1億3,206万3,685円になります。現在の資産の合計はマイナス3,206万3,685円となっております。

以上、有限会社そよ風遊学協会の経営状況でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） わかりやすく言うと、30年度は679万赤字でした。そして、累積赤字は昨年までよりもまたふえて、1億3,206万になってしまいましたということだと思います。それは管理委託料3,409万ほどが入っても、30年度は679万の赤字だったということで、これが本当に問題なので、ずっとどうにかしなくてはいけないということになっていました。

一つ疑問なのが、借金が、先ほど町に2,100万とありましたが、昨年度末では2,454万あったんですね。その350万ほどはどうやって返されたのでしょうか。そして、単年度で赤字だった場合、この2,100万をどうやって返していくのでしょうか。今から先もですね。平成27年度に出されていた三セク診断の中では、借金もあるので指定管理が終わる31年度末までには返済してしまうような計画も立ててありました。どうなっているんでしょうかと思います。借金も返さなければいけない。でも、去年は少し100万ちょっとの利益はありましたけれども、ことしもマイナスでした。どうやってされるのかということ、昨年度の350万ほどはどうやって返されたのかをお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お尋ねのありました貸借対照表の長期借入金、昨年が2,450万ほどあったと思いますけれども、350万ほどは信用組合からの借り入れを完済した、返済をし

たということでございます。2,100万につきましても、合併前の旧蘇陽町時代からの借入金でございまして、これも毎年返済をいただいて、経営状況が苦しい場合には繰り延べという形、返済を伸ばすというような形でこれまで来ております。

今年度返済については、毎月年度末に返済をお願いしておりましたけれども、毎月10万ずつ納めていただくというような形で、今年度からお約束をしていただいて返済をしていただくことにしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 不思議なのは、だから、その信用組合への350万円をどこから捻出されたのかなど。お金に色がついていないのでわかりにくいと思いますが、結局、管理委託料から流されるということにもなると思うんですよね。何かそういうことにもなると思います。管理委託料を払っているのに、借金を返してもらっているというような形になってしまうのもおかしいことだというふうに思いますし、やはり長年携わってこられている取締役の方たちの責任ということも大きいと思うんですね。

聞くところによりますと、社長さんがかわられるというようなお話も、そよ風パークについては聞いております。長年にわたり経営努力もされてきたと思うんですけれども、そうやってかわられるとき、それとか管理者がかわるときとかありますよね。そのときには、このような赤字の責任はどのようにしてとっていただくのだろうか。どのように考えておられますかということをお尋ねしたいです。

もう何度も言っていますが、最初言われたとおり、パークと通潤山荘については経営改善の、おくらばせながら、いろんな具体的なことをするというふうに言われました。何遍も具体的に、いつまでに誰がどのようにして赤字解消をしていくのかということをしてくださいと何遍もお願いした中で、通潤山荘については覚書が交わされています。でも、これも努力事項です。そういうことにならない、こんなこと……。もうちょっと時間がないので、これは読みませんけれども、町民の皆様にもきちんと説明ができ、理解を得られる中での経営改善計画というふうにしていただきたいと思っておりますし、詳しい、早くそれをつくっていただきたいと思っております。

先ほど言いました借金の返し方について、毎月10万円ずつ返してもらおうというふうに言われましたが、そういうようなやり方でいいんでしょうか。本当に厳しく、これからの5年間でどうにかするんだっていうものを持って、やっていただきたいと思っております。

もう一つ思うのは、全部山の都が答えられますね。町としての責任があると思うんです。だから、総務課としても、企画政策課としての連携とか、そういうのがあってしかるべき。毎回、何というかな、お気の毒になることもあります。山の都だけの返答でいいんですかと。町としてのこれからつくっていかれるときには、横の連携をとって、本当に具体的にきちんと実現可能なもので、厳しく改善ができることを望みたいと思っております。

済みません、時間がないので、今のことでつけ加えがあったらお願いします。借金の返し方です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お尋ねのありました経営者がかわったときのこれまでの経営責任のあり方についてというところからお答えしたいと思います。一般的な事柄として、会社の経営については取締役が、その法人の経営状況や内情を最もよく知る立場にありますし、経営についての責任を負う立場にもあります。会社の債務については、代表取締役として経営上の責任を負っているのは間違いございませんけれども、その代表取締役が重大な過失ですとか、損害を与えたという、そういったことがない限り、交代するまでの経営責任というのではないというふうに認識をしているところであります。

それと、三百数十万ほどの借入金の返済ですけれども、これも計画的に毎年返済をされていたところでございます。そよ風パークという会社を運営する上で、どうしても資金を必要としたときの借り入れで、確かに指定管理料は入っておりますけれども、営業、運営をしながら返済をされていたところがございますので、そこはもう御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 経営人の責任としては重大な過失がない限りと言われました。もちろん努力されていることは本当にそれはそうだと思いますが、このように税金を投入しながらの累積赤字が膨らんでいったというのは重大な過失ではないのでしょうかというふうに申し上げたいです。

ちょっと時間が迫っていますので、まだ言い足りないですけれども、とにかくそよ風パークと通潤山荘との協議を進めて、具体的にこの5年間で結果が出るようなものをしていただきたいと思います。最後に時間があつたときに、まとめて町長にお願いしたいと思います。

介護予防事業の中の、次に移りたいと思います。高齢者の生きがいと健康づくり事業についてお尋ねをします。3月の予算案のときにも随分お尋ねをしましたが、随分と制度の中身が変わるので、町の皆さんに丁寧な説明をしてくださいとお願いをしました。ですが、やはり戸惑いの声もいろいろ聞いております。この事業の目的について、この事業は、高齢者の生きがいと健康づくり事業と言うと長いし、サロン活動というふうに認識されていると思いますので、サロンと言っていきます。

65歳以上の方を対象に、閉じこもりとか介護予防のためのサロン活動、年間計画を立てられて、それについて300円掛ける参加人数、参加日数を活動費として助成する仕組みだったと思います。昨年の予算は548万8,000円で、実績は333万だったというふうに聞いています。それがことしは半分以上の150万になりました。各福祉会という、それをやっていたところに5万ずつ助成がされて、それを例えば、そのサロン活動を3カ所されていたら、単純にいったら5万を3カ所で分けましょうというふうになると。そういうふうになると、人数の多いところ、少ないところ、活動に当たったの経費はいろいろ違うのに、今までよりも随分と減ってしまうということで、今までの活動ができにくいと。仕方がないけん、その中でせなんたいと言って工夫されているというふうに聞きますが、それでいいのだろうかというふうに思っています。

全体の介護予防事業の予算はほとんど変わっていませんが、新しく幸齢者はびねすポイント制度というのに350万もかけられています。それから、社協に、事業計画等をつくるのが大変だと言われるようなところにはアドバイスをしたり調整したりすることを委託するとして、100万円上げてあります。

そういうことで、サロン活動ができていないところにも広げようという意図はわかりますし、いろんな事業はやりながら改善していくということはわかりますけれども、余りにも今までの予算よりも、実績よりも半減というのはどうなんだろうということで、そういうふうになったいきさつと、いろんな御要望を聞きながら町としてこれからどんなふうに、変わったばかりですけども、来年度に向けてどのように考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。高齢者の生きがいと健康づくり事業につきましては、昨年度は各地区福祉会と町が委託契約を結んで、事業を実施しておりました。しかし、本来のサロン活動というのは住民主体の運営による活動であるので、委託となれば、町からの委託ということで行政主導の活動となりますので、これはやはり住民主体の活動なので助成という形にするべきではないかということで、本年度より助成金として30地区福祉会に対しまして、一律5万円を助成することとなりました。

昨年度までは1人当たり300円の単価で委託をしておりましたが、役員の皆様の申請、報告等の手続きが面倒であるとか、サロンへの参加人数の確保が難しい、毎月のサロン活動の実施が大変であるなど、さまざまな御意見が出ておりました。さらにサロン活動が立ち上がっていないなど、各地区福祉会において活動にもかなり差がありました。

こういったところから、改めて事業の見直しを行い、代表者の皆様の御負担にならないよう、自主的な運営で、自由な発想で、息の長い活動をしていただきたく、各地区の実情に応じた事業を実施することとしました。あわせて社会福祉協議会においては、主体的サロン活動支援、充実強化を図っていただくこととしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 見直しをしていくという御姿勢はわかります。ただ、先ほども言いましたように、今まで活動してきたところで半減されるということは、活動の中身が制約される、縮小しなければならない。その中で考えていくという前向きなところもたくさんあると聞いていますけれども、後退していくような気がするんですね。例えば、毎月1回やって年12回やっていたところが、2カ月に一遍にせなりたいとか、お金のかからないやり方を工夫するということはいいいんですけれども、見守り活動も兼ねて月に1回、せめて月1回と言っていたのが、2カ月に1回になって、果たして生きがいと健康づくり事業の目的に沿うものだろうかとも思います。

私としては、本来ならば歩くということがお金のかからない介護予防だと思うんです。歩いて、自分の近くの公民館に行って、公民館でサロン活動があれば、それが一番理想的ではないかと思

いますが、そういうふうになかなかならないのは、運営スタッフが足りないとかということもよく聞きます。じゃあ、少し広い範囲で、三つか四つの公民館があるところの地域の方を一つの公民館に来てもらうとなると、今度は歩いていけないので送迎が問題になるというような課題があって、サロン活動が活発にできているところとできていないところがあるというふうに認識をしていました。

だから、できていないところにどう手だてを打つかというための予算だと思うんですね。なので、150万にされたというのはやはりどうしても、私はそれでは後退にしかならないというふうに思いますので、来年度、ぜひ再考をしていただきたいと思いますし、一律の助成ではなくて、先ほども言いましたように、そのサロン活動をされるところどころで、人数がいろいろ違うわけですよ。人数が違って同じ一律かというふうに思うわけです。できるだけこの事業が有意義になるために、もう少し高齢者の数に応じた助成にするとか、考えていただきたいと思っています。

そして、逆に、この事業を利用せずに自分たちでしますと、先ほど言われたように、申請の書類を出すとか会計報告を出すとか、そういうこともなかなか難しくなったので、もう小さな地域で自分たちでしていますというところもあると聞いています。それはそれで大変すばらしいことだと思います。それが生きがいだということで、自由に楽しく地域支え合い、元気で生きがいのある活動をされているところもあるというふうに聞きます。どちらがいいというわけでありませんが、どちらもあっていいと思いますけれども、できていないところの手だてをするための予算だと思うので、できていないところができるように、今までできてたところが縮小しなくてもいいように、お考えいただきたいと思います。

済みません、あとちょっとなんですけど、先ほど言った幸齢者はびねすポイントというのは、今一体どのように計画されて、どのようなところまで行っているのかだけ説明ください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。幸齢者はびねすポイント事業につきましては、現在、要綱を制定するための準備をしております。それが終わり次第、事業のほうを始めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、本当に簡単に言っていていただいて、中身がどんなものかわからないんですけども、これに350万使われるわけですよ。先ほどの150万と比べたときに、どうしてこっちにこんなにお金が要るかという思いであります。

幸齢者はびねすポイントというのを私のほうで説明させていただきますと、いろんな健康づくりの事業に、健康診断に行きました、サロンに行きましたとかいうときに、お店によってポイントカードってありますよね、そのポイントカードのようなものができて、それに5ポイントずつ印鑑を押してもらって、500ポイントたまったら500円の商品券がいただけるというような制度だというふうに、3月のときに聞きました。

本当に必要かということも含めて、今いろいろ策定されているということですが、新しいことをされようとするのに一生懸命考えられて、水を差すようなことを申し上げるかとは思いますが、本当に実効あるものにできるのか。350万をかけてされるのであれば、その辺もきちんと説明していただきたいし、何度も言いますが、バランスのとれた配分をしていただきたいと思うんですよ。800万ぐらいの介護予防費があるんですけども、その中に150万の先ほど言ったサロン活動、350万がはびねすポイント、いいんでしょうか、バランスとれているんでしょうかっていうことが言いたかったんです。実施されていくに当たっての説明もきちんとしていただきたいし、検証もされながら、次年度につなげていただきたいと思います。

いろんなことを申し上げましたが、最後に町長から一言お願いしたいと思います。三セクのことについて、後になりましたけど。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 手短に行きます。三セクについていろいろありました。そよ風パークについては平成9年から、通潤山荘、虹の通潤館につきましても、平成14年からという思いであります。長い間、いろんな形をしながら、三セクにつきましても、先ほど藤原課長からありましたように、民間の立地が期待できない事業、いろんな分について行政が主導的にやってきておる、続いてきておる部分と思います。

しかしながら、今、大変な累積赤字だったり、経営の状況が非常に悪いというのも事実であります。今まで過去ずっと議会でも、またいろんな議論がなされてきたところがございますが、これも先ほど藤原企画政策課長が言いましたように、いろんな分の検討をし合いながら、また、皆さんとも協議をしながら、指定管理料がいいか悪いか、また、こういう事業を山都町の中で、全ての指定管理制度をつくった中で管理をお願いしておるところでございますが、これはやはりみんなで検討していかなくてはいけない大きな課題だという思いでありますので、今後、皆さんとも協議をしながらしていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 皆さんおはようございます。4番議員の矢仁田秀典でございます。

きょうは傍聴席にはたくさんの皆さんに来ていただきまして、ありがとうございます。私と私の同級生は、昭和を30年、平成を30年生きてきました。令和も30年生きられればいいなと思っております。

さて、昨年の6月定例議会での挨拶は、一部の地域を除いてほとんどのところが田植えが終わりましと申し上げました。ことしはまだまだ多くのところで田植えが済んでいないと申し上げなくてはなりません。ことしの冬はほとんどと言っていいぐらい雪が降りませんでした。水不足にならなければいいなど危惧していたところでした。それが5月から今まで雨が少ない。梅雨に入って集中豪雨にならなければいいなど思っておるところです。天気がいいということはいいいことなんです、適度に雨は降ってほしい。そう思うところですが、なかなか思うようにいかない。議会も行政もなかなか思うようになりませんが、少しでも山都町のためになるならと、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 本日の一般質問は、1、高齢者の交通問題について、2、豪雨災害農地の復旧について、3、県の試験場跡地の利用とスマート農業について、4、グランドデザイン構想について、5、新体育館建設について、6、ふるさと納税について質問いたしますが、私は一般質問で、あなたたちをつるし上げるようなことはしたくありません。私たち議員には執行権はありません。質問し、提案をして、ともにこの町をよくしていきたいと思っております。今回の質問の中には、この2年弱の間に3回目というものがあります。検討しますではなく、実行していただきたい。できるものはできる、できないものはできないとっていただいて結構です。

それでは、1番の高齢者の交通問題についてですが、4月の池袋の暴走事故、妻と幼い娘さんを亡くした松永さんは許さないとおっしゃっています。今も相次いで高齢者の重大事故が起きております。事故は起こしたほうも起こされたほうもつらい。これは山都町でもあり得ることだと思っております、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、矢仁田議員の質問にお答えさせていただきます。まずは、数字的なところを紹介させていただきますと、山都町におけます免許人口というのが約1万300人おられます。それから、65歳以上で免許を持ってある方が約8,400人、約8割ということでございます。それから、もう少し年齢のほうを申しまして、75歳になりますと1,600人ほどということで、約15%という数字がござります。3月31日末の状況でござります。

今、議員からもございましたとおり、やはり日常生活において自動車の運転が不可欠な方はたくさんいらっしゃるというふうに思います。ただし、誰もが年齢を重ねるごとに身体能力あるいは判断能力等が低下しております。運転免許の自主返納も増加しているデータもあるようですが、やはりいざ返還となると、さまざまな事情で難しい問題もあるようです。一番身近な家族間等での十分な話し合いの上での相互理解が必要であるかというふうに考えております。

山都町管内での事故の状況ということで、また紹介をさせていただきます。物件と人身事故の総計で、ここ2年ほど比較をしたいというふうに思います。平成29年度が342件発生いたしまして、65歳以上の加害者となられた方が100名おられます。率にしますと29%。平成30年度を見ますと、300件ということで、事故件数は、総事故の件数は減つとりますが、65歳以上の方の加害となりますと100人ということで33%。やはり上昇している傾向にあるかなというふうに考えて

いるところでございます。

安全運転の啓発につきましては、御承知のとおり、春、秋の交通安全運動を初め、山都警察署並びに交通安全協会等の各種団体と年間を通じて、交通安全の運動を啓発、そして、事故防止を呼びかけているところでございます。今後も町としましても全力を挙げまして、住民の皆さんの安心安全のために、事故防止、安全運転の啓発活動を続けていくということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 次に、免許自主返納補助金というのが企画されているようですが、その内容について説明していただきたい。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。企画しています事業は、高齢者運転免許証自主返納支援事業でございます。当事業につきましては、本議会において補正予算に計上させていただきます。御審議をお願いするものでございます。

計画しています内容は、高齢者の運転による交通事故の防止及び外出支援を図ることを目的といたしまして、運転免許証を自主返納された高齢者に対し、タクシー利用料金の一部助成、これはタクシー利用券2万4,000円分を計画しております。または、コミュニティバスの利用料1年間の免除という形で支援を行うものでございます。対象者は、運転免許証の自主返納時に70歳以上の方で、全ての免許証を返納した方としております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 自主返納を促す上ではよいことだとは思いますが、山都町の高齢者は車が手放せない。ショッピングカートを押しては、ふれあいバスにも乗りにくい。そういった面からは、乗り合いタクシーなども考える必要があると思っておりますけれども、この高齢者の交通問題について、福祉課としてはどういう考えを持っていらっしゃいますか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。近年ふえ続けております高齢者の自動車運転事故につきましては、山都町においても交通事故防止対策は喫緊の課題であると思っております。介護予防の取り組みといたしまして、高齢者の体力測定を行って、そのデータを御本人にお渡ししております。その中で、一定の距離の所要時間を計測する歩行能力の測定を実施しておりますが、今後はその結果に基づきまして、交通安全等に係る認知能力の程度などについても掲載して、高齢者本人はもとより、御家族とのお話し合いのきっかけになればと思っております。

また、老人クラブにおきましては、毎年交通安全講習会が開かれておまして、警察の方に講師として来ていただき、高齢者の交通安全及び安全運転についての御講義をいただいているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この問題については、今回で3回目でございます。その中で、企画課でいろいろ企画をされているようでございますし、その後の進展状況、またはふれあいバスを含めての今後の計画についてお聞かせ願いたい。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。平成30年度におきまして、公共交通のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画を策定しております。形成計画の中では、現在の公共交通における問題点、課題を整理するとともに、その実現に向けた取り組みを整理しております。

現状の問題点、課題としては、高齢化が一層進展する中での高齢者の外出の確保、小中高校生の教育環境の維持のための通学手段の確保の必要性が高まる中、公共交通におきましては、利用者数の落ち込み、財政負担の増加、ドライバーの高齢化による担い手不足、車両の老朽化等の問題を抱えているところでございます。県内3位という広大な面積に集落が点在する本町の地域特性を踏まえ、いかに効率的に運行、運営していくかなどを整理しているところでございます。

こうした課題を踏まえまして、目指す姿に、限りある交通資源、この交通資源は人材、基盤、原資を生かし、地域との連携、協働の中で、子供や高齢者の交通弱者に対応した利便性の高い持続可能な公共交通システムを据え、公共交通のサービスとしまして、公共交通カバー率96%、この公共交通カバー率というのはバス停から300メートル圏内に住む方たちの人口、これを96%維持するというところでございます。また、各地域から町内の拠点まで、いずれかの公共交通機関を利用して、最低でも週1回は往復できることを確保することを目標としているところでございます。

その中で、高齢者の交通に係る具体的な施策としましては、先ほど申し上げました運転免許証の自主返納者への特典の検討ということで、自主返納支援事業を今後実施する予定でございます。

また、高齢者と交通弱者の外出状況を考慮した交通手段の提供に当たりましては、高齢者支援係が実施しております生活支援体制整備事業と連携いたしまして、6月から社協地区別福祉懇談会が実施されておりますので、その中で現状やニーズの聞き取りを行っていくこととしております。町内30地区で開催される予定でありまして、きのう、1地区目が実施されたところです。昨年度アンケート調査等を実施しているところですが、その中では全ての声が拾えていないところもありますので、各地を回りまして現状や課題をお伺いできればと考えております。

また、ふれあいバスを含めた今後の計画につきましては、今年度は目指す姿の実現に向けて、再編実施計画を策定することとしております。具体的には、効率的な運行に向け、路線バス、コミュニティバスについての見直しを検討しております。

スクール便においては、現在29路線が町内を運行しておりますが、この中でも利用が1名から2名程度といった路線も見受けられ、非効率的な部分も見られます。こうした部分において効率的な方法を検討いたします。

また、コミュニティ便につきましては、現在スクールバスの車両等を活用することで、比較的低い財源負担の中で広大な町域全体に移動サービスを提供できていると考えております。現状31路線運行しておりまして、熊本バスが運行する路線バスとあわせて、先ほど申しましたように、

町の総人口の96%をカバーしております。ただし、一部には利用が1便当たり1人以下という極端に低迷する路線も見られることから、需要量も考慮しながら、効率性や利便性の向上を考えていく必要があります。

今後におきましては、7月から週3日運行されております5路線につきましては週2日ということで見直しを行い、需要に応じたサービス水準の適正化を図ることとしております。また、予約型の運行等に関する実証実験なども実施するとともに、地域の皆さんの御意見もお聞きしながら、山都町に適した交通体系の構築を検討していくこととしております。

先ほど、高齢者支援係や社協などとの連携を図っていくことを申し上げましたけれども、やはり地域全体で高齢者を含む交通弱者を支えていくということも必要かなと思いますので、自治振興区などの各地域、主要施設、各関係団体との協力体制も重要と考えております。

また、先ほど議員の御質問にもございましたように、やはりこの広大な山都町の中で、高齢者になってもなかなか車が手放せないというふうな御意見もございましたけれども、自家用車を持った場合の維持費ということで経費を調べてみましたけれども、車両購入費を別としまして、軽自動車でも年間20万強、購入価格を考えますと30万から50万程度の経費が必要となっております。1月にしますと3万円を超える維持費がかかることとなります。この経費と事故防止の観点から、バスやタクシーなどを上手に使っていただくよう、公共交通の利用の啓発も行っていく必要があると考えております。やはり住民の皆様にもふれあいバスを利用いただくことが、将来にわたって持続可能な公共交通につながるのだと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 前の2回が大分ためになったんじゃないかと、今ので思いました。この高齢者の交通問題というのは、今おっしゃったように非常に難しい問題で、今現時点ではバスに1人乗っただけで、1人6,000円かかっているというのが現実です。それをなくしていくにはどうするとか、よいアイデアがないかという話で、いろいろ話をしてきたところですけれども、ふれあいバスの便数が減ります、その分、どぎゃんかせなんていう話になります。そのふれあいバスの運転手さんも、今度は職がなくなったりするということも考えられます。

いろんなことを考えますと、タクシー会社というのは、矢部、清和、蘇陽にあります。そういったところに、ふれあいバスの運転手さんがタクシーを運転するとか、予約してそこに行くとか、そういうことも考えられると思うんです。ただし、労使間協定など難しい問題があるというのは重々承知したところです。その辺をバス事業者、タクシー事業者、町と一緒に協議して、少しでも早く、少しでも高齢者の運転事故を減らせることができるように、早くしてほしいと思います。

この問題はここで終わりますけれども、私も高齢者の仲間入りをしてきました。そこで思うことですけれども、後期高齢者とか老人とかいう言葉はなかなかいい言葉じゃない。さっき、幸齢者はぴねすポイントというのがありました。この高齢者は幸せの年のものなんです。後期高齢者って言わなくても、幸せの年の者という。これを考えた人はいいなと思います。それから老人も、老人と言わんで、博士とか、80代を過ぎたら長寿者とか、そういうことは山都町だけでも、呼び

名をちょっと変えていただけたらうれしいかなと思うところです。

次に、2番に行きます。豪雨災害農地の復旧について、復旧状況とか今後の対策についてというところがございますけれども、5月22日の農業新聞の第一面に、島木の棚田と山都町の豪雨被害が大きく取り上げられ、全国に発信されました。この問題については、昨日の藤澤議員の質問、答弁がありまして、県も本腰を入れて取り組むということでございますので、この辺はやめますが、建設業者さんたちに聞きますと、農災は夏にはできない、冬しかできない。冬は天気が悪かったりして、なかなか取り組みにくいって話があります。ただ、農家側からすると、夏で何でんええけんしてくれって言う人もいらっしやると思います。そういった面は、聞き取り等をして、なるべく早く進むように取り組んでいただきたいと思います。私は、災害によって意欲ある農家が離農するようなことがあってはならん。そう思いますので、よろしく願いいたします。

次に、県の農業試験場跡地の利用とスマート農業について質問します。

県の農業試験場は、町が県から借りて、町が管理を有機農業協議会に委託し、有機農業協議会が有機栽培の試験田をしております。この有機農業協議会について説明していただきたい。

○議長(工藤文範君) 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長(山本敏朗君) それでは、御質問のありました山都町有機農業協議会について、御説明いたします。

有機農業協議会につきましては、平成15年に設立されました旧矢部町の有機農業協議会の後を引き継ぐ形でございまして、平成17年、無農薬や有機農業の生産者との交流を図り、有機農業経営の確立を目指すとともに、有機農法の普及、生産者と消費者との距離を近づけることを目的に設立されております。また、平成21年には、有機農業による農村環境の保全活動を通じ、地域社会の発展に貢献した団体として、第15回全国環境保全型農業推進コンクールにおいて、農林水産大臣賞も受賞されております。

平成30年現在の会員数でございますけれども、生産者団体及び個人を合わせまして、8グループ、108名の方で構成されております。

主な活動としましては、毎年11月に開催されるゆうきフェスタであったり、通潤橋前で開催します有機農産物フェアによる有機農産物の販売促進、消費者との交流や収穫体験等を開催される一方、地産地消の推進ということで、山都町の子供たちに安心安全な食の提供を目的としまして、学校給食への食材の提供をいただいております。また、昨年からは、新たにブランド米部会を立ち上げられ、食味のさらなる向上を目指して、土壌改良剤の試験であったり、水質検査等にも取り組まれております。実証試験の結果を得るため、昨年は食味コンクールにも出品をされております。今の米づくりに満足されることなく、日々研さんを積まれている団体でございます。

また、有機栽培技術の習得と継承のため、技術公表会、講演会等も多く開催されておりますけれども、参加者を協議会員だけに限らず、一般の生産者たちにも広く呼びかけされるなど、その活動には頭が下がる思いでございます。今後とも、有機農業の発展に向け、連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 詳しく何もかも言っていたきましたが、ちょっと補足します。この会員の中に、さっき個人会員というのがありました。個人会員というのは、この協議会の趣旨に賛同する人は会員として参加することができるとなっております。料理人だったり、元学校の先生だったり、山都町を盛り上げようとする市内の人だったり参加しております。私も有機栽培農家ではございませんが、会員になっております。

そういった関係で、この試験田でさっき報告がありました有機栽培の試験をされております。9日の日には除草機の実演等もされました。課長から話がありましたように、山都町にブランド米をつくるために取り組んでいらっしゃいます。こういう取り組みを内外に発信する必要があると思うんです。そういう発信を、東京事務所を使って、販売にも生かせると思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。有機農業農産物の販売促進ということで、東京事務所の地域創生アドバイザーの方に御協力いただいて、いろんなところに流通のほうの拡大を行っております。また、東京農業大学とも、連携協定を結びました関係もありまして、今後そのあたりも連携して有機農業農産物の流通の拡大と生産者の所得向上に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） よろしくをお願いします。

次に、スマート農業について。

テレビの下町ロケットを見られた方はたくさんいらっしゃると思いますが、テレビの中では帝国重工の無人トラクターが自走するとか、無人のコンバインが大雨の中で稲刈りをするとか、そういうのがありました。私も展示会に行きましたけれども、トラクターとか田植え機はそういうのがあります。ただ、コンバインは、雨の中で稲刈りをするのは無理だそうです。今の時点ではですね。

このスマート農業というのはどういうものかと言いますと、AI、人工知能を使った農業ということですね。これについて、県立大と熊本高専とタイアップして、山都町でも使える機器を使って、データを得る。そういう取り組みが始まっております。この取り組みも広く内外に発信して、山都町の農業が楽しくて楽になり、それでブランドをつくるものになると思います。

この試験田とこのスマート農業、この二つの取り組みをされている人たちは、私より年上の人たちがほとんどなんです。前町議もいらっしゃいます。みんなが山都町の礎になると思ってやっていらっしゃるんです。この二つの取り組みは、今後の山都町の農業の発展に寄与すると思いますが、どう考えていらっしゃいますか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。今、議員が言われましたとおり、ことしスマート農業に取り組んでおられますけれども、これにつきましては、今月末までに

熊本県のほうで採択の成否のほうが判断されることになっております。これが採択されました場合には、水管理センサーの機械でありますとか、のり面の除草機の実演ということで取り組む予定になっております。

また、スマート農業につきましては、今議員が申されましたとおり、最新技術であったり、AI、人工知能を使ってする農業でございますけれども、お米の収穫の作業に例えますと、昔は手刈りして、掛け干しかけて、足踏みの粃すりで行ってました。その後、バインダーで刈って、掛け干しをして、ハーベスタで稲をあやしたと。それが今現在では、コンバインのグレンタンクつきで、もう一括で収穫が終わるといようなことを考えますと、今、国のほうで推進していますスマート農業についても、やっぱり早くから取り入れていくことが必要ではないかというふうに思っております。

ただ、大型機械ということで、平たん部をメインに今のところは開発されておりますけれども、そういった機械の中でも、山都町みたいな中山間でも使えるような機械がございますので、それにつきましては、その辺の機械の効用等を判断しながら積極的に入れていくことも必要かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 若手を育てるためには、そういったのが必要だと思います。こういうロボット、除草機もそうですけれども、人間が安全になるわけです。お年寄りでもできるようになる。そういう部分もありますので、できるだけ進めてください。

次に行きます。グラウンドデザイン構想についてですが、この中に通告しておりましたトイレとか通潤橋周辺観光については、昨日の眞原議員の質問、答弁がありましたので割愛しますが、通潤橋周辺の整備は、来年の通潤橋の復旧に向けて急いでほしいと思います。

観光については、情報の収集、発信に努めてほしいと思います。また、新体育館ができたときの現体育館は、1億円もかけて壊すよりも、使える間は使って、八朔祭の造り物を入れて展示し、ことしものは各地域の小屋にありますと案内する。また、食事どころはどこどこにありますとか、町内を回遊するように進めてはどうかと思います。そういったことは考えていただきたいと思います。

次に、その中で長原の町営グラウンド周辺でございますが、私も私たちが、今埋め立ててるところはグラウンド場というふうに話をしますけれども、固定せずに多目的運動公園としたらどうかと思います。

これは何でかといいますと、ゲートボールをされる方からのお話なんですけど、今、私たちが、私はそうなんですけれども、ゲートボールというのはお年寄りのスポーツだと思っていたんですけども、ゲートボールというのは今、世界的なスポーツになつとるそうです。世界大会が開かれたりしとるそうです。小学生あたりがゲートボールをするそうです。今まで大人は、ゲートボールというと勝ち負けにこだわる、そういうスポーツになっていました。ところが、小学生あたりはみんな協力してゴールを目指すという、頭を使うということで非常にいいスポーツになつ

とるそうです。

ゲートボールもそうですけれども、それだけじゃなくて、走る人たちのジョギングコースとか、クロスカントリーコースなどにも使えると思いますので、今考えられとる町営グラウンド周辺ですけれども、これはグラウンドゴルフ場と固定せずに、多目的運動公園とすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。町営グラウンドの周辺整備を行いまして、運動機能施設と憩いの場が一体となった総合運動公園として、現在位置づけをしているところでございます。

施設の概要としましては、その中に体育館ですとか、グラウンドゴルフ場、それから、憩いの場となり得る森林公園、アスレチック広場等を想定しており、また、既存の中央グラウンドを含めました運動施設を基軸としたスポーツ大会の場としながらも、自然と調和した広大な敷地の中で、町民の憩いの場であり、時に町のイベント広場であり、時に町内外からの合宿先であるなど、その他多様な用途に対応し得る総合運動公園となる施設としたいと考えております。

議員からありましたような、例えばゲートボールですとか、ジョギングコース等につきましても、多様な形で、用途に対応し得る施設としたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 安心しました。グラウンドゴルフ場とばかり、そういうふうに思っていましたので、安心しました。

次に、関連しますが、新体育館建設についてです。もう何回も出ておりますけれども、新体育館については、地質調査、用地測量に3,000万円の予算が組まれておりましたが、その後の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。3月で決定しました建設予定地であります町営グラウンド周辺ということでございますけれども、この町営グラウンド周辺一体の測量、それから、造成に向けた設計につきまして、現在、入札発注事務を行っております。今後、この造成に係る設計の中で、地質調査を実施する体育館のほか、グラウンドゴルフ場、それから、公園敷地、アスレチック広場、そして、敷地内を通ります敷地内の道路等の全体レイアウトを今後決定していきたいと考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） なるべく急がんと間に合わんとじゃないかって思うとです。間に合っていてというのは、何に間に合わんかという、高速道路の開通に間に合わんとじゃないかと思うところがあります。できれば、高速道路が開通したときには体育館はできとる状態をつくってほしいと思うところでございます。

その中で、あそこの地籍調査がまだ終わっていないという話を聞きました。周りには民有地もありますし、そういう地籍調査をしなくて大丈夫なのか、お聞きします。

○議長（工藤文範君） 地籍調査課長、上田浩君。

○地籍調査課長（上田 浩君） お答えします。地籍調査につきましては、国土調査促進特別措置法に基づき作成される国土調査事業十箇年計画に基づいて計画的に行われております。現在は平成22年に閣議決定されました第6次国土調査事業十箇年計画に基づき地籍調査事業を進めております。計画されております新体育館建設周辺において、町営グラウンドを含む大字長原ですかね、既に地籍調査は完了しておりますが、それ以外は現在のところ地籍調査の計画はございません。実施するためには、2020年度から始まる予定の第7次国土調査事業十箇年計画に盛り込む必要がございます。この計画につきましては、今年度において策定作業を行う予定でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） その地籍調査を早目にせんで大丈夫かということです。今から計画して、この次の計画に載せますで、それでいいのかどうかを知りたいんです。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。今、地籍調査課長が申しあげましたように、来年度から新たな第7次の計画がありますけれども、それに、その場所を地籍が未済のところについては盛り込む必要があるということでございますが、体育館の建設につきまして、そしてまた、ほかの周辺整備も含めてでございますが、一刻も早く取りかかる必要があるということから、来年、令和2年度から始まる第7次の計画に盛り込む前に速やかに取りかかる必要があるということで、今年度から、先ほど申しあげました調査、設計等について進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 速やかに進めてください。

その次に、体育館というのは、防災上を考えますと畳が必要になると思います。もしものときに畳があるかないかというのは大きい問題です。畳といいますと、柔道です。柔道っていいですよ、山下泰裕です。山下泰裕記念館にする考えがないかという話になるんですけども、今の矢部高校の校長先生が柔道をなさっていたそうで、山下泰裕を御存じでした。すばらしい人格だとおっしゃっていました。この次、JOC会長になるだろうと確実視されております。山下泰裕、皆さん御存じですけども、世界的に有名な人です。

この山下泰裕の記念杯というのは、山下泰裕杯というのは山鹿で行われているんです。何で山鹿だろうかって。全国大会が山鹿なんです。何で山鹿だろうかって。熊本出身だけんって山鹿で行われとる。山都町出身だろうって私は思うんですよ。そういったところからも、山下泰裕記念体育館にして、山下泰裕氏に今度、体育館ができれば、ここで小学校、中学校、高校、一般の全国大会あたりを開いていただいて。体育館ができて、いろんなスポーツができると思いますけれども、ただ日帰りをされるスポーツじゃあ、ここに余りお金は落ちない。体育館の維持管理がかかるだけの話です。そうじゃなくて、全国からでも呼びたい。私はこの町にお金を落とすためには、そういう方法も考えなんて思うことがあります。

この中で、チャンスです。山下泰裕がいるんですから、まだ生きています。JOCの会長

になるかもしれん。そういうのは、オリンピックがありますので、なったら、ますますそういう話が進められやすいと思うんですが、本人は多分、嫌だとは言わんと思います。山下泰裕記念体育館にしても嫌だと言うことはないと思います。また、こういう大会をしてくれって言ったら、してくれると思います。そういった部分も思うところがありますが、教育長、どう思われますか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 議員の御期待の大きさを改めてお伺いしたところでございます。実は、私がこの職につきましたときの機会、10月に、激励に部屋に寄ってもらいました。そのとき、ちょうど町長室にも御案内をして、今の御提案のようなことのさわりの部分のお話を、町長のほうからしていただきました。彼は自分が目立つというのは嫌いなタイプだと私は思いますけれども、そのときの町長さんからのそういった水を向けられた会話の中でも、山都町のためなら精いっぱいいろいろなことで協力したいという言葉をしていただき、元気づいたところでございます。

せっかくの御縁、私も含めて御縁のある山下さんでございますので、機会あるごとに、そういった山都町に貢献していただくようなことを働きかけていきたいと思っておりますし、具体的な今の施設等につきましても、可能な限り御相談していきたいと思っております。

ただ、まだ先日のエピソードでは、何も決まっていなくて勝手に盛り上がるのは嫌いなタイプだということを改めて認識しましたので、いろいろなことが一つ一つ決まって、あるいは、例えば町としての方針が決まるとか、そういう手順を踏んで、お願いをするようなときには、そういうことに努めていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 体育館をつくるという計画は立っておりますので、もう今からそういう考えがあるのであれば町としては動いていくべきだろうと思っております。その辺について、町長、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、教育長が答えたとおりであります。今、矢仁田議員からありましたように、早い時期から武道館の建設は、もう30年ぐらい前からあった分がとうとう消えております。今回の体育館の建設につきましては、名前なり、いろんな形で、先ほど教育長からありましたように、かかわることはやぶさかでないというお話もしていただいておりますので、名称を山下さんにするか、また監修をどのような形でいただくか、いろんな部分、今言われた部分、決定をした部分でありますので、今後については機会あるごとに接触をしながら、まずは教育長が一番近い人におりますので、そういうのも含めながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 山都町のためにも、ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてでございます。これは通告の1番と2番は順番を変えさせていただいて、2番のほうから先に行きます。

出品される人たちの意見が通りにくくなるとという話があります。前から比べると、出品される人たちの気持ちというのがなかなか通りにくい。そういうところを聞きますが、その辺につ

いてどうなっておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えしたいと思います。以前の3年ほど前まではふるさと納税については、仲介業者というのを間に立てずに、町が直接、返礼品の発注から代金の振り込みまでをワンストップで行っておりました。返礼品の納入業者とのやりとりも直接対応しておりましたので、納入業者からの要望にも応えてきたところでございます。

しかし、寄付件数が急激に伸びてきたというところで事務量が膨大になりまして、ふるさと納税専門の仲介サイト運営事業者に委託をするようになりまして、返礼品の発注から代金の納入までを仲介サイトの業者が取り扱っていると。現在では取り扱っているということで、その納入業者さんからの要望事項については、そのサイトの業者さんと打ち合わせをしていただくということになっておりました。

そうした意見が通りにくいという御意見があるのであれば、当然、町も間に入って調整をしたりする必要があると思いますので、そういう場合は町へ御連絡いただくか……。周知のほうも仲介サイトのほうにお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今、課長のほうから話がありましたように、今は仲介業者さんが間に入るとということで、直接出品される方の話、どういうふうにしたいとか、そういうことができない状況にあるという話でございました。

それから、振込手数料を引かれるというところで、例えば、1万円に対して3,000円の品物なんですけど、振込手数料600幾ら引かれるもんだから2,400円もないと。そういう話があっております。そういった部分をですね。幾つかたまってから振り込んでいただけないかとか、そういう話が出品者からは来ておりました。また、自分たちの気持ちというものを話す機会をつくってほしいと、そういう話がありましたので、その辺についてどう対処されるのか、お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほどの納入業者との振込手数料の件ですけれども、これについては今、一般的に大きな運送業者がございましてけれども、Aの運送業者については、発送した時点ですぐ請求が行くというような形になっているそうです。B業者については、その調整をしたら、2カ月、3カ月まとめて振り込んで、まとめて請求をしていただくと、その分を振り込むという形に対応ができるそうですので、そのお話を納入業者とはさせていただいたところなんです。

それと、協議の場を持つということについても現在、御存じのとおり、返礼品が3割以下に抑えられたことで、ふるさと納税の寄付額も急激に落ちている状況です。より魅力のある商品をつくっていくためにも、協議の場を持つ予定を立てております。価格ですとか容量の話もしていかないと、より魅力のある商品になっていかないと思いますので、そのあたりの協議をする予定を組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 出品される人たちも気持ちよく出せるようにしていただきたいと思
います。

このふるさと納税についてですけれども、町には1億5,000万のお金が来りました。その中
から返礼品なり運賃とかいろんなやつを出して、来とったわけですが、それが1億になり、
また新制度で変わるんですけれども、3割以下しかできないとか、そこの地元産でないとい
っていうふうになってきてます。その辺で、この町も勧告を受けて、地元産だけを3割とい
うふうになってきました。調べてみますと、物すごい減収が起きるとみたいです。減収とい
うか、発注量が減るとる状況にあると。これは多分この町だけの問題じゃないと思うんです。
ふるさと納税制度自体が変わったもので、全国の競争になっとるわけです、今は。

ただ、全国の競争の中で、全国減るとるかといったら、そういうわけじゃない。伸びとると
ころもあるんです。伸びとるところはどうやって伸びとるかという、よそが持っていないよ
うなもの、自分とところにしかないようなものとか、変わった果物とか、そういったところの
ものは、ふるさと納税で伸びとるところもあるわけです。

このふるさと納税というのは、大事な収入の一つです。それも自分たちの努力次第でふえる
かもしれん収入の一つです。こんなおいしい話はなかなかないと思うんです。そういったところ
を考えて、今後の新しいふるさと納税制度について、どう取り組んでいかれるのか。さっきちよ
っとさわりがありましたけど、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。先ほど議員のほうからもありましたとおり、
ふるさと納税の制度が、一部の地方団体が過度な返礼品を送付していたために、地方税法を改正
して、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度に見直しが図られたところ
です。5月14日にふるさと納税の対象となる地方団体の指定について通知を受け、本町は指定基
準に適合すると認められる団体として指定をされたところです。

先ほどお話がありましたとおり、返礼品の価格を3割以下にするということと、地場産品に限
定するということが大きく変わったところがございますけれども、これまで4割程度お返しをし
ておりました関係で、一昨年、平成29年は1億5,400万ほどのふるさと納税をいただいております。
昨年はこの制度の改正によりまして、11月に見直しを行っております。それ以降、寄付額が
減ってきたということで、1億500万に減っております。約3分の2に減っている状況です。そ
れと、4月以降も寄付をいただいておりますけれども、前年と比べますと相当金額としては減っ
ている状況です。

先ほど議員のほうからありましたとおり、横並びの返礼割合ですので、いかに返礼品に魅力の
あるものをお返しするかということが、一つ大きなことになるかと思っておりますけど、先ほど申し上
げましたとおり、返礼品の内容ですとか容量、価格についても協議の場を持ちたいと思っておりますし、
山都町にはふるさと会というのが関東、関西、中部にございます。そういったところにも、これ

までも行っておりましたけれども、寄付のお願いをするのですとか、東京事務所によってつながった会社とか個人に寄付のお願いをするとかいう取り組みを図っていきたいというふうに思います。

ちなみに、県のほうで、馬刺しと赤牛については地場産品じゃないということで対象から外れておったんですが、この6月から熊本県内の自治体であれば認めるという通知が参りましたので、今後はそういった部分の返礼品も上手く活用して、寄付額の増加に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私のうちの近所にトマトジュースをつくっとる農家があるんですけども、彼はトマトの中でも糖度の高いものだけをトマトジュースにして出しているわけです。こういうこだわりが必要だと思うんです。私は、このブランド米というのが、今、有機農業協議会で取り組んだるこれがうまくいって、山都町のブランド米ができれば、この返礼品として、10キロ1万円ぐらいでやっていいと思うんです。この山都町のきれいな水で、この自然豊かなところでできて、その上、無農薬、無化学肥料でできとる、その上でうまい。そういうのができれば、10キロ1万円でも別に構わんと思う。

また、さっき東京事務所の話がありましたし、いろんな矢部会とかそういった分も使って、いろんな企業に、税金はこっちにやれば払わんでいいですよって、そういう話をしてアピールすべき、そういうアピールをしていただきたい。そういうことをしていただきたいと思う。それは会社から考えれば、同じ税金ば払うとに、こっちに払ろうたって、国に払ったって、一緒だけん。そういうアピールをどんだけするかです。要は全国競争の世界になつとるということです。

そういう努力をしていただいて。これは山の都創造課ばかりじゃなとばい。企画政策課だつて、そうだと思います。総務課だつて、そうだと思う。税務住民課にお金が入ってくるので、税務住民課もそうだと思う。みんなでそういったことを共有しながら、やっていかなん問題だと思っております。そういったところで、その辺については皆さんで頑張っていたいただきたいと思います。

おかげさまで、六つ質問をするようにしておりましたけれども、きのう質問をされた部分が省けてまして、時間がまだあとちょっとありますので、最後になります。昨日の町長の答弁の中で、条例は議会に変えられる。条例とか今までの例にとらわれず、発案、意見を出してほしいとありました。各課の皆さんには、若い人の意見、アイデアを吸収して提案をしていただきたいと思っております。幸齢者、幸せな年の人たちが安心して暮らせる町、若者が住みたいと思う町にしていきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） こんにちは。12番議員の藤川憲治です。またまた、今回も最後の登壇となりましたが、7番目となりますと皆様も大変お疲れのことと思いますし、また、質問も類似の質問がたくさんあっております。また、それに対する答弁もあっておりますので、重複するところはできるだけ割愛して、元気にやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時代も平成から令和へと新しい時代を迎えまして、はや1カ月が過ぎました。今議会は、令和元年の初めての定例会でございます。このときに一般質問の機会を得ましたことは、私にとりまして大変意義深いものがあります。先ほど4番議員がおっしゃってございましたけれども、私も昭和の時代を42年間、平成の時代を30年間、そして、これから先を令和の時代とともに生きていかねばなりません。

平成天皇が202年ぶりに上皇になられました。天皇としての在任中、最後のお言葉で、象徴としての私を受け入れ、支えてくれた国民に心から感謝しますと述べられておりました。私の印象の中にも、慰霊の旅に代表される平和に託された願い、そして、その思いが平成の天皇像として強く心に残っています。また、令和天皇、国民を思い、寄り添いながら、象徴としての責務を果たすことを誓いますと、最初の言葉を述べられました。平成と令和、思えば、平和の二文字は、元号の中に確かに、そして、しっかりとおさまっています。

昨夜の7時からTKUテレビで、寛平の「熊本がいい〜の」という番組で、山都町ぶらり人情旅のタイトルで、1時間にわたり放映されました。皆様も見られた方も多いと思いますが、ほとんど知っている人ばかりで、改めて郷土のよさと山都の人情味というものを再発見しました。

それでは、通告に従いまして、質問席より行います。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 町長に質問します。梅田町長が就任されて、4年の任期もあと2年となりました。時の流れ、時の早さを感じるこのごろであります。この2年間、山都町のトップリーダーとして、休む間もなく、全ての務めに全力を傾注され、県や国に対する陳情や要望活動、町民の皆様の声を聞きながら、この町のため、我がふるさと山都の再生、活性化に取り組まれてきました。心豊かなまちづくりの信念を持って職務に励んでこられ、いろいろな課題や問題が山積をする中で、また大きな成果を上げてこられましたことは、皆様御承知のとおりでございます。

この2年間の自分なりの総括というか反省を、そして、後半への決意を述べてください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 藤川議員から2年間の総括ということでございますが、2年半前の12月の終わりだったと思いますが、町長選出馬の決意をいたしました。はっきり言いまして、行政の行もわからない男が何でかなという、自分でも自問自答しながら決意をしたところでございま

す。その後、3月に初登庁しまして、2日後には3月の定例議会でございました。何もわからないままやってきた、ここ2年と3カ月かなという思いでおります。しかしながら、ここ2年3カ月の間、多くの方々、特に議会の皆さん、そしてまた、全ての職員の方々、素人の私を支えてきていただいたおかげで、今の自分があるという思いでおります。

町をよくする、豊かな町づくりをという思いだけで町長職につかせていただきましたが、何も具体的な施策を持たない中で、ここの役場の庁舎に入ったのも事実であります。入ってすぐ、山都みらい保育園の落成式、入園式、そしてまた、文化の森の落成式等々、また、へき地保育園の閉園式、いろんな分に何もわからないまま参加をしながら今まで来たかなと。ただただレールに乗った中で仕事をしてきたかなという思いでおります。

そうした中でありましたが、三つのプロジェクトを組みながら、今いろんな部分でまだまだ道半ばであります。皆さんと協議をしながら進めておるところでございます。具体的な成果はまだまだ何も上がらなという思いでおるのが事実であります。

しかしながら、先ほど来ありました有機農業を核にした町づくりをという思いの中で、また、山都町は農林業が一番の基幹産業という思いの中で、農業をどうするかなという思いが一番でございました。一番初めに、3月の議会に大きな議案といいますか、事業が出てまいりました。蘇陽農場の建設の話でありました。畜産クラスター事業というようなことで、どこがさすかなという思いの中でおりましたところ、蘇陽に大きな養鶏場ができると。これが畜産クラスターかなと思っておりましたが、いろいろ調べれば、そのような形でありました。その後、経営者の方ともいろんな話をしながら、イの一番にえらい太か補助事業ができたなという話をしながら、養鶏場、大変近隣に迷惑をかける施設だったその跡地での営業でございましたので、いろんな話をしましたが、幸先のいいことに、そのような事業が今、順調に行くと。何回も私も見に行きましたが、順調に行くとるなという思いでおります。

その後、いろんなおかげで、MARUKUを初めいろんな企業、またMARUKUさんのおかげで企業誘致も少しずつであります。小さな企業ですが進んでおります。そうした中で、これを核にまた今後、企業誘致等々は進めてまいりたいという思いでおります。

飛び飛びになります。農業につきましても、新規就農者支援事業が国の事業としてあるわけでございますが、山都町には後継者として自分の家の農業をする方がおる、この方々にもどうかでけんかなという思いでございましたが、去年、皆さんの同意を得ながら、28名の親元就農支援資金の交付もできたところでございます。若い農業者が本当に安心して暮らせる、また、農業ができる、少しお手伝いができるような形になればなという思いでおります。

農業につきましては、先ほど矢仁田議員からもありましたが、有機農業を核にした中、そして、また、寺川の試験場跡地についても、有効な使い方をさせていただきたいというようなことで、有機農業研究会にお願いをし、今後の取り組みをしていただきたいなという思いでおるところでございます。

それから、体育館建設、三つのプロジェクトのうちの大きな問題、先ほど来ありますように、計画が順調に行くような形の中で、町民の皆さんの健康増進が一番だという思いの中で、体育館

の建設をしながらやっていきたいなという思いでおるところでございます。

そしてまた、若者の定住、きのうの建設課長の話がありました。若者向けの町営住宅の建設が決まっている部分で、若者の定住化のできる分譲地と計画を変更していただきながら、今、分譲が始まったところでございます。早急にこの分を、10戸の建設ができるような今後の取り組みもしていきたいなという思いであります。

そういういろんな三つのプロジェクトがどうにか今動き出したなという思いであります。

そして、高速道路がおかげさまで去年の12月16日に開通をし、そして、うれしいことに、ことしの3月、矢部蘇陽間の計画段階評価が決定をしました。それを見据えて、今後、先ほど来ありますランドデザイン事業につきましては、これはまずは今、矢部地区の分に限定をされておりますが、清和、蘇陽の開通に向けた取り組みを加速をさせていきたいという思いでおるところであります。

まだまだ、いろんな部分で大変な部分があります。問題も先ほど来ありますように、第三セクターの問題、いろんな問題を抱えた中での今後の取り組みをしていかななくてはなりません。まずは、道半ばであります震災、豪雨からの復旧・復興が第一の課題という形の中で捉えながら、なかなか新規の事業を進められませんが、先輩諸氏が、合併をして15年目になりますが、いろんな取り組みと、また町の財政の健全化のために本当に努力していただいた上での今の山都町だろうという思いであります。これを無にすることなく、健全財政は維持しながらも、やるべき仕事は皆さんにも御相談をしながら、先ほどからあります体育館建設を含めた中で、いろんな事業も進めてまいらなという思いでありますので、今後につきましてもまた皆さん方のいろんな御指導と御協力をお願いをしたいなという思いであります。

思いはもう皆さん、議員の方々も、また町民の方々も、我々、私を含め、役場職員も一つでございます。一つの形になった中で町づくりができる体制、今後とも皆さんと一緒に進んでまいりたいという思いでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今、この2年間の成果というものを、ほんの私が聞きながら思ったのは、もう一部ではないかと思っております。本当に民間人からの町長ということで、先頭に立って、この町を引っ張ってこられました。

それから、今、決意が述べられましたけれども、やはり今回の提案理由説明書にも町長は、私はこれまで以上に心豊かな町づくりに邁進していきますので、町民の皆様の御理解と御支援をお願いするというを記してありました。十分理解できます。これからの新しいまちづくりにおいては、みんなで汗を流し、身を削って、お互い痛みを分かち合いながら、全町民の皆様が、そして、各界、各層が丸丸となつて、急激な少子高齢化に対応し、また、問題課題が山積をするこの町のそれぞれの解決へ向かっていかねばなりません。

町長も、この2カ月間、副町長不在の状況の中で、私は心身ともに本当に大変であったと思っておりますが、あすは副町長の同意案件が上程される予定です。この件に対しましても、町長の人脈の広さと信頼の深さを痛感いたしました。県下で3番目の広さの面積を持ち、300人を超える職員

を管理し、町民の皆様の多様な要望に、そして、負託に応えていくためには副町長は必要でございます。

今後とも町長の指導力を期待いたしますが、町長もきのうからの答弁の中で、職員の奮起を促されています。企業あるいは会社は、人、物、金を動かして、そしてそれを生かして経営をやっています。例えば悪いのですが、私は自治体もそれは同じではないでしょうか。何をするにも、人が最初に来ます。私たちの国は中央集権国家であり、国が政策を指導し、結果として、全国均一に整備が進められてきました。今は地方の時代とか、地方再生の時代とか、あるいは、魅力づくり、地域づくりと言われております。全国画一の政策では不可能なのです。町や地域がそれぞれ独自に問題や課題を設定し、それに見合った政策を展開していくこと、つまりは自治体の政策能力の問題であります。自治体の政策能力は、結局のところ、そこに働く職員の能力につながってくると思います。

町長はいつもおっしゃっています。職員の皆さん頑張ってください、あるいは、責任を果たしてくださいということをよく聞きますが、その職員の果たす役割、使命というのは非常に重要なのです。これからのこの山都町の行く末は、きょうは新しい課長さん方が執行席に座っておられます。3月定例議会と比べると、大分さま変わりしました。そういうことで、どうかひとつ、皆さん方が先頭に立って町長を補佐しながら、殻を破ってください。そして、町長がいつもおっしゃっているように、職員を生かして、地域に、そして、この町に貢献する職員をつくる。地域を活性化させる、そのためには、以前から言われているこのことが大変重要なのであります。

今回、7名の課長さんが誕生されました。また、職員の皆さんも定期異動で課員の人たちも入れかわりましたが、その中には同じ地区や同じ集落の人が同じ課で働いています。私は人事には口出しできませんが、地域班というこの山都町の職員の制度があるならば、その情報発信を考えれば、そういうことはいかかなものかと疑問を持ちます。そこまで考えての異動は発令されていないと思います。地域班を重視するならば今後の課題としておきます。答弁は要りません。

最後になりましたが、町長職は本当に精神的にも肉体的にも大変な激務です。どうか町長、健康、体調管理には十分気をつけて、そして、お酒もほどほどによろしく願いいたします。

続きまして、総務課長にお尋ねいたします。梅田町政の三つの重点プロジェクト、一つ、防災拠点を備えた総合体育館の整備、移住定住に向けた旧浜町庁舎跡地の整備、安心安全の農産物を生かした農業振興、以上の重点施策は順調に進んでいると思いますが、進捗状況を大体はお聞きしたかたんですけど、きのうから多くの質問者が質問されております。そして、答弁も行われておりますので、総務課長、簡単に、先ほどを申し上げました三つの重点プロジェクトの今後の取り組みというものをお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、御質問がございました三つのプロジェクトということで、まず、有機農業を中心とした安心安全まちづくりということでございますが、当初、梅田町政にしまして、各関係課でプロジェクトチームをそれぞれつくっておりますが、有機農業に関しますと、新たな取り組みが出てきたと。きょう、今までの答弁の中でも、県の試験場を使った部分で

すとか、あるいは東京事務所を介した山都町の有機農産物の商品の紹介があったりとかということで、新たなブランドに向けた取り組みもなされているというふうに思いますし、当時掲げました2,020人の目標にも、あと700名程度で有機農業の宣言も確定するというところでございます。あと1年少しでございますが目標に向けて進んでいくというふうに思います。

それから、移住定住でございますが、山都テラス、残り4区画ということでございます。完売に向けて取り組むということでございますが、それに加えて、やはり若者も住める公営住宅の建設もあわせて検討していくということで進んでいくというふうに考えております。

それから、体育館につきましては、いよいよ現場での測量が入るということで、いよいよ踏み出すというところでございます。数年後の完成に向けまして、いろんな方面からの意見をいただきながら、よりよい体育館づくりを目指しまして建築を進めていくという状況にあるというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今、荒木総務課長より答弁がございましたけれども、この三つの重点プロジェクトにつきましては、成果が上がるように着々と進んでいるということをお聞きいたしましたので安心していたしました。どうか頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。山都の各地区も田植えが終わりまして、自然豊かな風景に何かしら心が休まるものがありますが、先ほどからも話があったように、5月は雨が少なく、私たちの地域でも水不足のところもあり、田植えを心配していましたが、まだ一部にはおくらしているところもあり、一雨欲しいところでもあります。5月の異常気象、異常天候で、あの北海道では記録的な猛暑となったところもあります。地球の温暖化によって、北極海の氷河や永久凍土が溶けて、メタンの放出となる地球規模の変化が起こっているのです。この先、集中豪雨等が発生しないことを祈るのみであります。

私たちの町も、平成28年4月には熊本地震が発生し、追い打ちをかけるように、6月20日から21日の未明にかけて、記録的な豪雨により甚大な被害が発生しました。2019年3月発行の、平成28年熊本地震・豪雨災害記録誌である「明日への道標」ですね。この記録誌は、発生から復旧・復興の取り組み、それらの記憶を後世に残すべく、写真を多く使った編集構成は、改めて被害の甚大さ、自然災害の恐ろしさを痛感せずにはいられませんでした。

また、町長にお尋ねいたします。町長が就任され、今日まで最も力を入れてこられたのが、災害の復旧・復興の事業であったと思いますし、今年度も最重要課題として、特に農地等災害復旧事業には不退転の決意を持って働きかけを行われています。県、国に対する具体的な要望、陳情、あるいは施策があればお答えください。きのうの答弁は担当課長が行いましたので、この件に関しては、町長みずから、簡単で結構でございますので、どうか答弁をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） ちょうど豪雨災害から3年になろうとしております。先般来ずっとありますように、農業災害につきましては、まだ、契約率が5割というようなことで大変心配をしながら、どうしたらいいかなど。去年の暮れごろから、業者の方々、また担当者からも農災につ

いては公共災等に比べると工事の単価も安いし、また、特に道路に入ります敷鉄板等々についてが農災については全然認められないというような話の中で、やはり業者の方々が敬遠をされるというような話でございました。

そうした中で二十数億、23億ぐらいの仕事が残っておるといような話で、小運搬なり、いろんな部分について、どれぐらいの予算措置をしていこうかなというお話を担当課長といろんな話をしたところで、1割ぐらい要るとじゃなかかなといふことでもございました。2億ぐらいなら町の単独でも出してよかじゃなかかなという協議をしとった矢先に、おかげさまで地域振興局の農林部長が私の部屋に来た中でそういう話をしました。そしたら、もうあんたどんがせんなら、うちがするといふような形で、ちょうどそういう話をした中で、県のほうも腰を上げていただきながら、きのうも答弁にあったかなという思いでおりますが、そういう部分についても、県、国の事業がどうにか採択されるような形で、今年度からそういう形になるんじゃないかなという思いでおります。

そして、先般、先ほどありましたように、日本農業新聞の1面に、うちの農災の進捗状況が載りました。そればかりではなかったという思いでおりますが、県のほうも腰を上げていただきまして、土木部が乗り出していただきました。県の土木のほうは、これは農政ばかりに任せとっては大変かなという形の中で、土木部長が動いていただき、また、うちの振興局長も動いてもらったところでもございます。また、県議もそうでもございますが動いていただき、先ほどあったとおり、県の土木のほうは建設業協会にお願いをしながら、私たちは余りわかりませんが、ポイント措置を県内の業者の方全て、山都町の仕事をさせていただいた方々にとりう形の決定をしていただきました。これについては本当に農政部長、そして、土木部長、振興局長、県議、そして、最後にお願ひしたのは副知事でございましたが、そういう方々の思いやりのおかげと、これには感謝を申し上げながら、先ほど言いましたように、今年度と来年度でどうかして終わって、農家の方々、町民の方々が安心して営農ができる体制をつくっていききたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） そういうことで、要望あるいは陳情活動には、町長みずから足を運び、出向いて、現状を説明しながら、県や国の理解を得られております。どうか、この議案の中にもありますように、不転の決意を持って、この農業災害の復旧・復興に取り組んで、そして、一日も早くもとの姿に戻していただきたい。いろいろな事情はあるかと思ひますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の災害は、本当に矢部地区が発生件数の90%を占めるという多さでもございまして、その中でも被害が大きかったのが、この町の南西部、そこに住む住民の1人ですが、昭和63年の5・3水害、平成18年の梅雨豪雨、そして、28年の地震と梅雨豪雨、大きな被害にたびたび見舞われてきました。その都度、行政や地元、あるいは業者さんの協力によりまして、復旧・復興をしてみましたが、今回はいろいろな事情が重なりまして工事完了がおくれております。災害場所を見て回りますと、当時のままで、雑草が生い茂り、農道は壊れ、重機は入らず、水田あるいは畑は放棄地となって、問題となっている有害獣のイノシシのすみかとなっているようなとこ

ろもあります。

3年もすれば、当時の状況が風化していきます。28年度豪雨災害の被害状況については、その都度報告があっており、また、3年前の発生件数と現状ということで、きのうから説明があっていますので、ここは省略をいたしますが、少し教育委員会と農林振興課、そして建設課にお尋ねをしたいと思います。発生件数とか現状は結構です。

まず、建設課ですね。主要道路として、生活道路として欠かせない県道、町道も、当時は本当に全面通行どめのところが多く、特に県道横野矢部線、下矢部西部地区の一番大事な道路でございましたけれども、崩落の現場を見ると、本当にこれは何年かかるとかなと思いつつも、短期間の中に工事が完了いたしまして、県や町当局の努力、本当に心から感謝をしたいと思います。思ったより早く復旧しましたね。

そして、あと一つ、県道でございますが、今なお通行どめとなっている清和砥用線の津留、菅間の見通しを教えてください。ここには、猿ヶ城キャンプ村の改装も控えておりますので、管理者の方には、本当に問い合わせ等も多く、一日も早く万全の対応をとっていただきたいということで、このあたりがどうなっているかだけを説明していただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。県道清和砥用線の津留地内の災害復旧工事については、きのう、県のほうに再度確認しましたところ、5月末に現場のほうは完了しており、通行どめは解除されています。手続上は、6月11日に正式に解除されたというふうに聞いております。

また、県道の災害復旧の工事期間中に迂回路として利用してございました町道の鶴ヶ淵線の工事については、今度の6月の入札にかける予定で、今準備を進めているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） せっかく猿ヶ城キャンプ場、指定管理も決まっておりますので、一日も早く利用ができるように、安心されるように、お願いをしたいと思います。

次に行って、教育委員会にお尋ねいたします。

先ごろ、立派な山都町防災マップが配付されましたね。以前の担当者、御苦労さまでございました。重要なところ、特に地元の避難場所として万全かどうか、もちろん家庭でも話し合ったわけでございますけれども、そういうものを確認しながら、そういう緊急避難所となっているところを見て回りましたが、その中で、一つ雨漏りがしている避難所がありました。

そこは平常時でも雨の場合、使用ができなくて、この3年間、全然使われていなかったわけですね。そういうことで、大変御不便をかけておりましたが、地元要望もありまして、私も担当課のほうに交渉しましたら、その時点では、予算措置もありません、いつになるかわかりませんということだったんですね。私は本当にかっかりいたしましたよ。こんなおかしいことはない。緊急避難所となっているのに、そこを利用できない。果たしてこういうことが許されるのでしょうかということで強く抗議をいたしましたところ、今回の補正予算に計上されているようでございますので、どうか一日でも早く工事をされまして、安全な避難場所を確認してください。何か教育委員

会から答弁があれば答えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。議員がおっしゃられましたその緊急避難場所の施設というのは、体育館のことであるというふうに認識しております。平成28年の地震災害で、下矢部西部体育館については大きな被害を受けました。その被害額からも大変甚大なものがありましたので、文科省の補助事業を使いながら、平成29年9月末までに一旦その地震災害の復旧は終わったところでございましたけれども、その後、ありましたように雨漏れが発生をしたところでございます。この雨漏れ復旧については、昨年ぐらいからひどくなってきたもんですから、これに向けて、さっきの今年度の補正予算をとりながら、今年度はしっかりと復旧に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） そういうことであれば納得をいたしますけれども、今後そういういろんなことで指定した場所が安全かどうかというのは、どうかひとつ課長クラスの皆さんも、縦横の連絡をとりながら、やっていただきたい。このことを要望しておきます。

次に、農林振興課については、きのうから多くの方が質問をされておりますので、課長、課長も一部の人に資料をやるのではなくて、全議員に状況とあれを……。1人だけしかやっとならなんでしょう。藤澤議員だけは何か資料を見て話されておりましたよ。ほかの人たちは何ば見ようとかって。そういうことじゃいかんですよ。やっぱり資料は。この前も何か行政報告の中で、資料もなくしておりましたけれども、やっぱり資料をやれば質問も省略できるわけですね。今回は、農災については町長みずから頑張っておられますので、何も言うことはありません。一日も早くもとの姿に戻して、農家のやる気を引き出して、集落に元気と活気を取り戻していただきたい。そのことだけをお願いしておきます。

時間も着々と進んでおりますが、余り欲張った関係で……。

次に進みます。道路網の整備について質問いたしますが、私がここで言うのはおこがましいんですが、道路は利便性だけでなく、多くの人を流入をもたらしますね。平成30年12月に九州中央道、山都中島西インターが開通しました。町長の報告によりますと、ことしは60億1,000万の予算が計上され、このまま順調に行けば、あと数年後には矢部インターまでの開通が期待できます。

この道路の開通によって、どのような経済波及が、あるいは効果があるのか。このことは町の姿を大きく変える一大転機となります。中央道の開通に伴う町の施策について、1番議員だったかな、きのう、系列的に質問をされておりましたので、どうしようかな、質問するかな、大事なことは質問しようかな。

そういうことで、私たちの町の観光客受け入れについては、それぞれ今、いろんな計画、あるいは実行されております。まず、観光拠点へアクセスする道路、それから、駐車場、トイレの整備、そして、食事を提供する食堂、あるいはレストランの整備。そしてまた、お土産を含む地域産物を提供できる物産店。このことは道の駅もプロジェクトチームを組んで取り組んでいるとい

うことを聞いておりますので、ぜひとも、誰かが言っていたように開通後では間に合いません。今から開通を見据えたところの実施、実行をお願いしたいと、このように思います。

また、観光拠点の整備についても、これも今からやっていかなければ間に合いませんよ。この町は、九州中央山地の国定公園、それから、また矢部周辺県立公園があります。そして、県内最高峰を初め、多くの山岳森林がそびえておりますし、また河川でも、五ヶ瀬川とか緑川とか、あるいは溪谷では、蘇陽峡、緑仙峡、内大臣峡、矢部の四十八滝など、豊かな自然がいっぱいありますね。自然に恵まれております。この自然を生かさない手はありません。どうかひとつ、このあたりのところも考えられまして、拠点の整備をお願いしたいと思います。

また、歴史文化財も、阿蘇家の歴史、あるいは、今は随分荒れていますが、少しは整備されておりますが岩尾城跡、それから、きのうからも話が出ているように、この町の最大の目玉であるところの通潤橋、祭りでは八朔祭、あるいは馬見原の火伏地蔵祭、このようなものが歴史的、あるいは文化財的にもございますので、ぜひとも整備、宣伝、このようなことを行っていただきたいと思っておりますし、神社仏閣でも、きのうはちょっと幣立さんのこともテレビで放映され取りましたけど、ここが出るのかなと思っていたんですが、さっと通り過ぎただけであります。それから、男成神社とか、小一領神社とか、たくさんのそういう歴史文化財とか神社仏閣がございますので、どうかこのあたりのところの整備をお願いします。

それから、これが一番大事ですね。町民あるいは職員の町づくりに対する意識向上ですね。今のところ、一部の人たちは一生懸命に、この開通を目指して取り組んでおられますが、これから先は、この意識づくりというのを全町挙げて取り組んでいただきたい。例えば講演会、あるいは研修、あるいは先進地視察。特に、これからの若い人を中心に。私たちは先が余り長くありませんので、若い人を中心にグループをつくっていただきまして、将来は九州の軽井沢、このことを目指していただきたいと思っております。矢部まで開通すれば、通勤通学が可能となりまして、また、Uターンもふえるのではないかと。この地で生まれ、外で生活をされていた人たちを呼び戻す運動、お帰りなさい運動を展開されてはいかかでしょうか。これは答弁は要りません。

そしてまた、産業振興としては、この町の7割を占める山林原野について、特に山の資源、スギ、ヒノキを生かした住宅建設など、そしてまた、それを利用しての加工所など、このようなことを推進するべきだと思います。このことも答弁は要りません。

次は、企画政策課長をお願いいたします。山都中島西インターまでの開通、そして数年後には、矢部インターまでの開通が現実になりましたね。そして、この道路の建設に携わってこられた国、県、町はもとより、関係市町村、あるいは各団体、建設促進期成会、地域住民の皆さん、地権者、全ての人の理解と熱意に対しまして、私も過去、沿線議会の要職にありましたので、当時を振り返りながら、本当にそういう人たちに対し、心から感謝をいたします。

企画政策課長にお尋ねいたします。矢部蘇陽間の計画段階評価の実施が決定しましたが、これから先、今後のスケジュールはどうなっていますか。相当な時間と予算が必要と思っておりますので、このスケジュールを知らせていただきたいと思っております。簡単で結構です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。矢部から蘇陽間の計画段階評価の着手に向けまして、沿線市町村期成会、住民の皆様の御協力を得ながら、昨年度においては特に力を入れて要望活動を行ってきたところです。本年3月末に計画段階評価を進めるための調査に着手されることが発表されたところでございます。今後の日程につきましては、具体的には日程のほうは未定ではございますが、地方小委員会を経て、沿線市長、団体の代表者、地域住民、企業等にヒアリングやアンケート調査の意見聴取が実施されることとなります。

まず、地方小委員会で審議されることが最優先となりますので、早期着手に向けた要望活動をさらに進めていきたいと考えております。通常は、計画段階評価着手から概略ルート、構造の決定まで3年ほどを要しますが、一日も早い採択に向けまして、今後も沿線市町村、期成会の皆様、地域住民の皆様の御協力をいただきながら、さらなる要望活動を行ってまいります。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） そういうことで、まだまだこれから先、時間と予算も伴います。私たちも、期成会を中心に、また町長を中心に、チーム山都として、この矢部蘇陽間の早期着工、早期完成を目指して取り組んでいかねばなりません。

次の質問に移ります。これは建設課長にお答えください。

主要地方道矢部阿蘇公園線についてでございます。この道路は、熊本県が古くから計画している矢部と阿蘇を結ぶ主要地方道として位置づけていますが、これまで218号の畑の分岐点から御所までを改良、改修されています。山都町御所地区と南阿蘇村、久木野地区間が未開通部分として残されております。昨年は調査費が予算化されましたが、その後の進みぐあいはどうなっていますか。地元期成会をつくり、議会も特別委員会を設置し、要望、陳情活動を行っております。いずれにいたしましても、中央道と阿蘇公園線のこの両路線が山都町発展の機軸となることは間違いありません。建設課長。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。主要地方道、矢部阿蘇公園線の事業の進捗状況ということで、まず、路線の概要ですけれども、総延長が28.6キロ、山都管内で13.4キロ、南阿蘇管内で5.7キロ、そのうち未開通区間が9キロございます。

現在、工事が進められているのは、山都管内の生活関連道区間の御所地区の500メートルの区間でございます。改良事業も熊本県で施工されているところですが、本年度の工事で最終区間の舗装が発注されております。現計画での事業はこれで完了するという見込みです。

一方で、未開通区間9キロの整備促進につきましては、南阿蘇村と連携し、整備促進期成会同盟を組織して、事業化に向けた要望活動を展開していることはもう御承知のとおりです。熊本県では、平成29、30年度の2ヵ年で、調査費という項目で予算が計上されました。この調査は、いわゆる道路整備における3便益というのがあるんですけれども、これ以外での整備効果、観光、産業、物流、それに防災・減災からの観点からの材料を積み上げて、事業の妥当性を評価することを目的とした調査で、県道路整備課、上益城、阿蘇地域振興局の土木部、それに南阿蘇村と本町の五つの機関で勉強会を重ねているところです。これには、山都からは私以下、担当3名で参

加しているところです。近いうちに、その成果が示されると思っております。まだ県のほうからは特段返答はあっておりませんが、何らかの形で成果が示されることを期待しているところです。

事業化までには、まだまだ高いハードルがあると思っておりますけれども、今後においても、期成会として引き続き要望活動を展開していくこととしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） ただいま建設課長より説明がございましたように、今から先、やっぱり要望、陳情活動を地道に、そして大々的に行って、一日も早くこの路線が開通できるように取り組んでいただきたいということを切にお願いを申し上げます。

次に、これも建設課長ですが、町道について質問をしてみたいと思います。

私たちの町は、隣接する町村が大変多いですね。私がここで一々その町の名前を読み上げるのは省略いたしますけれども、そういうことで、国道あるいは県道、あるいは町道で、隣町と歴史的にも古くからつながっております。私のおりますところの山都町南西部は、国道も県道も、そして町道も、それぞれ美里町、あるいは御船町と関係があります。国道218号は美里から山都町へ入ってきますが、40年ばかり前にバイパスが開通いたしまして、大変最近では交通量も多くなり、甲佐や松橋方面に対するとおりの利便性は格段に向上しております。

それに伴いまして、218号の旧道です。ここは急峻な崖と谷でありまして、前は国道だったんですが、今は町道として、白小野鶴越線、これが山都町の管理です。そして、金木鶴越線が美里町管理になっています。この道路を白糸第三地区の皆さんが生活道路として利用されておられることは、もう皆さん御承知のとおりでございます。そのために、30年度に美里町地内の町道金木鶴越線工事負担金事業として、618万3,000円を予算化されましたが、諸般の事情により、今回、繰越明許費として令和元年に処理となりました。工事内容、負担率などの負担金事業を簡単にお聞かせください。

続きまして、もう一件、もう続けて。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） なお、美里町の御理解と御協力によりまして、着々と工事が行われているもう一件の大事業の北野柚木線の改良工事も、ここに来まして、もうすぐ完成するのではないかと感じておりましたが、岩が出てまいりまして工事が大変難航しております。この事業もいよいよ大詰めですが、この事業についても簡単に説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。美里町の町道と連結する町道は、議員おっしゃいましたように、白小野鶴越線と柚木砥用線の2路線があります。ちなみに県道では清和砥用線と横野矢部線と連結する困砥用線、この2路線があります。管理区間については、町道台帳で相互協議の上、決定しているところです。工事を施工するに当たっては、それぞれの路線で通行量調査を実施し、それに応じて負担割合を決定し、協定書を交わして、工事の設計に入っているとこ

ろです。

まず、先ほど議員がおっしゃいました美里側の発注で実施されています金木鶴越線の維持工事ですけれども、昨年発注されまして、町道の流末処理、暗渠の整備と、その周辺の舗装工事が今、施工されています。事業費は、現在のところで約1,000万というふう聞いておまして、聞いておりますというよりも、1,000万で発注してあります。工期は6月30日までで設定してありますので、もう終盤に入っているという状況です。負担割合は、美里町が31.3%、山都側が68.7%となっております。

それから、柚木砥用線ですけれども、これは両方から改良工事のほうを進めてきています。議員おっしゃいましたように、オープンでカットするところに岩が発生して、非常に工事が難航しているところでありましたけれども、恐らく、遅くとも来年度までには完了する見込みです。ちなみに美里側のほうは、ことし終了する見込みで発注をしてあるというふう聞いております。負担割合ですけれども、美里町が12.7%、山都側が87.3%となっております。工事の施工延長ですけれども、山都側が310メートル、それから、美里側が560メートルで、これまでにかかっております総事業費として、山都側が約2億8,000万、美里側が3億6,000万で施工しているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） そういうことですね。両事業とも山都町単独ではできません。やはり隣接する町、特に美里町には大変お世話になっておりますが、私も以前から知っておりますので、議会と御協力をいただきながら、この両路線の早期開通については、これから先も訴えていきたいというふうに思っております。

白小野鶴越線についても、もう少し時間がございますので申し述べておきますが、長年の懸案であった用地交渉がまとまりまして、ことしは測量設計の予定であります。一日も早い着工と完成を期待いたしますが、川井野トンネルから目丸方面に向かうところは、先ほど申し上げましたように非常に崖と谷でございますので、全面的な改修、改良工事はできませんので、できる限りカーブカット等を行いながら、地元、住民の皆さんの要望に応えていただきたいというふうに思います。

今回、最後の登壇となりました。次からはもう少ししっかりと、どういう質問をされるかを皆さん方と少し打ち合わせしながらやっていかないとやなかかなと思っております。一番最後を3回も4回も務めると、大トリではございませんが、そういうことでおさらいをして、質問するのめいかなものかと思っておりますので、今回、本当に最後の最後まで真摯な御答弁ありがとうございました。また、議員の皆さん方も長い間御苦労さまでございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、12番、藤川憲治君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2 時09分

6 月 13 日（木曜日）

令和元年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年6月6日午前10時0分招集
2. 令和元年6月13日午前10時0分開議
3. 令和元年6月13日午後2時40分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)
 - 日程第1 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第2 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第3 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第4 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について
 - 日程第5 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第6 報告第9号 平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第7 議案第30号 専決処分事項(平成30年度山都町一般会計補正予算第7号)の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第8 議案第31号 専決処分事項(山都町税条例等の一部改正)の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第9 議案第32号 専決処分事項(山都町国民健康保険税条例の一部改正)の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第10 議案第33号 専決処分事項(工事請負変更契約の締結)の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第11 議案第34号 山都町営グラウンド条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第35号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第36号 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第37号 令和元年度山都町一般会計補正予算(第1号)について
 - 日程第15 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
 - 日程第16 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 - 日程第17 同意第3号 山都町副町長選任について同意を求める件
 - 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第22 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
 - 日程第23 委員会報告 陳情等付託報告について

日程第24 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査
申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 教 育 長 | 井手 文雄 |
| 総務課長 | 荒木 敏久 | 清和支所長 | 渡辺 八千代 |
| 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 | 会計管理者 | 緒方 功 |
| 企画政策課長 | 藤原 千春 | 税務住民課長 | 田上 るみ子 |
| 健康ほけん課長 | 河野 君代 | 福祉課長 | 高橋 季良 |
| 環境水道課長 | 増田 公憲 | 農林振興課長 | 山本 敏朗 |
| 建設課長 | 佐藤 三己 | 山の都創造課長 | 藤原 章吉 |
| 地籍調査課長 | 上田 浩 | 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 |
| 生涯学習課長 | 工藤 宏二 | そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 |
| 監査委員 | 志賀 美枝子 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第1、報告第4号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、報告第4号について説明いたします。

報告第4号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「虹の通潤館」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

令和元年6月6日提出、山都町長。

有限会社「虹の通潤館」につきましては、平成8年4月に、農林産物、畜産物、加工品、観光物産等の販売を目的に設立された有限会社でございます。当時は物産館を運営しておりましたが、平成14年から宿泊施設の運営が新たに加わり、国民宿舎のリニューアル後の運営もあわせて行っていたところです。平成26年4月からは、国民宿舎の運営のみを行っております。本年1月には、大阪に本社を構える株式会社ジャパックスが150万円を出資、経営参画し、資本金総額500万円となり、町が200万、JAかみましきが75万円、山都町商工会が75万円を出資しております。現在の役員体制は取締役4名、監査役2名の体制です。事業内容につきましては、昨日報告しておりますけれども、割愛してもよろしいでしょうか。

それでは、9ページの損益計算書をごらんください。

売上高ですけれども、2億593万4,163円が売上総額でございます。

次に、期首棚卸高と仕入高を足しまして、期末棚卸高を差し引いた売上原価の合計が4,552万5,810円となり、売上総利益が1億6,040万8,353円となります。この金額から販売費及び一般管理費である1億6,698万9,398円を差し引いた営業損失が658万1,045円となります。昨年が1,668万円ほどのマイナスでしたので、1,000万ほど改善をしております。

販売費及び一般管理費については、10ページに内訳を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

受取利息や雑収入の営業外収益を足しまして、営業外費用を差し引いた経常利益が897万4,196円となり、特別利益を足して、税引き前当期純利益が1,047万4,196円となります。さらに、法人税、住民税、事業税の7万1,006円を差し引いた当期純利益が1,040万3,190円となります。

次に、8ページの貸借対照表をごらんください。

損益計算書によります当期純利益が1,040万3,190円と説明をいたしましたけれども、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金マイナス2,586万円ほどありましたけれども、それとあわせまして、当期の繰越利益剰余金はマイナス1,545万8,844円になり、1,000万程度改善したことになります。

現在の純資産の合計は、マイナス658万3,844円となっております。

以上、有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は、報告済みとします。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 報告には質問はできないっていうのは重々承知しているんですけど

ども、きのうの一般質問で答えていただけなかった部分がありますし、虹の通潤館についてはいろいろ問題があつてのきょうの報告ですので、お尋ねを許していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） 報告については質問できませんので、却下いたします。

日程第2 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第2、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 報告第5号について説明いたします。

報告第5号、株式会社まちづくりやべの経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、株式会社まちづくりやべの経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

令和元年6月6日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、平成28年度からNTT光コラボ事業やプロバイダー事業などの通信事業にも取り組んでおります。

資本金は2,000万円で、内訳は町が200株1,000万円、個人出資分は161株89名ですが、805万円、自社株39株195万円で構成されております。

役員は、1ページのほうに役員の記載がございますけれども、役員については取締役5名と監査役2名となっております。

2ページに社員の状況が記載されております。全社員数46名となっております。

まず、5ページの損益計算書をごらんください。売上高ですけれども、派遣事業、企画事業、地籍事業、通信事業、家賃収入を合わせまして1億8,655万2,571円が売上総額でございます。

次に、売上原価の合計が8,809万8,751円となり、9,845万3,820円が売上総利益でございます。

次に、販売・一般管理費の合計が9,344万7,316円ございまして、こちらの一般管理費を差し引いた営業利益が500万6,504円となります。

営業外収益99万386円を足して、営業外費用1万3,928円を差し引いた経常利益が598万2,962円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税等を合わせた法人税等充当額100万145円を差し引いた当期純利益が498万2,817円となります。

事業内容については、3ページに部門ごとに記載してあります。

まず、人材派遣事業部ですが、町立保育園5園の派遣社員15名とそよう病院、民間企業2社との契約を行い、その労務管理を行っております。一番下の粗利の欄ですけれども、粗利が193万5,000円でございます。

地籍調査事業部につきましては、一筆地調査を主に行っております。粗利3,255万円となっております。

企画事業部は中心市街地の活性化事業を主に担当し、利益の少ない事業が多く、粗利としてはマイナス287万3,000円となっております。

通信事業部では、NTT光コラボ事業や携帯電話事業に取り組み、現在、初期投資の期間で、2年後黒字化する見込みと伺っております。粗利はマイナス539万2,000円です。

次に、4ページの貸借対照表をごらんください。先ほどの損益計算書によります当期純利益が498万2,817円と説明をいたしましたけれども、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金が4,123万ほどでしたので、それとあわせて、当期の繰越利益剰余金は4,621万7,576円になります。

現在の純資産の合計は、6,506万7,576円となっております。

以上、株式会社まちづくり矢部の経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第3 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第3、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第6号について説明いたします。

報告第6号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

令和元年6月6日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化の伝承を啓発し、また、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化村を創造するという設立目的を達成するために、積極的な取り組みを行っていただいております。

清和文楽は、元来、農村舞台で春の豊作祈願や秋の願成——豊作だったことを感謝する祭りで、奉納芝居として定期的上演され、伝承されてきました。秋の願成祭りの再現として、薪文楽の催しに加え、昨年4月に豊作祈願の祭りの再現として、「清和文楽 春の豊作祈願公演」と題しまして、大川阿蘇神社の農村舞台上演しました。あわせて開催された山都フットパス協会主催の清和大川フットパスも行われて、多くの方に来場いただいたところです。

7月には、前年度、熊本地震復興支援「能・清和文楽人形芝居共同公演」で支援いただいた能楽師櫻間家当主桜間右陣氏との縁で、横浜能楽堂で、能、狂言とあわせて文楽を上演することができました。

その他、佐賀県鳥栖市の商業施設フレスポ鳥栖での公演ですとか、関東、関西で6カ所の公演

を行うなど、全国に清和文楽を広める活動ができたところです。

その他、後継者の技芸向上のため、淡路人形座の協力を得て、10日から1カ月の期間で、数回にわたり、人形遣い1名の研修を行っております。

まず、2ページをごらんください。⑤役員等に関する事項でございますけれども、理事が3名、評議員7名、監事2名となっております。

次に、⑥職員に関する事項です。職員は8名、このほか、パート10名と清和文楽人形芝居保存会が8名です。

次に、3ページに、(4)管理施設の概要として、各施設の概要が記載されております。

4ページに移りまして、2、全体行事経過として、理事会、評議委員会、監査等の開催状況でございます。

3の利用者数の状況ですが、文楽館、天文台、物産館合わせまして、平成30年度は、合計が出ておりませんが、7万7,389人の利用がっております。平成29年度が7万1,260人ですので、6,129人増加していますし、震災前の平成27年度が7万6,243人ですので、震災前を上回る数字となっております。

5ページから15ページまでは、各施設ごとの事業報告になっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

16ページから決算報告書になっておりますけれども、19ページの正味財産増減計算書内訳表をごらんください。

文字が小さくて申しわけございませんが、ごらんのとおり、清和文楽館、天文台、物産館、法人会計、合計と分かれておりますので、一番右端の合計欄で説明をさせていただきます。

一番左側の科目の欄の3段目(1)経常収益の欄からでございますけれども、基本財産運用益として1万7,226円、天文台販売収入27万5,191円、郷土料理事業収入3,204万6,384円、受取利息180円、利用料金収入2,061万1,636円、受託事業収入2,166万5,300円となっております。うち、受託料収入の2,141万6,688円は指定管理料となります。物産館販売収入7,992万599円、加工事業収入584万5,030円、雑収入を加えまして、経常収益計が1億6,274万8,242円となります。

次に、経常費用でございます。販売等の仕入れ、給料、人件費、消耗品、光熱水費を含めまして、事業費の合計が1億5,701万1,294円です。

20ページに移りまして、中段より下のほうになりますが、管理費の合計が527万6,280円となり、21ページの上段に経常費用計が記載されておりますけれども、1億6,337万7,574円となり、2段下の欄になりますが、当期経常増減額、経常収益から経常費用を差し引いた額になりますが、その金額がマイナス62万9,332円となります。

施設ごとに見ますと、文楽館がマイナス382万8,982円、天文台が48万2,397円の利益です。物産館が906万2,405円のプラスです。法人会計なんですけれども、施設全体に係る分として、マイナスの634万5,152円となりまして、先ほど申し上げました当期経常増減額がマイナス62万9,332円となります。

さらに法人税、住民税及び事業税の7万1,000円を差し引きまして、一般正味財産増減額がマ

イナス70万332円となります。昨年度末での一般正味財産期首残高が8,930万613円ありましたので、一般正味財産増減額のマイナス70万332円を差し引きますと、一般正味財産期末残高が8,860万281円となります。これに指定正味財産、出資金ですけれども、3,000万円を加えますと、一番下段の正味財産期末残高の1億1,860万281円となります。

次に、17ページに戻っていただきまして、貸借対照表内訳表をごらんください。

資産の部、1、流動資産と、2、固定資産の合計が、資産の部の一番下になりますけれども、資産合計1億3,128万4,837円となります。この資産合計から18ページの負債合計の1,268万4,556円を差し引きますと、Ⅲの正味財産の部の下から2段目になりますけれども、正味財産合計、通常の純資産に当たる部分ですけれども、1億1,860万281円となります。

以上、一般財団法人清和文楽の里協会の経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第4 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第4、報告第7号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第7号について説明いたします。

報告第7号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

令和元年6月6日提出、山都町長。

有限会社「そよ風遊学協会」は平成9年3月に設立し、都市で享受することのできない山村が持つ四季折々の風土や自然条件を活用した多自然居住空間の創造を図る目的で、そよ風パークの運営を行っております。

また、事業の実施により、交流人口の増大、地場産業への経済効果等を通じて、若者の定住促進を目指すものです。

役員体制は取締役5名、監査役1名で、職員の状況は社員10名、パート24名、レストラン支援部10名、警備員1名の計45名です。

事業内容については、割愛をさせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、7ページの損益計算書をごらんください。純売上高ですけれども、2億3,433万3,457円が売上総額でございます。

次に、フロント、レストランなどの売上原価が8,360万6,628円となり、売上総利益が1億5,072万6,829円となります。この金額から販売費及び一般管理費を差し引いて営業損失が643万3,393円となります。販売費及び一般管理費については、8ページに内訳を記載してありますの

で、後でごらんいただきたいと思います。受取利息や雑収入の営業外収益を足して、営業外費用を差し引いた経常損失が666万7,276円となり、前期損益修正損を引いて、税引前当期純損失が661万1,276円となります。さらに、法人税、住民税及び事業税等を合わせた18万3,544円を差し引いた当期純損失が679万4,820円となります。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。先ほど、損益計算書によります当期純損失が679万4,820円と説明をしましたがけれども、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金マイナス1億2,526万8,865円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金はマイナス1億3,206万3,685円となります。現在の純資産の合計はマイナス3,206万3,685円となっております。

以上、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第7号の報告が終わりました。

よって、報告第7号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第5 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第5、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 報告第8号について報告させていただきます。

報告第8号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「清和資源」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し、報告します。

令和元年6月6日提出、山都町長。

清和資源につきましては、平成13年6月に、測量業務・地籍調査等の一筆地調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。

役員は取締役4名、監査役2名となっております。

平成29年7月から山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

1ページ目は、一筆地調査測量業務等の受託状況でございます。

2ページ目は、鳥獣処理加工施設の処理実績でございます。

平成30年度は開設2年目となり、4月から翌年3月まで、1年間を通して、イノシシ、鹿合わせまして729頭の持ち込みがっております。

昨年の販売量は2,178キログラムでしたが、本年度は8,713キログラムとなっております。主な販売先は、居酒屋チェーンの夢屋、飲食店椿説屋などとなっております。

そのほか、県内外のイベントに出店しまして、販路の拡大に努めているところです。

それでは、3ページからの第18期の決算報告書で御説明いたします。

5ページの損益計算書をごらんください。売り上げです。測量設計受託収入5,986万4,400円。測量助手人夫賃収入としまして、515万2,712円となっております。また、鳥獣処理加工所につい

ては、精肉加工品販売収入1,758万4,200円、鳥獣施設受託収入388万8,000円。これは町からの委託料です。測量設計委託業務と鳥獣処理加工所を合わせた純売上高は8,648万9,312円となります。製造原価1,186万4,500円を差し引きまして、7,462万4,812円が売上総利益でございます。製造原価の内訳につきましては、7ページに記載してありますので、後でござらんください。

5ページに戻っていただきまして、販売費及び一般管理費としまして、5,045万3,108円でございます。

この一般管理費につきましては、次の6ページに内訳を記載してありますので、後でござらんいただきたいと思ひます。

5ページの損益計算書に戻っていただきまして、これらの一般管理費を引いた残りの営業利益が2,417万1,704円となっております。その他営業外収益を足して、営業外費用を差し引いた経常利益が2,372万3,304円となります。特別利益といたしまして、貸倒引当金を3万8,000円戻入し、特別損失として貸倒引当金に6万1,000円繰り入れ、税引前の当期純利益が2,370万304円となります。法人税、県民税、事業税、町民税等を合わせました712万9,200円を差し引いた当期純利益は、1,657万1,104円となります。

4ページをお願いいたします。貸借対照表でございますけれども、一部について説明させていただきます。

損益計算書による当期純利益が1,657万1,104円でしたが、下の純資産の部をござらんいただきますと、前年度までは繰越剰余金の1億746万7,644円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億2,403万8,748円となります。資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は1億2,703万8,748円となっております。

以上、有限会社「清和資源」の経営状況報告を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 報告第8号の報告が終わりました。

よって、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第6 報告第9号 平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第6、報告第9号「平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 失礼します。報告第9号、平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

2枚目をござらんください。1款総務費1項総務管理費、事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（下鶴水道）。

工事内容は、下鶴地区水道施設の本館の更新工事になります。金額250万9,000円、翌年度繰越額245万9,000円です。

左の財源内訳につきましては、国支出金200万円、一般財源45万9,000円です。表内の計につきましては、同額でございます。

令和元年6月13日提出、山都町長。

繰り越すことになった理由につきましては、本工事は町道水の田尾下鶴線道路改良工事と同時に施行しております。

しかし、先行していた道路改良工事において、河川護岸の修正設計が生じたため、約2ヵ月間に及ぶ中断となり、あわせて繰り越すことになったものです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 報告第9号の報告が終わりました。

よって、報告第9号「平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第7 議案第30号 専決処分事項（平成30年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第30号「専決処分事項（平成30年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第30号、専決処分事項の報告、並びにその承認を求めることについてを説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、平成30年度山都町一般会計補正予算（第7号）について。

令和元年6月6日提出、山都町長です。

提案理由です。

平成30年度山都町一般会計補正予算（第7号）について、年度内に定める必要がございましたが、議会を招集する時間の余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。それでは、予算書で説明をしたいというふうに思います。

まず、歳出から説明いたしますので、16ページをお願い申し上げます。

2款1項の22目山の都創造ファンド事業費と23目熊本地震復興基金交付金事業費ですが、それぞれの事業費が確定したことにより補助金の減額をしているところでございます。

続きまして、2款3項戸籍住民登録費、4款1項保健衛生費、5款2項林業費につきましては、それぞれ県から権限移譲事務委託金の減額に伴い、財源の組み替えを行ったものでございます。

6款1項7目ふるさと寄附金事業費です。寄附金額と返礼品等の経費を精算いたしまして、6,850万円ほど減額しております。

18ページをお願い申し上げます。7款1項1目土木管理総務費は、木造住宅耐震化事業に係る熊本地震復興基金から特別交付税に財源を組み替えたものでございます。

10款1項2目過年度農業施設災害復旧費ですが、15節工事請負費の増額4,000万円は現場仮設

費の追加が主なものでございます。3目現年度林業施設災害復旧費は、起債対象となった分の財源組み替えです。

2項1目現年度公共土木施設災害復旧費は、国との協議によりまして、翌年度に振りかえを行うものです。2目過年度公共土木施設災害復旧費は、財源の内訳のところをごらんいただきますと、過年度分につきまして、国の財源調整で、工事完了年度に補助金が交付されない分を一時的に町費で立てかえたものというものでございます。工事費565万9,000円を計上しております。

20ページをお願い申し上げます。基金費になります。1目の財政調整基金から12目通潤橋未来への架け橋基金まで、それぞれ積み立てを行うものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、9ページをお願い申し上げます。

2款の地方譲与税から12ページの12款交通安全対策特別交付金につきましては、補正予算第6号の議決後に確定しました譲与税、交付金額の金額に合わせまして、今回補正を行ったものでございますが、その中で、12ページ、11款の地方交付税について説明をしたいと思っております。

今回、特別交付税が確定しましたので、2億1,162万2,000円を増額補正し、総額で57億4,798万8,000円となるものでございます。平成29年度決算額60億8,890万2,000円と比較いたしますと、3億4,100万4,000円の減少と、厳しいものになりました。

次に、13ページの15款国庫支出金から14ページの18款寄附金などの特定財源につきましては、歳出予算のところで確認いただいておりますので、省略したいと思います。

続きまして、19款繰入金につきましては、事業費の確定に伴いまして、財源調整を行い、それぞれの基金に繰り戻すこととしたところでございます。

22款町債につきましては、それぞれ事業費の確定などにより、今回、精査を行った金額によるものでございます。

ページを戻っていただきまして、4ページをお願い申し上げます。2表の繰越明許費補正でございます。さきの報告第2号の繰越明許費繰越計算書で説明を申し上げたものでございます。

次に、6ページをお願いします。3表の地方債の補正でございます。災害復旧事業債の限度額を5,620万円に変更するものでございます。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願い申し上げます。

平成30年度山都町一般会計補正予算。

平成30年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億612万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加、変更は、第2表、繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債の補正による。

平成31年3月31日専決、山都町長です。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「専決処分事項（平成30年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第31号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第31号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） それでは、議案第31号について御説明いたします。

議案第31号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町税条例等の一部改正について。

令和元年6月6日提出、山都町長。

平成31年3月29日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が平成31年4月1日から施行されることに伴い、山都町税条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、御報告いたします。

内容をごらんいただきますと、1条から5条までの5条だけになっておりまして、4条と5条につきましては、未施行でありました山都町税条例等の一部を改正する条例を改めて改正するものです。

お配りしております資料の一番最後に、主な改正についての資料をつけております。逐条よりもこちらのほうがわかりやすいと思いますので、これで御説明をさせていただきたいと思っております。

1番から7番までが主な改正の概要になります。条項によって、施行期日が少しずつ変わっております。

個人住民税につきましては、1番から3番までが主な改正点でございます。

まず、1番目の個人住民税の非課税の範囲の改正でございます。子供の貧困に対応するため、

事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年度合計所得が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする改正をしました。あわせて、単身児童扶養者の扶養親族申告書の記載事項追加についても改正しております。

現行の個人住民税の非課税措置の範囲は、前年度合計所得が135万円以下の障害がある方、未成年者、寡婦についてはとなっておりますが、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親、いわゆる未婚のひとり親を非課税措置の対象に加えるものです。

2番目に、寄附金控除（ふるさと納税）の改正でございます。ふるさと納税制度の見直し後の制度において、一定の見直し基準に適合する団体として、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した団体に対する寄附金がこれまでと同じ特例的な税額控除の対象となる改正でございます。資料に載っておりますとおり、1番と2番、2点を満たすことが条件となっております。

3番目は、個人住民税における住宅ローン控除に係る対応です。消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除期間が3年間延長され、11年目以降の3年間について、消費税増額分に当たる建物取得価格の3分の2%の3年の範囲内で所得税から控除が行われます。

今回の改正に伴い、これまでと同様に、所得税から控除し切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する改正です。

次に、固定資産税の関係です。4番、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の創設でございます。高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について新設しました。

次に、5番の熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充でございます。震災等により家屋が滅失、損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）に係る固定資産税について、震災後2年分、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例措置を適用している被災住宅用地について、住宅用地として使用ができないと町長が認める場合、適用期間を2年度分延長する改正で、特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について改正しました。

次に、軽自動車税の改正でございます。6番は、グリーン化特例に係る改正でございます。今回の改正につきましては、現行の特例制度を2年間延長し、令和2年度と令和3年度について適用し、令和3年4月1日以後に新車新規登録、または新規検査を受けた軽自動車からは、その適用を電気自動車等に限定する改正でございます。

7番の環境性能割に係る改正でございます。環境性能割につきましては、本年10月1日の消費税10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、新たに創設されるもので、10月1日以降に取得される——資料のほうに取得されるが抜けておりますので、済みません、取得されるを加えていただいて——新車、中古車に対して下記の表の税区分に課税されるものです。

今回の改正では、区分の部分に2020年度基準プラス20%達成の欄を追加しました。

米印のところでございます。需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減として、消費税の引き上げに伴う対応として、自動車税の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自動車を取得した場合に環境性能割の税率を1%軽減する改正でござ

ございます。

資料にはございませんが、平成30年度から資本金が1億円を超える大法人に対する申告書の電子情報処理組織イータックスによる提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電子通信回路の故障、災害、その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の救済措置につきまして規定しました。その他ほかにつきましては、政令改正等にあわせて条文のほうのずれによる改正によるものになります。

附則についてですが、附則第1条では、条項ごとの施行期日を定めています。附則第2条から第8条までは、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定めてあります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 資料になかったイータックス提出困難な場合ということは、どんな場合を指しますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えします。

説明の中にありました電子通信回路の故障、災害、その他の理由により通信が困難になった場合を想定しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 通信機器の故障というのは、どういうふうにしてその証明をすればいいのでしょうか。自分で、家の例えばパソコンが壊れましたとかいう証明がないと認められないと思いますが、どうなるのでしょうかね。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えします。

その場合は、提出する様式がございますので、それに記入をして提出するというふうになっているというふうに認識しております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第32号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第32号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第32号について御説明いたします。

議案第32号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和元年6月6日提出、山都町長。

本案は、さきの議案第31号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

平成31年度税制改正の大綱において、国民健康保険税についても見直され、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得を見直すことにより、中低所得層の保険税負担の軽減を拡充するものでございます。

具体的には、国民健康保険税のうち、基礎課税額、これは医療分となりますが、これに係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げました。また、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げております。

新旧対照表をごらんください。下線を引いてある箇所が、今回、改正に係るところでございます。

まず、第2条第2項で、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に改正しました。

第22条の中ほどですが、今申し上げましたところの基礎課税額に係る課税限度額の改正に伴い、58万円を61万円に改正しました。

同条第2号で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に改正しました。

次ページをお願いします。

下のほうになりますけれども、同条第3号で、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算

定において、被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に改正しました。

この条例は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第33号 専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第33号「専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第33号について説明いたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、工事請負変更契約の締結について。

令和元年6月6日提出、山都町長、梅田穰。

3枚目をお願いします。

工事請負変更契約概要です。

1、工事番号、28災補河矢第7335号。

2、工事名、名ヶ川③河川災害復旧工事。

3、工事場所、山都町万坂地内。

4、当初契約年月日、平成30年1月17日。

変更契約額5,689万9,751円。125万8,151円の増額となります。

工事内容です。変更後の工種、数量を記載しております。施工延長が257メートル、工区数で21工区になります。主な工種と数量については記載のとおりでございます。

7、契約の相手方です。大栄企業株式会社、代表者込山憲太郎。

次のページをお願いします。

変更仮契約書です。

工事番号、工事名、工事場所については、工事概要で読み上げたとおりでございます。

変更契約事項、変更工事請負額125万8,151円の増額となります。

平成30年1月17日付で、請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月12日、発注者、山都町長、梅田穰。受注者、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

次のページが位置図になります。もう1枚めくっていただいて、済みません、国道218号の白小野地区から町道白小野鶴越線に入ってすぐにあります名ヶ川の上流部に位置しています。

次のページが、平面図と縦断図になります。ちょっと文字が小さくて、わかりにくいと思いますが、工区が21工区ということで、1枚目が1工区から13工区まで、それから、2枚目が14工区から21工区になります。それぞれ黒文字が当初設計で、変更数量を赤文字で括弧書きで示しております。

変更内容については以上です。最も大きな変更は、施工性を高めるために工事中道路の延長を延ばしたことにより、敷鉄板の枚数がふえたことによるものです。数量で言いますと、当初設計で284メートルを453メートルに延長しております。

それから、専決処分 of 理由ですけれども、本工事は7月末までの工期で設定しておりましたが、以前から関係受益者から田植えの時期までには完了してもらいたいとの要望があったこと、それから、再度の被災を避けるために梅雨時期に入る前には完了させたいということから、現場で工程の見直しを協議したところ、4月末には完了のめどが立つという判断ができましたので、本来であれば、臨時議会を開催させていただき、議決を得る案件ですけれども、それに期間を要すると、どうしても田植えの時期に間に合わない、それから梅雨時期に入ってしまうということから、4月12日付で専決処分とさせていただきます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第34号 山都町営グラウンド条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第34号「山都町営グラウンド条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第34号、山都町営グラウンド条例の一部改正について。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月6日提出、山都町長。

提案理由です。小峰グラウンドの管理を適正に行うため、山都町営グラウンド条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

2枚目をお聞きください。

上から6行目あたりから、山都町営グラウンド条例の一部を次のように改正するというので、別表第1に次のように加えます。小峰グラウンド、山都町小峰1385番地。別表第2中、「名連川グラウンド」の次に「小峰グラウンド」を加えるというものです。

3枚目につきましては、新旧対照表でございます。

ごらんとおり右のほうが改正後でございますが、別表第1中の下に小峰グラウンドを加えることと、別表第2に小峰グラウンドを加えるという新旧対照表になっております。

今回のこの改正につきまして少し経緯を御説明いたします。小峰グラウンドにつきましては、平成17年度末、平成18年3月に閉校いたしました旧小峰小学校のグラウンドであります。閉校後、地域再生計画に基づき、総務課が管理しております普通財産として、校舎、駐車場、そしてグラウンドを地元の社会福祉法人が施設利用する予定としておりましたが、その後の協議によりまして、校舎、駐車場のみを平成19年8月から町が貸し付けていたものでございます。

この小峰グラウンドは、閉校後から今日まで、地元のグラウンドゴルフ協会を中心に、月3回から4回ほどの利用があつておりました。また、日々の管理におきましても、この地元のグラ

ドゴルフ協会に対して、ずっとこれまで教育委員会が委託管理料を毎年支払いながら、管理をしてきたものでございます。

本来、当時の閉校後から社会体育施設として利用されているこのグラウンドをグラウンド条例にうたい込む必要があったものの、その事務がされずに12年たって今日に至っているものでございます。

これまで長年、教育委員会が委託料を計上して維持管理してきましたこのグラウンドは、当然のことながら生涯学習課所管の教育財産としていたというその思い込みがございました。今回、監査指摘事項によりまして、条例の漏れが判明し、追加するものでありますけれども、条例に基づいた正規の事務ができていなかった事実に対しては、これを真摯に受けとめて、反省をしながら、今後、日ごろからの正確な事務の執行に努めたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今、生涯学習課長が言われましたとおり、私の地元ですけども、委託管理料という形でグラウンドゴルフ愛好会の方々が手入れをされております。ほとんど、今までがグラウンドゴルフ関係が主だったと思います、使われるのがですね。使用料を取るということになりまして、あとの整備あたりは、全然委託料とか何かを払わないで町が責任を持って整備をするということですのでよろしいですかね、その辺は。今までと変わらんような格好で、ただ使用料は取るという形のものなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今、藤澤議員からありましたように、地元のグラウンドゴルフ協会のほうにずっと、十数年、委託をしてきたところでございますが、一部改正が行われた後にも、改めてその地元の協会のほうに、これまでどおりに委託をしながら、7万円ほどの委託であるんですけども、管理料を支払いながら、あわせて、地元のグラウンドゴルフの愛好会等もありますが、そうした方たちには使っていただきたいと考えているところでございます。

使用料につきましては、うちの使用料の軽減措置というのがございますので、いわゆるグラウンドゴルフ協会ですとか、老人クラブですとか、青少年の団体とか、そうした団体が使用する際には軽減措置を図っているの、引き続きこれまでどおりに委託管理をしていただきながら利用していただければというふうに考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今、委託管理料の話が出ましたけど、7万円ですか。この条例自体に疑義があるわけでありませんが、全体のグラウンドの管理料がどれぐらい要りよるものか、大体、年にどれぐらいの頻度でどういった管理をされているのか、そこのところを御説明願いたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） きのうの一般質問の中にも、清和グラウンドの管理の件も、実際ございました。管理料といたしましては、この小峰グラウンドにつきましては、年間7万円ぐらいですね。7万円というのは非常に低額のところも予想されますが、非常に、先ほど申し上げましたように、使用料に関しては軽減措置もあったりすることも含めて、地元の方たちが地元のグラウンドという愛着心を持ってから管理されることでのこうした契約の内容になっているところでございます。

そのほかのグラウンドの管理料につきましては、例えば清和グラウンドでありますと、グラウンドの部分が16万5,000円ほどでございます。それと、昨年度末に廃止をいたしましたゲートボール場の部分、今は駐車場用地として利用をしておりますが、その分も12万円ほどの予算を計上しながら、全てのグラウンドでございますけれども、大体年間3回ほどの委託の費用を持ちながら、維持管理をしているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決するすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「山都町営グラウンド条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第35号「山都町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 議案第35号の説明を申し上げます。

議案第35号、山都町介護保険条例の一部改正について。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月6日提出、山都町長。

提案理由。介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、介護保険料の減額賦課にかかる本年度及び令和2年度の保険料率を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

2枚目は改正分です。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

第4条につきましては、元号の改元により令和2年度へ改めました。同条第2項につきましては、同項を削除し、新たに3項を加えました。これは本年10月以降の消費税率の引き上げによる財源の手当てであることを反映し、軽減強化を実施するために、介護保険法施行令の一部が改正されたことにより、取得区分に応じて9段階の保険料が設定されている中で、これまでは第1段階のみ軽減がありましたが、今回、第1から第3段階の低所得者を対象として保険料の軽減賦課に係る基準額に対する割合が軽減されたことによりまして、第2項が第1段階対象者で、保険料年額3万1,500円、第3項が第2段階対象者で、保険料年額5万2,500円、第4項が第3段階対象者で、保険料年額6万900円を新たに加えました。

附則につきましては2枚目をごらんください。

附則。施行期日等。1、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は平成31年4月1日から適用する。

経過措置。2、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決するすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第36号 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第36号「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第36号について説明させていただきます。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月6日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由です。山都町原地内に建設された木造応急仮設住宅が熊本県から無償譲渡されること

に伴い、町が管理するために山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

原地区に建設されました応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、熊本県が事業主体となって建設されたもので、一定の入居期限が設定され、被災者に無償で提供されているものですが、その入居期限が本年6月までということは、これまで説明をさせていただいたところです。

この建設型住宅は、プレハブタイプと一定の耐久性を持たせた木造タイプがありまして、原地区ではこの木造タイプが3棟6戸建設されました。この木造タイプは一般的な木造建築に近い耐久性を持った構造でありまして、入居期限終了後は熊本県から無償で譲渡を受けられることから、町営住宅として管理していくことにしました。

本町には、町営住宅、特定公共賃貸住宅、一般住宅、小集落住宅の4種がありまして、それぞれ条例で規定していますが、今回、この原地区の住宅は、一般住宅の中で管理することとしました。

新旧対照表をごらんください。

今回追加する原住宅はこれまでの一般住宅とは少し性格が違うことから、復興一般住宅として別に項目を設け、条例の構成を整理しました。

目次の中で、総則、一般住宅、復興一般住宅、雑則をそれぞれ4章に分類し、復興一般住宅に原団地を規定し、あともう1点ですけれども、4の2ページをお願いします。第3条(2)に規定していました入居者資格については、これまで同居親族があること、単身での入居は認めていませんでしたが、国の制度の方向性、それから本町においての定住を促進する効果も期待できることから、この項目を削除しております。

以上が主な改正の内容です。

2枚目をお願いします。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山都町長。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。条文については、記載のとおりでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(工藤文範君) 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤文範君) 質疑なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決するすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時0分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第37号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第14、議案第37号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第37号、令和元年度山都町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、10ページをお願いします。

今回は、人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動に伴う補正も行っておりますので、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては省略いたしますので、御了承いただきたいと思えます。

11ページ、2款1項1目総務費の一般管理費です。

9節旅費は赴任旅費、つまり山都町外から山都町に赴任するための旅費の不足分を計上しております。

11節需用費は、JOC会長の就任が見込まれております山下泰裕氏の祝賀懸垂幕の作成費でございます。

12ページをお願いします。11目企画費です。12節役務費は、菅尾にあります高速道路建設推進啓発看板の撤去費用でございます。

15節工事請負費281万1,000円は、3月に設置いたしました山都町まちづくり基盤整備基金を活用するもので、金内と水の田尾地区の防犯灯の新設、更新合わせて46基分でございます。

19節は、高齢者運転免許証自主返納支援補助金として、タクシー料金の一部助成168万円を計上しています。

12目地域振興費です。9節旅費は、地域おこし協力隊員に係るものがございます。

19節は、コミュニティ助成事業として、中島東部自治振興会の防災事業に200万円、火伏太鼓関係の事業に150万円、長寿社会づくりソフト事業として、御岳地区竹灯り事業80万円、計の430万円でございます。

13目広報費は、広報やまとのデータの編集用のソフト使用料でございます。

15ページをお願い申し上げます。3項1目住民登録費です。

7節は臨時職員1名分の賃金でございます。

16ページをお願い申し上げます。

4項6目参議院議員選挙費です。18節の備品購入費は、投票用紙の交付機3台分を計上しております。国補助でございます。

18ページをお願い申し上げます。3款民生費1項3目障害者福祉費です。13節は、システム改修の委託料61万6,000円でございます。

12目は、プレミアム付商品券事業費です。10月からの消費税増税による住民税非課税世帯及び子育て世代の負担軽減と地域経済の喚起と下支えを目的に、実施されるものでございます。3節は、関係職員の時間外手当、12節役務費は郵便料です。

13節委託料は、事業システム導入委託料127万7,000円、商工会への事業事務の委託料392万8,000円でございます。

次のページをお願いします。19節補助金として、対象者を5,400人と試算いたしまして、1人当たりのプレミアム額5,000円として、2,700万円を計上しているところでございます。2万円では2万5,000分の商品券を購入できるというものでございます。全額、国庫補助となります。

次に、2款2目児童措置費でございます。子育て支援システムの改修の委託料206万1,000円でございます。

22ページをお願いします。4款1項4目予防費、風疹予防追加対策でございます。

13節委託料としまして、予防接種の委託料、国保連合会への事務委託料、抗体検査委託料合わせまして111万3,000円でございます。

6目環境衛生費は、上差尾地区など、4地区の小規模水道施設整備の補助金95万5,000円でございます。事業費の2分の1を助成するものでございます。

次のページをお願いします。5款1項2目農業総務費です。

1節報酬は、非常勤職員1名分を計上しております。

3目農政費は、補助金として、攻めの園芸生産対策事業分として、トマトハウスの新設35棟、受益面積約1ヘクタール、補助金としまして1,638万5,000円、税抜き事業費の5割補助で、負担割合は県33%、町17%でございます。

強い農業・担い手づくり総合支援事業分として、JAかみましき矢部種子センターの施設整備、乾燥機6台、保冷タンク12台分で、県補助金7,560万でございます。

次の農業用ハウス強靱化緊急対策事業分として、防風ネットの設置やパイプでの補強ということで、14戸のトマトやイチゴ栽培農家、約3ヘクタール分の事業でございます。県補助金386万4,000円でございます。

13目の中山間地域総合整備費は、13節は圃場整備に伴う農地集積システムの構築委託料100万円でございます。

29目水利施設等保全高度化事業は、13節の委託料で、矢部地区山田ため池の取水施設の改修の

ための測量設計委託料280万円でございます。財源のうち56万円は地元負担金でございます。

26ページをお願い申し上げます。5款2項2目の林業振興費です。森林環境譲与税を財源とした事業実施にかかわる分の事務経費として今回計上しております。消耗品機器の購入、郵便料、パソコンリース料と合わせまして115万6,000円ということであります。

19節補助金は、電気柵設置等の町補助金720万でございます。

3目林業土木管理費は、林道改修事業2路線の増額による工事請負費891万5,000円の追加でございます。

7目治山費です。

15節の工事費は、3カ所分の事業費の増額による追加の93万円でございます。

28ページをお願い申し上げます。6款1項1目山の都づくり事業費です。

13節の委託料として、地域づくり夢チャレンジ推進事業分の県補助金が283万4,000円。事業費の4分の3の補助でございますが、移住定住促進のための事業展開で、山の都仕事センターへの委託を予定しております。

また、移住者の実態調査を町単独で実施するものとして、360万円を計上しました。

31ページをお願い申し上げます。8款1項2目の非常備消防費です。

11節には、清和中、蘇陽中の消防クラブの活動服、ヘルメット、ベルトなど、65名分の購入費でございます。財源の100万円は、宝くじ運用益金ということでございます。

9款1項3目の教育振興費です。

12節役務費は、閉校した御岳小学校からの備品移動の手数料42万4,000円でございます。

次のページ、19節補助金は、県補助金としまして、矢部中におきますいじめ防止推進事業分の60万円と清和中におきます道徳教育推進事業分40万円でございます。

3項2目の学校振興費の19節補助金21万6,000円につきましては、中学校3年生を対象にした英語検定受験費用の一部補助ということで、県と町で3分の2を助成するものでございます。

34ページをお願い申し上げます。4項10目の図書館費でございます。図書館長の報酬102万6,000円を計上しております。

5項2目の体育施設費です。下矢部西部体育館の屋根改修工事費1,880万円でございます。

10款1項2目過年度農業施設災害復旧費です。

13節の委託料6,000万円は、県への委託工事分でございます。取水口、それから水路が山都町にある工事ございまして、財源のうち384万5,000円は御船町からの負担ということでございます。

15節工事請負費として、3億6,200万2,000円を計上しております。

3目の現年度林道施設災害復旧費です。委託料の1,870万円につきましては、林道菊池人吉線目丸におきまして、山腹崩壊が起きております。現地での地質調査、測量のためでございます。その結果を踏まえまして、本格的な復旧工事の着手となるものでございます。

そのほか、重機借上料70万円と工事材料費100万円を計上しているところでございます。

13款予備は調整でございます。

36ページ以降は給与明細費でございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、歳入を説明いたしますので、6ページをお願いします。

歳入につきましては、2款地方譲与税から16款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略をいたしたいと思います。

次に、9ページをお願い申し上げます。19款の繰入金につきましては、1目は財政調整基金からの繰入金として1億5,320万円、14目は、まちづくり基盤整備基金からの繰入金として、281万1,000円を計上しているものでございます。

21款の諸収入は、宝くじ運用益を活用した4事業分の530万円を計上しております。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和元年度山都町一般会計補正予算。

元号を改める政令によりまして、平成31年度山都町の一般会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町一般会計予算とするものでございます。

令和元年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億3,300万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年年6月6日提出、山都町長です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 前日までの一般質問で出てこなかったところのプレミアム商品券事業でございますが、対象者が5,400名ほどいられて、5,000円で計算したときに、2,700万ぐらいというようなことで、予算を組んであるかと思いますが、その販売が商工会に委託とか、以前の場合でしたら、農協だったり、そういった金融機関への委託で、非常にその販売に関しましては、不公平感を持った方が多分にいらっしゃるというふうに思っております。早い者勝ち的な感じで、家族分5名なら5名、6名なら6名分をば一つと買ってしまわれて。プレミアム額も最初るときはもう少し多かったのかなというような思いもいたしておりますが。そういった不公平感をなくすためのいろんな取り組みとか努力とか、そういったことはどういったふうに考えていらっしゃるか。ただ予算を組んで、委託先が決まれば、そこに任せて、それで終わりというようなことかどうかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。

プレミアム商品券につきましては、今度の事業につきましては、住民税の非課税者及び3歳未満の子供さんが属する世帯ということで限定されております。その方に対しましては、全員に対

しまして、申請があれば、引きかえ券をお渡しすると。それをもって2万円で商品券を買っていただくということになりまして、前の全住民に対してのやつでありませんで、今回は対象者につきましては、全員に対して交付をするような形になると思います。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 対象者以外はもちろん、商品券は購入しようと思っても、だめということでございますね。

それでは、これは5,000円のプレミアム券があっても、全部完売ができなかった場合、そういったときに、予算が余るような形になりますが、そこは減額ですというようなことでございますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。

このプレミアム商品券の事業につきましては、国の事業でありまして、対象者以外の方に対しての交付というのはございませんので、それ以外の部分につきましては、国のほうからいただいた分はまた償還するような形になるということになります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼します。28ページの山の都づくり事業、移住者実態調査委託料のところですか。この実態調査をどのような時期にどのような方法でされるのか、1点お伺いします。

それから、学校関係ですが、31ページ、小学校備品のところで、御岳小学校という説明がございました。これにつきましては、この間、小学校の維持管理費についても伺ったところと関連しますけれども、いち早くというか、この備品等々については払い下げというか、町民の方に対するオープンな考えをさっさと進めていただきたいと。

そう申しますのも、菅尾小学校がまだまだ備品、上等に残っているような状況です。それをいけば放置してありますので、そういった事態にならないように、なるべく新しく、また皆さんのお使いになれる、もちろん町とか公的なところで、順次それを公開されていくものと思いますが、やはり町民の方々でも、こういうまだ使えるものを使いたいというおっしゃる方がいらっしゃると思いますので、そういう段取りをさくさくと進めていただきたいというふうにお願ひし、また、御岳小学校についての今のところわかっているスケジュールをお聞かせください。

それから、34ページの図書館費、図書館長報酬でございますが、このことについては、お金が出ているということで、私はかねがね館長がいないのを心配しておりましたが、しかるべき方がいらしたということだと思いますし、これについては私たちがどうこう言うところではございませんが、わかっている範囲で、どのような方かということがおわかりになれば、教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お尋ねがありました移住者実態調査の委託料についてでございますけれども、これについては、現在、人口減少が進んでいる状況でございますけれども、町からの転入者、転出者がそれぞれ、平成22年から28年までの転出者が6,000人ほど、それと、

同じく転入者が約4,000人ほどいらっしゃいます。転出者も多いんですが、意外と転入者、山都町に来られる方も多いと。あとは自然減で、人口が減っているという状況がございまして、山の都地域仕事センターを経由して移住される方についても、去年は17組27名ほどいらっしゃいますが、大方の方は転入されて、どこで生活をされているか実態がつかめていない部分がございます。そういったところの調査を、今回調査をするための委託料を計上させていただいたところです。

時期と方法についてということでございますけれども、予算が可決された以降、事業者を決定して、取り組みを進めたいと思っておりますけれども、具体的な方法については、調査対象者のサンプリングを行って聞き取り調査を行うことと、対象者に対するアンケート調査を行っていきたいと思います。できるだけ早い時期に取り組みながら、分析等も含めて行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 御岳小学校の備品の受け渡し等のスケジュールから、まずお答え申し上げます。

今回の42万4,000円については、各町内の各小中学校に希望を募り、希望があったものについて運搬、設置を行うものです。今後、順次、公的機関にも紹介を行い、その後、住民の皆様へも払い下げの準備を進めたいと考えております。

42万4,000円の備品の内容ですが、ホワイトボードや電子黒板、ベッド、冷蔵庫、流し台、牛乳保冷庫、ガステーブル等、特に重くて精密機械等ばかりでございます。町職員では運搬が困難なものを今回の予算で計上しているものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。

図書館長の報酬を予算組みしているものでございますが、図書館長につきましては、現在のほうが2年間ほど兼務しているところでございますけれども、さきになりましたように、実質、不在的なところでございます。今回、報酬という形で計上するものでございますが、今考えております候補者の方と申しますのは、図書館長として、その職責にふさわしい、いわゆる図書館事業に精通をされた方でございますし、また、これまでの山都町立図書館活動に大いに貢献された方でもございます。そして、何より申し上げますのは、図書館、あるいはその図書に対する熱い思いと申しますか、そうした思いがある方ございまして、適任の方を今探しているところでございます。今、候補として予定しているところではございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） それぞれにありがとうございます。図書館長もふさわしい方を見つけたいということ、安心をいたしております。

御岳小学校についても、着々とスケジュール進めさせていただきたいと思っております。

それから、移住、定住のほうで、もう一言お伺いしたいのは、今のようなお話ですと、今現在、どこにどういう人たちが移住しているのかということ調査され、そして、今ヒアリングをされる。これはもちろん、これから先の移住、定住対策に対して反映させていくという、もちろんことだろうというふうに思っていますが、実際の委託先がわかっていたらお教え願いたいのと、もう一つ、今のところどのように反映をさせていくのかというプランまでをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほど説明が不足しておりました。実態調査を行った後に、移住、定住対策につなげていくということは当然のことといたしますか、説明が不足していたと思います。済みませんでした。現在、打ち合わせを行っているのは、福岡県にある農村研究所というところの方と打ち合わせをしております。これから詳細については、そちらと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 33ページの中学校英語検定チャレンジ事業補助金というところでございます。中学校3年生だけということでしたけれども、何名ぐらいいらっしゃるのか。それから、私の聞き間違いでなければ、3分の1補助という話だったと思うんですけども、その辺がどうだったかをちょっと、もう1回お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。

町内の中学3年生89人全員を対象にしたいと思います。この中で希望される生徒さんは、全員この補助の対象でございます。なお、割合としまして、全事業費は32万6,600円です。このうち県補助が3分の1の10万7,000円、町補助が10万9,000円でございます。それぞれ約3分の1ずつでございます。あとの残りは個人負担の10万8,000円でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） あとは個人負担ですか。これは学校教育の一環としてやるわけでしょう。でも、個人負担なのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 残りの3分の1は個人負担でございます。本来、受験生、個人の方が100%負担されるところを、今回新事業として、県と町で3分の1ずつ補助することで、英語力に対する意欲向上を願うものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 10ページの議会費のところなんです、上げてあることではなくて、3月議会の議運のときにペーパーレス化に向けてのお願いをしました。それで、お答えとしては、検討していくということでしたので、ほかの議会、ほかの町村議会で先進的にやっているところ

の調査費とか、そういうのが上がってくるのかなと思っていましたが、上がっていないので、これから先、どんなふうになるかというお尋ねと、きのうの企画政策課のほうで、三セクの立て直しについて、早急に無償化していくということがありましたが、それについては、やはり専門的な外部の会計士の方を入れてするとか、いろんなことで、財政的な裏づけ要るんじゃないかなと思います、それはどこにあるのかということ。2点お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。

今、西田議員のほうから御質問の点につきましては、第1回定例会のほうで、御意見として出ていたということで承知しております。

現在、議会事務局のほうでは、ペーパーレス化を行っている自治体について少し調査をして、さらに検討した中で、予算化が必要であれば、今後、計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お尋ねの件に関しまして、三セクの経営健全化ということでは、やはり専門的知識を有する方が必要とは思っております。現在のところ、専門的知識を有する方を今探しているところですが、内容によりまして単価等が変わってくる場合もあるかなと思いますので、そのところをまた検討しながら、補正、また9月予算に向けて、それまでは、担当課としまして、言いましたように、現状の把握はきちんとしていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） まず、13ページの地域振興費です。19節負担金補助のところですが、長寿社会づくりソフト事業交付金80万円。そもそも長寿社会づくりというのはどんな事業なのかの説明と、どんなソフトを入れられるかという説明をお願いします。

それから、28ページ、先ほど出ました移住支援の件なんですが、農村研究所と相談していくという話でしたけれども、農村研究所に委託するのか。今後、吉川議員の質問ではそれをどのように反映していくのかというのがありましたが、その反映の答えがなかったと思いますので、どうしていくのかというのを再度お尋ねします。

それから、32ページ、教育費です。100万円のうち60万円、子供たちによるいじめ防止推進事業費補助金、矢部中と申されましたが、どんな事業で、どういうふうなお金の使い方をされるのかお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。

長寿社会づくりソフト事業と申しますのは、一般財団法人地域活性化センターが募集して行います地域イベントの助成事業ということで、これは、先ほど予算のときに申し上げましたように、

みたけ竹灯り実行委員会という委員会の方から申請がありまして、こちら活性化センターのほうで採択されて、今回決定されたものです。財団が行う助成事業でありまして、このような事業等の周知につきましては、自治振興区会議等でいろんな補助事業ということでお知らせして、希望のあった地域のものを進達するという形で今しているところです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほどの移住者実態調査の委託料についてでございますけれども、福岡県にある農村研究所は、以前、熊本大学で地域学等に精通された先生が立ち上げられている研究所でございまして、以前も山都町に入って調査をされた実績のある方でございまして、山都町の内部についてよく御存じの先生がいらっしゃる、その方と打ち合わせを現在進めさせていただいているところでございます。

それと、どういうふうに反映するかということについては、その調査を実際にやって、結果が出た時点で、次の施策につなげていきたいというふうに思います。調査をやった後の結果を見て、次の施策につなげるということにしております。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） いじめ防止推進事業費について、お答え申し上げます。

まず、どういった事業かということで、お答えします。

子供たちがみずから考えた主体的な取り組みや、学校、家庭、地域の連携による支援体制の充実により、いじめを許さない環境づくりを推進する事業です。県が市町村に委託し、実践的な研究を行い、学校教育における重要な課題であるいじめの未然防止及びその解消を図ることを目的としております。

今回、県から照会がありまして、矢部中のほうが希望を出されたところでございます。

具体的なお金の使い方でございます。生徒会が主体となったいじめ防止の取り組み活動について、予定をしております。例えば、パンフレットやポスターの印刷費、用紙代、図書購入費、それと、これはまだはっきり決まっておりませんが、全国いじめ問題子どもサミットというのが東京で開かれますので、そこへの旅費等でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、藤川議員からもありましたことで、ちょっと気が付いたんですが、以前、熊大におられたということで、徳野先生のことをおっしゃったのかなというふうに思いました。徳野先生については、本当、随分昔から、この町に詳しく入って、矢部町時代だと思いましたが、かなり詳しい集落研究をしてらっしゃるんですね。そのことを何ら反映させないままに今来ているという実態を私聞いておりますので、もし徳野先生にもう1回、頼られるというのは言い方が変ですけども、その知見を生かそうとしているのであれば、きっちりと結果を出していただくような方法をとっていただくように、くれぐれもお願いしたいというふうに思います。そのことについて一言お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。

前回、調査をされた結果も我々のほうで熟読をして、今回調査をしていただくための協議に生かしていきたいと思っておりますし、今回調査をされた部分についても、これから先の山都町の未来のために生かしていくような形で進めていきたいというふうに思います。

山の都創造課だけじゃなくて、町全体として共有できるような形で進めていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 23ページの予防費の中で、委託料として風疹抗体検査委託料というのがありますが、これは、妊婦さんとパートナーさんに対する、風疹の抗体があるかどうかを申請すれば検査してもらえるとこの中身でしょうか。説明をいただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

このたび、昨年7月以降の風疹の発生状況等を踏まえまして、風疹の追加的対策ということで、予防接種法施行令が改正されまして、2022年3月31日までの3年間に限り、風疹にかかる公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年7月1日までの間に生まれた男性を対象に風疹対策として行うものです。今言われました妊婦さんについては、県の事業としてやっておりますので、それとはまた別の追加的対策です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の御説明でよくわかりましたが、これは、御存じない、私のように勘違いする者もいると思っておりますし、2022年だと、何年間ですかね、4年間でしょうか、今何年ですか、3年間有効ということですよ。昭和37年から54年までに生まれた男性というのは、すごく対象が広いので、周知していただいて、せっかくの制度なので、知らなくてできなかったということがないようにしていただきたいのと、これは検査をして、じゃあ抗体がなかったら、また抗体をつくるための予防接種をするというふうにつながっていくものですか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。

この事業は、山都町では対象が40歳から57歳までということで、4月1日現在で1,230人いらっしゃいます。ことし1年目は、40から47歳までの方を対象に、全員にクーポン券っていうのを発送しまして、まずは、抗体検査を実施していただきまして、十分な抗体がなかった場合、予防接種をしていただくという形になります。今回の対象者が働く世代ということなので、全国で受検していいですか抗体検査ができるように、体制を整備されておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほど出ました中学校の英語検定チャレンジ事業なのですが、県と町が3分の1ずつで、個人が3分の1ということですが、先ほど矢仁田議員からもありましたが、義務教育ということで、全員に等しく受ける権利を与えてやらなければならないと思いますけれども、中には要保護世帯、準要保護世帯もいらっしゃいます。その観点は考えられましたでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 世帯についての御要望については、個別に丁寧に扱っていきたいと考えております。今回の予算の範囲内でできるところであれば、検討をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今の件で、仮に町がその予算の範囲内でっていうことをおっしゃいましたが、例えば、これは県が補助金を出しますので、町がこの3分の1以上出した場合は、じゃあ、県はその分は差し引きますとか、何かそういうのはありませんか。大丈夫でしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 県の支出の根拠は、県が3分の1出す根拠として、町が3分の1以上出さなければいけませんので、そこは抑えながらしていきたいと思っております。

なお、準要保護世帯等については、この予算に限らず、必要な措置をできるだけ講じていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 移住者実態調査委託料ですが、これはここで何度も私が言っております、テラス等の補助だけじゃなくて農村部におられる方への補助をせえやんということでされるのだろうかと思っております。しかし、もうこれで1年過ぎてしまいます。350万も使ってますね。農業後継者には幾ら幾らというのがぼんと出とつとに、またこうやって実態調査せなんかということ。調査と計画が仕事じゃなかつですよ、これは手段ですよ。目的は何かすることですよ。どうお考えでしょうか、町長。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） この調査につきましては、先ほど、山の都の藤原課長が言ったとおりであります。今、中村議員が言われた分は、また別の観点から考えたいと思っておりますし、移住、定住の方々への住宅の対策等については、今、うちのほうでも、どのような形でできるかという部分は協議中でありますので、その分とまた別の、先ほど言いましたように、やはり、吉川議員からもありましたが、いろんな提案をしておられる先生が、ほとんど我が町で反映がなされとらんというのも事実だろうという思いでおりますし、今、中村議員から言われる部分については、早急にこれについては対応ができるような措置を講じていきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第38号 工事請負変更契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第15、議案第38号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第38号について説明させていただきます。

工事請負変更契約の締結について。

平成30年第4回山都町議会定例会において議決された御所トンネル補修工事のうち、契約金額5,799万6,000円を7,137万4,463円に変更することとする。

令和元年6月6日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1ページをお願いいたします。工事請負変更契約の概要です。

工事番号、道ト補第30-1号。

工事名、御所トンネル補修工事。

工事場所、山都町御所地内。

当初契約年月日、平成30年12月6日。

変更契約額7,137万4,463円。1,337万8,463円の増額となります。

工事内容です。施工延長が312.2メートル、総幅員が5.5メートル、有効高7.7メートル、内面の総面積が4711.2平米です。各種対策工の主な工種と、変更後の数量は記載のとおりでございます。

次に、間接費です。熊本地震以降の工事については、作業員不足が続いていることから、地域外からの作業員確保のための宿泊費、通勤費を諸経費の中で計上することができるとされておりますので、この分を計上しております。

契約の相手方、株式会社土井組、代表者土井建。

次のページをお願いいたします。公共工事請負変更仮契約書でございます。

工事番号、工事名、工事場所については、工事概要で読み上げたとおりです。

変更契約事項、変更工事請負額1,337万8,463円の増額となります。

平成31年3月18日付で請負変更契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、議会の議決を得られたとき本契約として効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月31日、発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、株式会社土居組、代表取締役土井建。

次のページをお願いします。これは位置図になります。県道矢部阿蘇公園線の後迫地区から西谷地区の中間点に立地しています。

次のページが拡大したものになります。

次のページから3枚、施工状況の写真を参考に添付させていただいております。

まず、裏込め注入工とあります。これは覆工コンクリートの裏部の地山の崩落を対策する工法として、空洞部にエアモルタルを注入している状況でございます。

それから、ひび割れの注入工です。表面の剥離防止対策として、特殊モルタルで補修している状況です。

それから、次のひび割れ止水注入工です。まず、断面を修復します。その上で、湧水部を特殊モルタルで埋め、閉じ込める作業でございます。発生する湧水は、次の写真をお願いします。線導水工ということで、トンネル覆工表面に線状、それから面状に発生している打継目地やひび割れからの漏水を専用の特殊部材で収束して、排水設備に誘導する工法で、その状況の写真でございます。

それから、次の写真が、完了区間の補修前と補修後の写真になります。上段が補修前で、下が補修後の写真になります。

最後の図面が、対策工の変更の展開図になります。総延長312.2メートルを6スパンに分けて、各種対策工の数量をまとめています。下の表で七つの工種がありますが、合計の欄で黒文字が当初設計、赤文字括弧書きが変更の数量になります。ここ全工種で1.3倍から1.8倍の増となります。

それから、先ほどちょっと言いましたけれども、図面に示していない変更で、熊本地震以降の発注工事については、労働者不足が続いているということから、労働者確保に要する宿泊費、それから、交通費を間接費の中で計上することにしております。これが主な変更の内容になります。

それから、本工事の設計は、平成27年に実施した点検結果をもとに積算したものです。調査方法はレーダー探査機を使ったもので、映像で確認できなかった部分もあったと思われますし、熊本地震の影響で、空洞部が広がったのではとも想定されます。その分、各種資材料が増となったということでございます。

今回の変更は1,300万円を超えるということで、契約額内で生産することも検討をしましたが、そうすると、残工事分を次年度で再度発注することになりますし、そうすると、利用者の

安全を確保できないこと、また、余分な経費を必要とすることから、今回の工事で完了することが最善と判断し、全工種を完了することとしました。

なお、本工事については、平成30年度からの繰越事業で、社会資本整備事業交付金を活用しておりますが、今回変更で増額する分については、本年度の当初予算分から支出することにし、これについては国と協議済みでございます。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、今回の工事について詳しい質問ではございませんが、きょう、前に出た専決事項の、あれは百何十万の増額だったというふうに思いますが、おおむねこの工事の請負契約が終わった後に、こういう変更の、増額、増額というのがおおよそ出てまいりますね。こういうことの見込み、今、課長のほうからはこういう見込みで、平成27年、しかし、その当時の調査でわからなかった分、そして、地震の影響があった分、そんなこんなでふえてしまいましたということですが、地震はとつてもイレギュラーなことですが、いつもこの工事を発注される際に、この膨れていく額というのをどのように見込んで、予算を考えてらっしゃるのかなど、私いつもこの変更契約というのを見ながら思うところなんですけれども、これについて何らかお答えをいただけませんかでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。

まず、当初発注されるには、当初予算で計上していた分の9割ぐらいの予算で発注します。そこにまた入札残であったり、そういったものが発生しますけれども、その残分が変更、必ず工事には変更が発生します。これは具体的な例で言いますと、例えば、どぶ掘りをしていて、急に想定していたところが、土だったのが岩が出てきたとか、そういったことは工事をする中でわかってくることで、それはどうしても変更は発生しますので、その分については、そういった変更する分について、前もって枠を残しておくというような形で発注をしています。

よろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、わかったような、わからないようなです。結局、少な目に見積もって発注をしてらっしゃる、増額を見込んだところでの発注というか、入札にかけてらっしゃるといようなことの理解でよろしいですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 今回は社会資本整備交付金事業をやっていますけれども、その総枠があります。その中で、工事箇所としては4カ所、5カ所ありますけれども、ほかの路線では逆にふえるかもしれませんし、こっちは減額になるケースもあります。総枠の中で調整をしていくということになりますので、まず当初は少し抑え目で発注すると。これは慣例といいます

か、こういうやり方で進めていくのが通常の進め方でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） この完了がいつごろに終わったのかどうか、ちょっとわかりませんが、当初のときに私が質問をしておりましたエアモルタル関係、これがやっぱり当初よりかなりふえております。実際、今、吉川議員が言いましたけど、測量というのは、線で見えていきましてもんだから、実施をしていけば、面的なもの、立体的なもので数量が変わるのは当然のことでございます。その中で、この数量がふえた形での数量の把握ということをどういうふうな形でされたかということ、その2点教えてください。完了の日付とその数量の確認の方法等はどのような形でされたのかを教えてくださいたいと思います。エアモルタルについてです。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。

まず、工事のほうは7月末の工期で設定しております。まだ、施工中でございます。それから、数量の確認ですけれども、これは先ほども説明しましたけれども、六つのスパンで工事を施行しております。エアモルタルの注入分については、事前に先行して実施しております。

先ほど申し上げましたように、当初契約の中での生産を予定しておいた残りの分ということは、その残りのスパンを残して、五つのスパンまでは、エアモルタル分の施工は完了しております。そこで精算をするかどうかということの判断だったんですけれども、エアモルタルのほうは全部施工した上で、ほかの工種分については次年度の残工事として残そうかということで検討したということでございます。

御理解いただけましたでしょうか。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ちょっと数量的には、それとは話がちょっと合わないような気がいたします。⑥のこのトンネルの展開図の中で、6工区ということでされております。その後ろのほうで、S035、36で出てきたならわかるんですけども、そこの中の手前で切っておられたわけですか。34のところで。ここでふえとるわけですね。だから、その途中で切られたのか、ちょっとわかりません。恐らく表の中の一番上だというふうに今見ているんですけどね。

そういう形を見たときに、ほかのところは、一番後ろのところ、36のところは計画に入れとらんだったから、それがふえたということでもわかるんですけども、手前のS035というところは、当初から恐らく計画に入っておったところだと思います。そこの中では、エアモルタル自体はふえておらないわけですね。一番ふえとるのは、その手前の34のところでの工区のところは実際ふえとるわけですね。形としてですね。これも途中でされとったのか、そこら辺ははっきりわかりませんが、この数量的な形が出たことの根拠を現場のほうでは、どのように確認をされておったかということをお聞きしたいので、おわかりでしたら、その数量の根拠をどういう形で確認をしたかということです。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 御所トンネル対策工の分はもう先行して実施したということで、その分は出来高、仕入れ伝票あたりで確認をしたという数字です。残りの工種については、目視できる部分については、本年度中に完了させるか、次年度に持ち越すかというところの分についてを残すか、残さないかという検討をしたということによございますか。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 済みません、私の質問が悪かったと思いますけど、先行したとが後じゃなくて、エアモルタルのところ、これは最初から言っておったところだと思います、計画として。その中で、この数量の、最終的な確認というのは、向こうから持ってきたデータだけでしか、確認は今しとらんということですね。現場のほうに行ってから、エアモルを注入するときの、そこらあたりの立ち合いとか、そこらあたりでの数量的に、こういう形でその数量を消費しとるといふことの確認をどういう形でしたかということをお聞きしたいんです。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 済みません、わかりにくかったと思います。もちろん監督員が現場に行って、請け負側立ち合いのもと、その材料を確認しております。ということでもいいですか。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（工藤文範君） 日程第16、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第39号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで、熊本県市町村総合事務組

合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和元年6月6日提出、山都町長です。

提案の理由です。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。新旧対照表で、左が変更後でございますが、組合の共同処理する事務ということで、住民を対象とした交通災害共済金の給付事務ということでございます。下線が引いてありますが、現在38の構成団体から合志市が脱退するというものでございます。したがって、37の団体になるというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時16分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 同意第3号 山都町副町長選任について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第17、同意第3号「山都町副町長選任について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第3号について説明いたします。

同意第3号、山都町副町長選任について同意を求める件。

次の者を山都町副町長に選任したいので、同意を求める。

令和元年6月6日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、熊本市東区佐土原1丁目8-45、613。氏名、能登哲也氏。生年月日、昭和35年2月18日、満59歳です。

提案理由です。副町長を選任するためには、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意案を提出する理由です。

副町長の職務は、町長を補佐し、政策の着実な執行とともに、職員を監督する立場となる極めて重要な役割があるものと考えています。

能登氏は、本町矢部地区、千滝の出身であり、大学卒業後、昭和57年に熊本県職員として採用後、長年にわたり、県行政事務に携わって来られ、平成27年に知事公室危機管理監に、また、翌年、平成28年熊本地震の際は阿蘇地域振興局長として、特に被害が甚大でした阿蘇地域の復旧復興に努められました。

現在は、県の会計管理者、県出納局長の要職を担っておられ、高い実務能力と多くの行政経験をお持ちであります。

また、千滝の実家には、父親も健在であり、時々帰られております。広報やまことや、議会だより等を通じ、本町の事情を御承知のことと思っておりますし、これからさまざまな施策を実行していくに当たり、私の指示のもと、職員とともに、課題、解決に当たっていただける副町長としてふさわしい方と考えており、ここに選任の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、本年7月1日から4年間をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 同意第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 町長、履歴か何かはいただけるという話を聞いたんですが、全然ないんですね。同意がどうなるかわかりませんが、その後でも、もし決定しましたら、何なりと、どういう人かっていうのが全然わかりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから同意第3号、山都町副町長選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第3号「山都町副町長選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第18、諮問第1号、日程第19、諮問第2号、日程第20、諮問第3号、日程第21、諮問第4号、「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は関連しますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） それでは、諮問第1号から説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年6月6日提出。山都町長、梅田穰。

意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町浜町129番地。氏名、井上里己。生年月日、昭和28年1月8日。

諮問の理由。人権擁護委員の4名が、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これがこの諮問を行う理由です。

井上氏は、山都町浜町の方で、今回、2回目の推薦ですが、地域の状況にも精通しておられます。人権擁護についての理解もあって、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣へ推薦をたく、意見を求めるものです。

続きまして、諮問第2号の説明を行います。

諮問第2号。

意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町黒川524番地1。氏名、渡邊加代子。生年月日、昭和26年3月4日。

渡邊氏は、山都町黒川の方で、今回、3回目の推薦ですが、地域の状況にも精通しておられ、住民の信頼も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣へ推薦をたく、意見を求めるものです。

続きまして、諮問第3号の説明を行います。

諮問第3号。

意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町北中島2855番地6。氏名、山中敏子。生年月日、昭和32年1月9日。

山中氏は、山都町北中島の方で、町の保育士として長年勤務されており、人権問題にも熟知しておられます。また、地域の状況にも精通しておられ、住民の信頼もあり、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣へ推薦をたく、意見を求めるものです。

続きまして、諮問第4号の説明を行います。

意見を求める者。住所、上益城郡山都町米迫264番地3。氏名、田中裕子。生年月日、昭和26年4月9日。

田中氏は、山都町米迫の方で、学校教職員として長年にわたり精励し、知識も豊富である。また、地域の状況にも精通しておられ、地域住民の信頼もあり、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をしたく、意見を求めるものです。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 諮問第1号から第4号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） どなたがどうということではなくて、ちょっと確認でお尋ねをしたいと思います。

人権擁護委員、済みません、ちゃんと調べておかないといけなかったんですけども、全体で何人いらっしゃるって、そのうちの全員がここでかわられるわけではないんですよね。地区地区に何人いらっしゃるというのを確認させてもらっていいですか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。

山都町人権擁護委員の皆様は、矢部地区におきまして3名、それと清和地区におきまして2名、蘇陽地区におきまして2名ということで、計の7名の方がいらっしゃるということです。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意

する旨、答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第22 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（工藤文範君） 日程第22、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 現在、過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末に失効することから、新たな過疎対策法の制定に向けて強力な要請活動を行うこととされており、このたび、本町にも新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について御依頼がありましたので、発議をいたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

本町の人口減少率・高齢化率は、県内でも非常に高く、最近では、さらに少子化が進んでいます。このままの勢いで人口減少が続けば、何事においても人員不足がさまざまな分野に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。これがこの議案を提出する理由です。

○議長（工藤文範君） 提出理由の説明が終わりました。意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） 朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措

置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

わが山都町においても、人口減少率・高齢化率は、県内のなかでも非常に高く、最近では、さらに少子化が進み、年間の出生数が100人を切っている状況である。このままの勢いで人口減少が続けば、学校の廃校、人格形成の場の喪失、消費や住宅建設等の需要縮小、労働力不足による農林業や地場産業の低迷及び技術伝承の途絶、税収減少による公共サービスの質の低下など、さまざまな分野に重大な影響を及ぼすおそれがある。

山都町は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地域温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山都町議会。

以上です。

○議長（工藤文範君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」は、原案

のとおり可決されました。

日程第23 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（工藤文範君） 日程第23、「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情第7号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情に対しまして、総務常任委員会のほうに付託をいただきましたので、総務常任委員会の審査の結果を発表します。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

1、番号。陳情第7号。

2、付託年月日。令和元年6月6日。

3、件名。最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情。

4、陳情者。熊本県熊本市中央区神水1丁目30-7、熊本県労連最低賃金キャラバン熊本県実行委員会、実行委員長、楳本光男。

5、審査の結果。継続審査。

6、委員会の意見。陳情の内容が全国一律最低賃金制度確立、最低賃金審議会委員の選出、労働基準監督官の大幅増員及び最低賃金を1時間1,000円以上にするのと多岐にわたっているため、審議が尽くせず、本陳情を継続審査とする。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号「最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情」は、継続審査とすることに決定しました。

日程第24 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第24、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の

継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、本会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和元年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時40分

令和元年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

| | | | | |
|--------|--|-------|------|---|
| 報告第1号 | 平成30年度山都町一般会計継続費事故繰越し繰越計算書について | 6月6日 | 報告 | 済 |
| 報告第2号 | 平成30年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について | 6月6日 | 報告 | 済 |
| 報告第3号 | 平成30年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について | 6月6日 | 報告 | 済 |
| 報告第4号 | 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について | 6月13日 | 報告 | 済 |
| 報告第5号 | 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について | 6月13日 | 報告 | 済 |
| 報告第6号 | 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について | 6月13日 | 報告 | 済 |
| 報告第7号 | 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について | 6月13日 | 報告 | 済 |
| 報告第8号 | 有限会社「清和資源」の経営状況について | 6月13日 | 報告 | 済 |
| 報告第9号 | 平成30年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について | 6月13日 | 報告 | 済 |
| 議案第30号 | 専決処分事項（平成30年度山都町一般会計補正予算第7号）の報告並びにその承認を求めることについて | 6月13日 | 原案承認 | |
| 議案第31号 | 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて | 6月13日 | 原案承認 | |

| | | | |
|--------|---|-------|------|
| 議案第32号 | 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて | 6月13日 | 原案承認 |
| 議案第33号 | 専決処分事項（工事請負変更契約の締結）の報告並びにその承認を求めることについて | 6月13日 | 原案承認 |
| 議案第34号 | 山都町営グラウンド条例の一部改正について | 6月13日 | 原案可決 |
| 議案第35号 | 山都町介護保険条例の一部改正について | 6月13日 | 原案可決 |
| 議案第36号 | 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について | 6月13日 | 原案可決 |
| 議案第37号 | 令和元年度山都町一般会計補正予算（第1号）について | 6月13日 | 原案可決 |
| 議案第38号 | 工事請負変更契約の締結について | 6月13日 | 原案可決 |
| 議案第39号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について | 6月13日 | 原案可決 |
| 同意第3号 | 山都町副町長選任について同意を求める件 | 6月13日 | 原案同意 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 6月13日 | 原案同意 |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 6月13日 | 原案同意 |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 6月13日 | 原案同意 |
| 諮問第4号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 6月13日 | 原案同意 |
| 発議第1号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について | 6月13日 | 原案可決 |
| 委員会報告 | 陳情等付託報告について | 6月13日 | 原案可決 |
| 議長報告 | 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について | 6月13日 | 原案可決 |

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員
